

六月十八日 車駕、笹子驛に至る○岩手縣令島維精、秋田縣令石田英吉、連署して陸中黒澤尻驛、羽後横手驛間に新道を開設せん事を請ひて聽さる○大久保忠尙歿す年五十六

六月十九日 車駕、石和驛を過ぎ、罹災者に金を賜ひ、甲府に抵り給ふ○滋賀縣臨濟宗の永源寺を以て別派獨立を爲す

六月二十日 車駕、山梨縣廳及び裁判所、勸業場物産陳列所等に臨幸し給ふ○山縣大貳を追恤して金を賜ひ、縣官をして祭典を行はしむ

六月廿一日 車駕、舊甲府城内の勸業試験所に臨幸あり○沖繩縣廳を首里より那覇に移す

六月廿二日 車駕、甲府を發し菅原に抵る

六月廿三日 車駕、上諏訪に抵る

六月廿四日 車駕、松本に抵る

六月廿五日 車駕、松本裁判所、師範學校に臨幸あり

六月廿六日 車駕、福島に抵る○海軍避病院を相模久良岐郡吉田新田及び長浦灣瀬戸に設く

六月廿七日 車駕、三留驛に抵る

六月廿八日 車駕、美濃大井驛に抵る○岩村通俊を議官と爲す○府縣警部の制服夏季は白色を用ふるを許す

六月廿九日 車駕、多治見驛に抵る○官省院使に更令して法律布令の疑義あるものは、之を

六月三十日 太政官法制部に質さしむ○清國駐在全權公使宍戸璣を全權辦理委員と爲し、委任狀を授けて、之を清國政府に報ず

六月 日 車駕、名古屋に抵る○官省院使の經費金を制定す○清國厦門の領事館を廢す

六月 日 參議山田顯義、立憲政體に關する議を上る

六月 日 備荒儲蓄法を制定す

七月 一日 東京府、書籍館を文部省の所轄と爲し、東京圖書館と改稱す○清國人陳玉池、東京に南京米相場會所を置く

七月 二日 車駕、熱田神宮に詣り、桑名驛に着御○沖繩縣士に金祿證券を給す

七月 四日 車駕、津に抵る

七月 五日 車駕、三重縣廳に臨幸し給ふ○故結城宗廣の勤王、本居宣長の碩學を追賞し、祭料を賜ふ

七月 六日 車駕、津師範學校に行幸あり○古社寺保存内規を定め、府縣の社寺修補費金を内務省に屬す

七月 七日 車駕、山田に抵る○各廳經費金請求例規を定む

七月 八日 車駕、伊勢大神宮に詣り給ふ



七月十二日 車駕、龜山驛を發し、近江土山驛に抵る○府縣の經費金を定む

七月十三日 車駕、草津に抵る

七月十四日 車駕、京都に入り給ふ

七月十五日 羽後鳥海山上の大物忌神社を本社と爲し 山下吹浦村の大物忌神社を國幣中社と爲す

七月十六日 海上衝突豫防規則を改正す

七月十七日 刑法治罪法を創定し、斬首を廢す

七月二十日 車駕、京都を發し神戸に至り給ふ、勅使を湊川神社に遣し贈正三位楠正成に正一位を贈り、又兵庫縣民高田屋嘉兵衛紡棉の業を興せしを追賞して、其子孫に

金を賜ふ○硫酸の無稅輸出を許す○浮世繪師四代歌川豊國歿す年五十八

七月廿一日 天皇神戸に幸し扶桑艦に乗御し給ふ○陸軍中將野津鎮雄歿す年四十四

七月廿三日 車駕、東京に還幸し給ふ○儒者高木松居歿す年五十三 經天抄録、詩集、左氏講義等

七月廿五日 軍談師伊藤潮花歿す年七十一

七月 中 參議井上馨、立憲政體に關する議を上る○東京大學の文學科、始て卒業生を出す

七月 中 樂善會、訓盲院へ寄附の爲め、上野精養軒に於て始て慈善音樂會を開く

八月 三日 熊本八代城址に征西將軍懷良親王を祭祀し、八代宮と稱し、官幣中社に列し、亦良成親王を之に配祀す

車駕還幸

刑法治罪法を定む

八月 七日 新潟大火あり、縣廳裁判所以下五千五百餘戸を燒く

八月 八日 越後柏崎大火あり、七百戸を燒く

八月 九日 畫家狩野勝川歿す年五十八

八月 十日 各廳の經費及び雜收入決算帳書式を定む

八月十一日 朝鮮修信使金宏集、東京に来る

八月十二日 淨瑠璃太夫三代富本豊前椽歿す年七十二

八月十六日 露國の請に應じ、天皇御璽及び大日本國璽、太政官印の印影を贈る

八月十八日 議官秋月種樹罷む○清國總理衙門大臣沈桂芬、景廉、王文韶等、我公使館に来り、公使穴戸磯と會見し、琉球事件の商議を開く

八月廿三日 種痘實施主唱者笠原白翁歿す年七十二

八月三十日 朝鮮修信使禮曹參議金宏集、副使折衝將軍李容肅、參内して謁見す

八月卅一日 勤王家白石正一郎歿す年六十九

八月 中 松永貞次郎、始てバイオリンを製作す

八月 中 北海道石狩國に集治監を置く○東京銀行集會所を設立す○日本海員救濟會を創立す

九月 一日 米商會所の營業停止を解く、尋で定期賣買を許す

九月 二日 洋式船舶の地方廳の假免狀を有する者は、支那、朝鮮に通行するを許可す○東京市火葬場取締規則を定む



九月 三日 僧宗興寂年六十六 傍註略述法相義、訂正神道五部書、三條家説、上官慈視録、漫強録、眞宗二諦辯、進道初門學論、歩殺鈔講義、四顯惟策、山房夜話、大藏輔國集科文等

九月 四日 太政官に海上裁判所聽訟規則審査局を置く

九月 六日 威仁親王の英國旗艦に乗じて航海術を學ぶを止め、同國に赴き海軍を學ばしむ

○米國海軍副艦長エフユムギリーンの經線第二子午線電報測定の請を聽す

九月 八日 朝鮮修信使金宏集等、東京を發して歸國す

九月 九日 生駒親敬卒す年三十三

九月十三日 横濱取引所を横濱株式取引所と改稱し、公債證書及び諸株式の賣買を許す

九月十五日 司法省に命じて、漸次檢事を各地方に置かしむ

九月十六日 勤王家魚住源次兵衛歿す年六十四

九月十八日 儒者松本萬年歿す年六十六 田舎繁昌記、文齋雜抄、新稿雜記、維新大家文抄、維新大家文抄後編、東京日々新文詩、示蒙講説、標註劉向列女傳、歸葉雜録

九月廿四日 元老院に會社組合條例審査局を置く

九月廿五日 廢紙幣の燒棄を停め、之を煮爛して衆庶の縦覽を許す

九月廿七日 酒造稅則及び醫藥營業稅則を定む

九月廿八日 府縣會議員を選擧するには、定員外五人以下を副選して辭選者の缺に充て、及び正副議長出席せざれば議員中假に議長を公選して會議を開くことを得しむ

九月三十日 伊國人ギリヨーム・ベルシエーを雇ひて領事と爲し、伊國ウエニスに駐在せしむ

九 月 中 讃岐に大風雨あり、倒壞家屋一千三百五十一戸、死傷者百六十一人に達す

九 月 中 司法省に議事局を設け、議官渡邊驥を局長と爲す

十月 二日 東京濱町魚鳥會社を開業す

十月 四日 佛國巴里に領事館を置く○東京大風雨あり、倒壞家屋千九百四十餘戸、死傷者百二十餘人を生ず

十月 五日 大藏御用掛前田正名を總領事と爲し、佛國に駐劄せしむ○議官中島信行罷む

十月 八日 内務省所管の小笠原島を東京府に屬す

十月十一日 御服及び御馬具の制を改定す

十月十二日 皇太后、内藤新宿の植物御苑に行啓し給ふ○新聞紙、雜誌等の國安を害し風俗を破壊するものは、内務卿、之を禁停するを申令す

十月十四日 元老院幹事細川潤次郎を海軍刑法審査總裁と爲す

十月十五日 元老院に海軍刑法審査局を置く

十月廿一日 清國政府、琉球事案を棄て宮古、八重山二島を讓與するの議成る○福岡縣下の民蜈蚣驅除の令に服せず、三千餘人嘯聚して勢頗る横暴なり、乃ち縣廳、久留米警察署巡查を發して巨魁を捕ふ

十月廿二日 徵兵令を改正す○福岡縣下の暴民を鎮定す

十月廿三日 陸軍大佐樺山資紀をして大警視を兼しむ

十月廿五日 西班牙國彼我人民移住の條約を結ばん事を請ふ、之を許さず

十月廿七日 金札引換公債證書發行條例を改定す○第百十八國立銀行を第三十六國立銀行に



合併す

十月廿八日 團々珍聞の發行停止を解く

十月廿九日 天皇、陸軍戸山學校に臨幸し給ふ○横濱在留英人、其刊行せるガゼット新聞紙に我邦文を以て商況物價を挿記せん事を請ふ、聽さず

十月三十日 陸軍武官退職罷役の者待遇の制を定む

十月 中 東京上野博物館の造營成る

十月 中 國學者前原花村歿す年七十七

神道講演集六卷、假名古事記草六卷、歌集一卷、神系補説集一卷、漢學四書假名斥等

十一月 二日 從一位中山忠能、正二位嵯峨實愛、從二位中御門經之を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ

十一月 五日 地方税を改定し、地租五分の一を三分の一と爲す、又地方村支辦の費目を増し府縣土木費下付を罷む○内務、工部、大藏三省及び開拓使に命じ、官設の工場は漸を以て、民有に歸せしむ

十一月 九日 天皇、吹上御苑に臨幸し、近衛士官の競馬を觀給ふ

東京市街馬車鐵道敷設を許す

十一月 十日 鹿兒島縣士種田誠一郎等、東京府下の新橋、上野、淺草間に馬車鐵道を設けん事を請ひて之を聽さる○耕作地に非ざる民有地を共葬墓地に選定せしむ○國會

期成同盟會大會を東京に開き、河野廣中を議長と爲し、會名を大日本國會期成有志會と改稱す

十一月十一日 大臣參議に衛兵及び巡查を賜ふを止め、其の自衛の請を聽し、其の費を下賜さ

る

十一月十二日 北海道根室港に船改所を置き、釧路濱中港に船改派出所を設く

十一月十五日 府縣に令し古墳を發見するものは、之を宮内省に具申せしむ

十一月十七日 小銃五十挺を朝鮮國に贈る○山林保護を内務省に命じ、府縣に懇諭せしむ

十一月十八日 酒井忠績、酒井忠悳を華族に班す

十一月二十日 白國公使シャル・ド・グロート參内して同國皇帝贈呈のグラン・ゴルドン・ド・

ロドルレオーポール大綬章を捧呈す

十一月廿六日 始て區會を函館に設く

十一月廿九日 天皇、戸山學校に行幸し給ふ

十一月三十日 土地賣買讓渡規則を定む○九鬼隆一、野村素介を議官と爲す

十一月 中 私立大阪商業講習所を設立す(後の大阪高等商業學校)

十二月 二日 省使の職制及び事務章程を改定す

十二月 三日 伊國皇族デュック・ドゼン復東京に來り參内す

十二月 四日 海軍中將中牟田倉之助を東海鎮守府司令長官と爲し、少將林清康の兼務を罷む

○伊國駐劄特命全權公使鮫島尙信歿す

十二月 五日 儒醫柘植葛城歿す年七十二醫案、救荒私言、老子訓、時務策、御醫論古義等○儒醫小島瞻淇歿す年四十二銚子紀行、日新錄

十二月 六日 皇居及び離宮諸門の通行鑑札を改正す

十二月 九日 衆庶の上書國事建白は管廳を経て元老院に上らしむ、又公務を以て各國駐劄公

土地賣買讓渡規則を定む



使領事に通信する者は必ず外務省を経由せしめ、以て人民の建白請願、上書之路を杜絶す

十二月十日

天皇、日比谷操練場に臨み衛近兵の檢閲式を觀給ふ○僧阿部大圓寂年七十二唯詩三十頌、中策一卷、三類境溫知録三卷等

十二月十二日

光格天皇四十年祭あり

十二月十四日

參議伊藤博文、立憲政體に關する建白書を上る○甲斐國身延山久遠寺の造營を始む

十二月十五日

東京府下馬車取締規則を定む○椽木縣下那須原開墾者三島彌太郎等の請を許し、水路開鑿費を下付す○河野廣中、松田正久、沼間守一等、東京に相會して自由黨結成の盟約成る

十二月十六日

大阪専門學校を改めて、大阪中學校と爲す

十二月十八日

勅任官及び麝香間祇候の參賀の節、車馬、車寄に至るを許す

十二月廿一日

朝鮮國駐在公使、領事の費用條例を定む

十二月廿三日

官幣大社日前神社、日縣神社の舊號を復し、神宮と爲す○株式取引所條例を改正す

十二月廿四日

天皇、陸軍士官學校に幸し、生徒の卒業授與式を觀給ふ○大阪大火あり、二千九百八十九戸を火く

十二月廿五日

皇居諸門規則を定む

大阪大火

司法省燒く

十二月廿七日

司法省燒く○熊本縣士白木爲直等の肥後百貫石港附近に新港を築くを聽す○淺野長勳を議官と爲す

十二月廿八日

元老院副議長佐佐木高行を日本海令草案審査總裁と爲す○新嘉坡の駐劄領事を停む○神道、教導職中、祭神及び事務に關して紛議起る、乃ち命じて會議を設け、事務局設置、管長選定法、大教院祭神の三事を議定せしむ

十二月中

國安妨害、風俗壞亂及び教育上弊害の書籍は教科書に採用せざるやう府縣に注意せしむ

十二月中

漢學者元田竹溪歿す年八十

尚書集解、大學標註、中庸集解、撰夷私論、識文集、十七帖略傳、竹溪先生遺稿

明治十四年

辛巳 皇紀二五四一年 西曆一八八一年

正月 七日

車駕、横濱に臨幸し、伊國軍艦に就て皇族デユック・ド・ゼエンを親問し給ふ○日本海令草案審査總裁局を元老院に設く○阿波美馬郡西端村吉良名御所平を以て定て忌部神社と爲し、命じて社殿を營ましむ○佃島監獄署に學校を設け、少年囚徒をして就學せしむ

正月 八日

東京芝大火あり、百三十五戸を燒く

正月 九日

威仁親王、横濱解纜、英國に赴く○重罪の揭示を廢止す

正月 十日

天皇、吹上御苑に臨み、近衛兵の操練を觀給ふ○陸軍實地演習概則を定む○京都府管下の伏見區を廢す○岐阜笠松銀行を設立す

正月十一日

副議長佐佐木高行、左大臣熾仁親王に謁し、速に欽定憲法の制定あらん事を進



言す

警視廳を再置  
憲兵を置く

正月十四日 再び警視廳を東京に置き、陸軍大佐樺山資紀をして警視總監を兼しむ○内務省の警視官を廢し、警視局を警保局と改稱す○陸軍部内に憲兵を置く○細川潤次郎を日本藥局編纂委員總裁と爲す

正月十五日 車駕、元老院開院式に行幸あり○儒者阪谷朗廬歿す年六十日本地理三卷、左説私抄三卷、田舎話、評註東萊博議六

卷、阪各朗廬全集、同文集等

正月十六日 詩人菊池溪琴歿す年八十三海曲蟲語、内政微言、風雲雜記、詠古雜詩、國政論、内政論、皇國形勢、永晝茶話、溪琴山房詩目録六卷、溪琴山人集、海莊集、秀齋樓集、農兵私議

正月十七日 東京麹町區有樂町に明治法律學校を開く

正月十九日 榎村正直を元老院議官に、北垣國道を京都府知事と爲す

正月二十日 府縣に令して意を加へ水産の繁殖を謀しむ○特命全權公使宍戸璣北京を去る

正月廿三日 天皇 皇后、青山御所に行幸啓あり

正月廿六日 東京大火あり、神田より深川まで一萬五千二百廿一戸焼く

正月廿七日 改造壹圓紙幣の流通交換を令す

正月廿八日 北海道物産賣捌所を東京に設く

正月三十日 孝明天皇祭あり

正月卅一日 府縣立の學校、幼稚園、書籍館、設置廢止規則を定む○遺失物取扱規則を改正す

正月 中 元老院に建白課を設く○一般郵便局に於て金子入書狀を取扱ふ○消防本部を改

東京大火

納本の制定  
まる

二月 一日 ぬ消防本署を置く○儒者山田梅村歿す年六十六吾愛五十歲詩鈔、青龜小錄、書體解要 大和高市郡野口村王の墓を以て、檜隈大内陵天武天皇 持統天皇に、同御園村アノコウ山を以て檜隈安古岡陵文武天皇と治定せらる

二月 二日 新聞紙、雜誌等を警保局に納付せしむ

二月 三日 軍艦金剛を清國に差遣さる○俳優中村翫雀歿す年四十一

二月 四日 社寺境外に説教所を設くる者は、内務省に申請せしむ○刑法、治罪法草案審査局を閉づ

二月 五日 二品嘉彰親王を世襲皇族に、二品晃親王を二世皇族と爲す○國學者渡邊重陰歿す年九十

二月 六日 天皇、上馬牽村に獵遊し給ふ

二月 七日 福井縣を置き、越前若狹を管せしめ、堺縣を廢し、大阪府に合併す○日比谷神道事務局に於て神官の大會議を開く

二月 九日 大阪鎮臺司令官曾我祐準に中部監軍部長の事を攝せしめ、熊本鎮臺司令官高島鞞之助を大阪鎮臺司令官に、陸軍少將山地元治を熊本鎮臺司令官に、陸軍少將佐久間左馬太を仙臺鎮臺司令官と爲す

二月 十日 天皇、吹上御苑に臨み、近衛兵の射的を觀給ふ

二月 十一日 東京大火あり、七千二百九十三戸火く○華族綾小路有長薨す年九十

二月 十二日 陸軍少將四條隆謨を中將と爲し、議官を兼しめ關口隆吉を議官と爲す



神道教導職  
總裁を置く

二月十三日 敦賀、匹田間の鐵道成る

二月十四日 太政官に審理局を置く○澳國皇太子に大勳位菊花大綬章を贈進さる○府縣會規則、區町村會法及び地方稅規則を補正す

二月十五日 天皇、吹上御苑に臨み兎獵を觀給ふ○陸軍省に憲兵事務取扱所を設く

二月十六日 群馬縣廳を前橋に改置す○司法省屬代言人を廢止す

二月十七日 洋式船船長、運轉手試驗の定期を減じ、外國政府の免狀を有する者は直に免狀を下附す、又汽船十噸、風帆船二十噸以下に免狀を交附するを停む

二月十八日 車駕、八王子驛に行幸あり○陸軍省條例及び職制表を改正す

二月十九日 車駕、坂尾山の邊にて兎狩を觀給ふ○俳優岩井半四郎歿す年七十四

二月二十日 車駕、府中驛に至り給ふ

二月廿一日 車駕、還幸し給ふ○東京四谷大火あり、千二百六十二戸焼く○儒者照井小作歿す年六十三 大學解、論語解、中庸解、孟子解

二月廿三日 車駕、日比谷練兵場に幸して、近衛兵の除隊式を觀給ふ○一品熾仁親王を神道教導職總裁に議官岩下方平を副總裁と爲す○修史館を太政官に移す

二月廿四日 東京市街に於て火災の延焼を防ぐ爲め、防火線路を定め、家屋の制を設け、道路を改め、溝渠を通ぜしむ

二月廿五日 租稅未納處分規則を改正す

二月廿六日 福島縣廳燒く

布哇皇帝來  
朝

群馬縣農民  
騒ぐ

二月廿八日 府縣警察費國庫支給の額を更定す

二月 中 神戸港に水上警察署を置く○五十邇敷入彦命の墓を和泉日根郡淡輪村と治定す

二月 中 洋醫學者島村鼎甫歿す年五十二 瘧疾新説 生理啓蒙

三月 一日 車駕、第二回内國勸業博覽會の開場式に行幸し給ふ

三月 二日 内務省、明年二月を以て山林共進會を東京に開設するを布告す

三月 三日 地價修正の際、査定に服せざる者は、三年の收穫を平均して其價を定めしむ

三月 四日 布哇國皇帝カラカウワ殿下横濱に上陸し野毛山離宮に入る○前田利武を華族に列す○函館港内國船取締規則を定む

三月 五日 布哇皇帝、東京に至り赤坂假皇居に參内あり、禮畢りて延邊館に入る、天皇、往て之を親訪し給ふ○群馬縣上野國群馬郡保渡田村等六十餘村の農民、共同林場部分木栽植の事に服せず、千四百人嘯集して擾動す、縣官、説諭して解散せしむ

三月 七日 陸海軍二省に命じ、肥前佐古の臺灣戰死者の靈を改葬し、祭典を行はしむ

三月 八日 天皇、布哇皇帝と日比谷練兵場に臨み、觀兵式を親閱し給ふ○神道事務局規定を定む○囚徒の集治監に移すべき者及び費用の區分を定む

三月 九日 布哇皇帝、海軍兵學校に臨み、生徒の實彈發射を觀る

三月 十日 伊國政府、財政工事に關する官令律文等刊行毎に之を交換せん事を請ひ、尋で露國も亦行政文學藝術に關する著書の交換を請ふ、並に之を聽す○群馬縣下の



琉球事件終局

農民擾騷鎮靜に歸す

三月十一日 布哇皇帝、赤坂假皇居に參内あり○内務省農談會を淺草本願寺に開く  
 三月十三日 特命全權公使穴戸璣、東京に歸りて、直に參内し、琉球事件終局の旨を復命す  
 三月十四日 天皇、布哇皇帝に大勳位菊花大綬章を贈進し、隨員にも亦各勳章を賜ふ○露國皇帝アレキサンドル二世の訃至る

三月十五日 天皇、延遼館に臨幸し、布哇皇帝に餞し給ふ  
 三月十六日 布哇皇帝、東京を發し横濱にて乘艦す○儒者岡本晤叟歿す年七十四  
 三月十七日 豫備紙幣新式半圓、貳拾錢の二種を増製す

東洋自由新聞發刊

三月十八日 集治監獄司以下の官を改め、典獄、書記、看守長、看守を置き、其官等職制を定む、又看守長、看守に劔を佩しむ○在監人給與規則を廢す○西園寺公望、松澤求策、松田正久と相謀り、東洋自由新聞を發刊し、自由主義を唱ふ  
 三月十九日 後備軍司令部條例及び豫備軍後備條例を定め、後備軍官員服務概則を廢す  
 三月二十日 布哇皇帝、長崎に至る  
 三月廿一日 宮内省に門監長、門監、門部を置く○陸軍憲兵服制を定む○警察署の改置、所轄、區域を定む  
 三月廿二日 布哇皇帝、長崎解纜、上海に赴く○本年度備荒儲蓄補助金を府縣に配布す○俳優中村歌女之丞歿す年五十二  
 三月廿三日 近衛守衛隊服務概則を定む

三月廿四日 陸軍傳令使心得を定む

三月廿五日 開拓使士族伊達邦成、伊達邦直の墾開の功を賞し、並に従六位に叙す

三月廿七日 越後出雲崎に大火あり、五百四十戸を火き、死者二十六人を生ず

三月廿九日 文部省に内記局を置く○詞訟裁決の後、司法卿に再審を求むるの制を廢す

三月卅一日 神戸大火あり、三百三十戸焼く

三月 中 參議大隈重信、明治十六年國會開設の議を上り、參議伊藤博文と意見の衝突を爲す○政府、西園寺公望をして東洋自由新聞との關係を絶たしむ

三月 中 洋傘製造會社を東京に設く

四月 一日 皇后護衛の巡查を廢す

四月 三日 千葉縣行徳に大火あり、二百七十餘戸焼く

四月 四日 陸軍省士官適任證書附與概則を定む

四月 五日 長野縣小諸銀行を設く

農商務省を置く

四月 七日 農商務省を置く○文部卿河野敏謙を農商務卿に、議官福岡孝弟を文部卿と爲し海軍中將榎本武揚の海軍卿を罷め、海軍中將河村純義をして再び海軍卿を兼しむ○外務卿井上馨を外賓待遇禮式取調委員と爲す

四月 八日 下總習志野を御獵場と定む○西園寺公望、遂に東洋自由新聞社長を罷む

四月 九日 福井縣下の裁判事務を金澤裁判所に屬す

四月十一日 天皇、吹上御苑に臨み、參謀監軍兩本部及び近衛將校の競馬を觀給ふ○陸軍教



導團條を改正す

四月十二日 參議山田顯義に軍事部主管を兼しむ  
 四月十四日 天皇、内國勸業博覽會に行幸あり  
 四月十五日 天皇、學習院に臨幸あり  
 四月十六日 皇太后、芝公園紅葉館へ行啓あり  
 四月十八日 皇后、内國勸業博覽會に行啓あり○伊豆七島は郡區編制法の外となし、其地區の名稱等を現制に据置く旨を布告す○海江田信義を議官と爲す○佛國馬耳塞副領事レーモント・モンブローを領事と爲す  
 四月十九日 鐵丹猩、臘脂等を除く外アニリン其他鑑屬の繪具染料にて飲食玩弄の諸器を彩飾するを禁ず○貧民流行病救療の制規を廢し、地方税中衛生費を以て支辨せしむ  
 四月二十日 天皇、内國勸業博覽會に行幸あり○陸軍に懲治隊を設く○海軍省職制及び事務章程を補正す  
 四月廿一日 藤井希僕を皇居造營御用掛と爲す  
 四月廿二日 皇太后、内國勸業博覽會に行啓あり  
 四月廿三日 改定律令を刪正す  
 四月廿五日 陸軍武官結婚條例を定め○山城梅尾寺炎上す○陸前福島大火あり、千七百八十戸焼く

陸軍懲治隊を設く

四月廿六日 天皇、皇后と吹上御苑に臨み、各國公使を召して櫻花を觀給ふ  
 四月廿八日 天皇、相模厚木驛に行幸あり○皇居造營事務所を開く○會計検査院の職制章程を更定し、會計法及び歳入科目を定む  
 四月廿九日 天皇、厄寺ヶ原に臨み、近衛兵の對抗運動を親閲し給ふ○硫黃の無税輸出を許す  
 四月三十日 天皇、妙見山に幸し、近衛兵の不期對抗運動を觀給ふ○會計事務上、各廳長官と會計主務官吏との分掌を定む○内閣書記局分課處務概目及び規程を定む○内務省に命じて越後清水村と上野湯檜曾村間に道路を開造して、高崎、長岡に連接し、以て東京新潟の一大幹路を通ぜしむ

越後の洪水

四月 中 越後洪水あり信濃川決潰す  
 四月 中 勸業の目的を以て各府縣に農工商諮問會を設く  
 五月 一日 天皇、東京に還幸あり  
 五月 二日 大臣參議の公文檢印内規を定む  
 五月 三日 山口縣小野田セメント製造會社成る○畫家川上冬崖歿す年五十四  
 五月 四日 天皇、吹上御苑に幸し、東京鎮臺士官の競馬を觀給ふ○小學校教則綱領を定む  
 ○靖國神社境内の遊就館成る  
 五月 五日 地方税豫算精算順序及び書式地方費科目を改定す  
 五月 六日 官吏の道路、河港の修築、海陸の運輸及び開墾、殖産等を目的とする會社の株

小野田セメント會社  
小學校教則綱領  
遊就館成る



式と爲るを許す○府縣職制を補正す○横濱、神戸、新潟、函館、金澤の各裁判所に検事を置く

五月 七日 改正陸軍武官進級條例を頒つ

五月 八日 宮内少輔土方久元を内務大輔と爲す

五月 九日 天皇、島津忠義邸に臨幸し、犬追物を觀給ふ

五月 十日 天皇、根岸競馬場に行幸あり

五月 十一日 千川水道取締禁例を定む

五月 十三日 皇太后、皇后と島津忠義邸に行啓あり、能樂を觀給ふ

五月 十四日 三菱會社に命じて、仁川港を経て浦潮港に定期航海を爲さしむ、乃ち汽船購買費八萬圓を貸與し又毎歳航費一萬圓を下付す

五月 十五日 越中氷見村大火あり、千二百餘戸火く

五月 十六日 天皇、内國勸業博覽會に行幸あり、動物館を觀給ふ○澳國公使ホツプヘル・ド・

ホツフヘンフルヘルス參内して同國皇帝贈進のサンテチエンヌ・グラン・クロワ

一勳章を捧呈す

五月 十七日 名古屋、熊谷、松本、松山、廣島、水戸、松江、弘前、静岡、高知、熊本、福

島、鹿兒島の各裁判所に検事を置く

五月 十八日 天皇、觀音崎礮臺及び横須賀造船所に行幸あり、海軍射的並に水雷火を覽給ふ

○鍋島直彬を議官と爲す○熱田神宮、出雲大社に權宮司を増置す

五月 十九日 天皇、還幸あり○陸軍臨時編制概則を定む

五月 二十日 舊幕臣梅澤孫太郎歿す年六十五

五月 廿一日 大藏省出納局の仙臺、長崎、出張所を廢す○華族池田章政以下四百六十二名、

連署して東京、青森間の鐵道敷設につき創立願書を提呈す

五月 廿三日 府縣農商工諮問會規則を定む

五月 廿四日 皇后、東京女子師範學校に行啓あり、生徒の卒業證書授與式を觀給ふ○損傷紙

幣交換規則を制定す○無等判任官以下の席次を定む

五月 廿五日 皇后、横須賀へ行啓あり○地券證印税を更正す○朝鮮參判官朴正陽等我が政治

文物工藝等視察の爲め東京に来る

五月 廿六日 天皇、吹上御苑に臨み陸軍將校の競馬を觀給ふ○海軍省に規程局を置く○職工

學校を東京府下に設く

五月 廿七日 舊高知藩士武市半平太等八十人を靖國神社に合祀す

五月 廿八日 元老院幹事山口尙芳を會計検査院長と爲す○歌人高島式部歿す年七十凌の會集

五月 三十日 太政官に統計院を置き、參議伊藤博文を院長と爲す

五月 卅一日 故蒲生君平に正四位を贈らる

五月 中 司法省に憲法志料掛を置く

六月 二日 天皇、騎して府中驛に行幸あり、蓮光寺邊にて鮎漁を觀給ふ

六月 三日 天皇、還幸あり

統計院を置く



六月 四日 爆發物取扱方を定む

六月 五日 歌人渡忠秋歿す年七十一讀史有感集、先入鈔、かた糸、研哉抄、桂陰集等

六月 六日 米國人、其都府博物館備用の禽鳥を蒐集するが爲め、我西海地方に期外鳥獵を爲さん事を請ふ、聽さず○露國海軍中將レソフスキー東京に来る

六月 七日 參謀本部長山縣有朋、陸軍卿大山巖の請願を聽し、費額二百四十五萬五千圓を以て十年を期し、富津、猿島及び勝力波島、箱崎、夏島に砲臺を築き、觀音崎礮墩と相踏角し、東京灣の守備を嚴にせしむ

六月 九日 天皇 吹上御苑に臨み、華族の競馬を觀給ふ

六月 十日 天皇、上野公園に行幸あり、内國勸業博覽會の褒賞授與式に臨み給ふ

六月 十四日 露國海軍中將レソフスキー參内、謁見す

六月 十五日 陸軍中佐能久親王をして議定官を兼しむ○東京大學に總理を置く

六月 十六日 海軍中將中牟田倉之助をして海軍大輔を兼しめ、海軍少將仁禮景範を東海鎮守府司令官と爲す○眞宗東派を眞宗大谷派と改稱す○各廳より在留各國公使に照會の事項あれば、外務卿に移牒して之を措辨せしむ

六月 十七日 商法會議所に保護金を下付するを停む○警視綿貫吉直を警視副總監と爲す

六月 十八日 小學校教員心得を定む

六月 十九日 露國海軍中將レソフスキー横濱を發し、歸國す

六月 廿二日 府縣の豫備金を廢す○外國人より惠救を受けたる際に兩國交際に關する者は、

東京大學に總理を置く

小學校教員心得

外務省、之を處辨し自己の慈惠に出づる者は、内務省を之を處辨す、因て府縣に令し區分具申せしむ

六月 廿四日 度量衡取締條例を改正す

六月 廿六日 天皇、三田育種場に行幸あり、興農競馬會を觀給ふ

六月 廿七日 大藏省に會計局を置く○鍋島幹を議官と爲す

六月 廿八日 天皇、千葉縣下三里塚種畜場へ行幸あり、種畜及び馬耕を觀給ふ○外國品購求規則を廢す○狂言作者三瀬川如皐歿す年七十六繪本更科譚、鏡山再盛花祝曳、滑稽七福人、新臺いろは書殆、實成金菊月、木下曾我惠藏路、東山櫻莊子、御伽譚博多新編、與話情存名廣傳、花野戀俄猫魔術、幼時雨浮名双彈、金瓶梅曾我松尾、挿頭富浦間高綱、御國松曾我中村、朝夷巡島記等

六月 廿九日 大阪の國債局支局を廢す

六月 三十日 地租改正事務局を廢止す○内國勸業博覽會の閉場式を行ふ

七月 一日 越前敦賀港口の立石岬燈臺成る

七月 二日 天皇、東京に還幸あり

七月 四日 地租改正事務局の殘務は租稅局に於て取扱ふを令す

七月 五日 僧玄雄寂年七十八八教大意釋要四卷、三經往生文類釋釋一、卷、四法大意釋解、一念多念證文釋釋等

七月 六日 右大臣岩倉具視、憲法制定に關する意見を上る○文部省出仕加藤弘之を東京大學總理と爲す○金井之恭を内閣大書記官と爲す

七月 七日 太政官大書記官大野誠を長野縣令と爲す

七月 八日 天皇、吹上御苑に臨み、近衛士官及び華族の射的を觀給ふ○刑法治罪法を明年

三世瀬川如皐歿す



明治生命保險會社創立

一月一日より施行する旨を布告す○渡島國福島、津輕二郡を併て松前郡と稱し、釧路國網尻郡を北見國に編し、網走郡に併す○復々官國幣社經費金の年額を定む

七月九日 憲兵上長官等の提燈徽章を定む○明治生命保險株式會社を東京京橋に創立す

七月十一日 天皇、吹上御苑に行幸あり、皇居造營の繩張を覽給ひ、還御の途次、淺野長勳邸に臨み給ふ○霞ヶ關に新築の外務省成る

七月十二日 議官東久世通禧を元老院幹事に、稅所篤を議官と爲す○皇居四近失火及び警急の信號砲場を紀尾井坂皇居屬地に移す

七月十三日 町村衛生委員、町村會の公選を許す

七月十四日 車駕、東北巡幸發軔は來る三十日と仰出さる○農商工上等會議規則を定め、尋で會議を開く

七月十五日 宮内省御用掛副島種臣、伊知地正治、正二位島津久光を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ○東京府立庶民夜學校を廢止す

七月十六日 文部卿福岡孝弟、工部卿山尾庸三、司法卿田中不二麿、元老院副議長佐佐木高行、幹事東久世通禧、議官淺野長勳、福羽美靜、會計検査院長山口尙芳、内務大輔土方久元、司法大輔玉乃世履、工部大輔吉井友實、從二位德川慶勝、松平慶永、伊達宗城、毛利元徳、島津忠義を勳二等に叙す

七月十八日 地方學校賞與の例格を定む

日英郵便爲替條約

七月二十日 外務大輔上野景範を議定官と爲す○特命全權公使井田讓の澳國駐在を罷め、佛國に駐節せしむ、尋で瑞西及び西、葡の三國を兼しむ

七月廿一日 小學校設置の區域の町村境界に依り難きものは、其區域を異にするを聽す○社寺に氏子檀家總代人を置かしむ

七月廿二日 内務卿松方正義、從一位九條道孝を勳一等に叙す○長崎司藥場を廢す○在監人傭工錢規則を定む

七月廿五日 日英郵便爲替條約を締結す

七月廿六日 蘭國公使ファンデルボット參内して國帝贈進のグロートクロイス・デル・オルデブレンテンネードルランセンテイウ勳章を捧呈す

七月廿七日 瑞典國皇帝同皇太子に大勳位菊花大綬章を贈進せらる○新年、紀元、天長節の賀表式を更む○元老院幹事細川潤次郎を司法大輔と爲す○開拓使長官黒田清隆、北海道開拓使の官有物一切を代價參拾萬圓にて豪商五代友厚、中野梧一に拂下げん事を申請す○群馬縣下高崎驛民、縣廳改置の令に反對し、結黨して嗷訴す、縣官、説諭して解散せしむ

七月廿八日 海軍機關學校を設く

七月廿九日 開拓使官有物拂下の閣議を決す、是れより世論囂々として之に反對し、政府の處置を攻撃す○渡邊清を議官と爲す○中學校教則大綱を定む○歲計豫纂表を各廳に頒つ

中等學校教則大綱

官有物拂下事件起る



山形、秋田、北海道巡幸

七月三十日 車駕、山形、秋田二縣及び北海道巡幸の爲め、東京を發輦あり、左大臣熾仁親王、二品貞愛親王、三品能久親王、參議大隈重信、大木喬任、宮内卿徳大寺實則之に従ふ

鐵道會社創立

八月 一日 車駕、小山驛に至る○露國海軍大將フーチャチン、工部卿ホシエツトに一等勳章を贈進さる○華族池田章政、三井八郎右衛門等の申請の東京青森間の鐵道會社の創設を聽す○東京風帆會社の謙信丸、濠洲シドニー港に到着す、我風帆船の同國に遠洋航海するの嚆矢なり

八月 二日 車駕、宇都宮驛に至る○儒者龜田鶯谷歿す年七十五 候補一掃五卷、論語集註異說二十卷、五魂說古事記序解、學孔堂漫稿、學孔五十音圖說

八月 三日 天皇、下野勝山城址に臨み、東京、仙臺鎮臺兵の對抗運動を觀給ふ○皇女、降誕あり○工部省の検査局を廢す

八月 四日 天皇、復對抗運動を岡本原に親閱し、宇都宮に還幸し給ふ

八月 五日 車駕、佐久山驛に至る○佛國巴里領事館の設置を停め、總領事前田正名を罷む○外賓接待略規を定む○人民の郡區戸長に對する詞訟を地方裁判所に屬す○大藏準備金處務規程を更定す

八月 六日 車駕、蘆野驛に至る○教育博物館に東京の二字を冠し東京教育博物館と稱す

八月 七日 車駕、白川驛に至る

八月 八日 車駕、須賀川驛に至る

八月 九日 車駕、二本松驛に至る○皇女を詔子と名け、滿宮と稱せらる

八月 十日 車駕、白石驛に至る○樺戸已決監成る、樺戸集治監と稱し、内務省に隸す

八月 十一日 車駕、岩沼驛に至る

八月 十二日 車駕、仙臺に至り給ふ○大學に大學諮問會を設く

八月 十三日 天皇、左大臣熾仁親王に命じ、代りて野蒜港の築造を巡視せしめ給ふ○石油取締規則を定む

八月 十四日 儒者小笠原勝修歿す年六十 讀國史略後篇、愛國偉績、續愛國偉績、詩文遺稿

八月 十五日 僧侶托鉢の禁を解く○郡部漁業稅賦課規則を定む

八月 十六日 車駕、一關驛に至る

八月 十七日 車駕、水澤驛に至る

八月 十八日 車駕、花卷驛に至る○舊大野藩執政内山良休歿す年七十五

八月 十九日 車駕、盛岡に至る○師範學校教則大綱を定む

八月 二十日 外務省の書記官、書記生を改置す

八月 廿一日 車駕、沼宮内驛に至る

八月 廿二日 車駕、一戸驛に至る○御夏服を制定す○地方裁判所各支廳に檢事を置く

八月 廿三日 車駕、五戸驛に至る

八月 廿四日 車駕、八戸町に至り給ふ○大藏省、租稅局出張所を靜岡以下十四所に増置す

八月 廿五日 車駕、三本木驛に抵る○船燈製造及び販賣規則を定む○新舊公債證書條例を補

師範學校教則大綱



ふ○相撲取玉垣額之助歿す年六十九○儒者木原桑宅歿す年六十八

八月廿六日 車駕、野邊地驛に至る

八月廿七日 車駕、青森に至る

八月廿八日 車駕、青森縣廳及び學校、病院に臨幸

八月廿九日 車駕、青森を發し、扶桑艦に乗御して北海道に航し給ふ

八月三十日 車駕、小樽港に至り、天皇、汽車に乗御して札幌に至り給ふ○東京癲狂院を本

郷駒込に移す

八月卅一日 車駕、札幌に駐輦あり、開拓使廳及び諸學校、紡績所、麥酒製造所、牧場等を

巡覽し給ふ○陸軍少佐木村信卿、外人の囑を受け、密に日本全國小地圖數種を刻せんとし、事露れて處刑せらる

八月 中 新聞記者内海果歿す年三十二

八月 中 漢學者上田章歿す年四十九 南龍公年譜、南紀名臣略傳、南龍公遺事等

九月 一日 二品守脩親王薨去年六十二

九月 二日 車駕、札幌を發輦あり○陸軍參謀本部、各地測量の爲め、吏員を差遣す

九月 三日 車駕、膽振白老に至る、土人、熊祭古式及び踏舞を行ひて天覽に供す○大學各部の學科を更定す

九月 四日 車駕、室蘭に至り、全道の土人に金を賜ふ

九月 五日 陸軍囚獄會計卒に刀を佩ばしむ

土人皇恩に浴す

九月 六日 車駕、函館に抵る○武田信廣の蝦夷を撫御し、開拓の基を創めしを追賞し、正四位を贈らる

九月 七日 車駕、函館發輦あり、迅鯨艦に乗御して青森に抵る

九月 九日 車駕、弘前に至り給ふ○農商務省の新築成る

九月十二日 再び鳥取縣を置く

九月十四日 郵便線路里程表を改正す

九月十五日 陸軍警察假規則を定む

九月十六日 車駕、秋田に至り給ふ、使臣を平田篤胤の墓に遣し祭料を賜ふ

九月十九日 監獄則を改定す○議官中村弘毅、開拓使官有物拂下の民意に背かざらん事を太

政大臣三條實美に進言す

九月二十日 車駕、横手驛に抵る○大藏省、證券の發行規則を制定公布す、之に由て永く豫

備紙幣發行の弊害を絶つを得たり○司法官吏、事に臨みて巡查及び兵員を要求

するの條規を定む

九月廿一日 車駕、院内驛に抵り、鑛山の諸工場を觀給ふ○米國大統領ガルフキールドの計

報至る

九月廿二日 府縣に令して、漫りに土地の舊稱を變更する事勿らしむ○日本坑法を補正す

九月廿三日 都下の政客等、上野精養軒に板垣退助を饗す

九月廿四日 車駕、鶴岡に抵る

證券發行規則制定



東京物理學校創立

九月廿五日 車駕、酒田に至る  
 九月廿六日 車駕、酒田を發輦あり○内國勸業博覽會事務局を廢止す  
 九月廿七日 華族松浦詮、鍋島直虎、板倉勝達等、憲法制定につき建白書を上る  
 九月廿八日 日米兩國の難破船救助費償還方を定め、之を府縣に布告す○清國の芝罘、鎮江、漢江、寧波、福州、牛莊、九江、天津、八港の我郵便受取所を廢す  
 九月廿九日 車駕、山形に抵り、久留米開墾社等の墾闢地を巡覽し給ふ○日英郵便爲替條約締結を布告す  
 九月三十日 府縣の經費金を定む  
 九月 中 私立東京物理學校を創立す○阪部定、加藤九郎等、始て本所林町に感化院を設く  
 九 月 中 儒者江幡晚香歿す年七十七 晚香園閑話四卷、同詩文集四卷、同詠草一卷、田園襟詩一卷、和漢人物百詠一卷、漁樵話資一卷等  
 十月 一日 山下門内博物館を上野公園に移す  
 十月 二日 車駕、米澤に抵る  
 十月 三日 桂宮淑子内親王薨去  
 十月 四日 車駕、福島に至り、左大臣熾仁親王に命じて、代て若松地方を巡覽せしめ給ふ  
 ○治罪法を施行するを以て、巡查をして大審院及び各裁判所を警備せしむ○鳥取縣管内の裁判事務を松江裁判所に屬す  
 十月 五日 車駕、郡山に抵る

官有物拂下の閣議撤回

十月 六日 車駕、白川に抵る○各裁判所の管轄區畫を改正す、又治安裁判所をして權に輕罪の豫審を要せざる者を裁判せしむ○治罪法の陪席判事、補充判事は院長、裁判所長をして臨時指定せしむ  
 十月 七日 小笠原島裁判事務を東京府出張所に委し、違警罪輕罪の裁判を行はしめ、控訴、及び重罪裁判を東京控訴裁判所に屬す○開港場地方官に外國艦長訪問の内規を定む  
 十月 八日 儒者江木鰐水歿す年七十二 孫子註、山陽先生行狀、經說雜著、詩文集  
 十月 九日 參議黒田清隆、大隈重信の國會開設早急論に反對し、趣旨書を太政大臣三條實美に提出す  
 十月 十日 海軍下士以下被服給與概則を定む  
 十月 十一日 天皇、東京に還幸あり、即夜、熾仁親王以下大臣、參議及び各省卿を召して會議し、國會開設の期を決し、且つ開拓使官有物拂下を取消す旨を仰出さる○參議伊藤博文、黒田清隆、山田顯義等、大隈重信を彈劾す  
 十月 十二日 詔して明治二十三年を期し、國會を開くを諭し給ふ○開拓使官有物拂下の閣議を撤回す、輿論、閣議を覆すの嚆矢なり○櫻田義學の土增子金八歿す年六十  
 十月 十三日 天皇、國會開設の大詔發布につき大臣參議及び省院長官を召し、勅して聖意を對揚せしめ給ふ○參議大隈重信を罷む、開拓使官有物拂下げに反對し、國會開設の急務を主張せし爲なり、之と意を同じうせる統計院幹事兼太政官書記官矢



野文雄、同少書記官牛場卓造、同權少書記官大養毅、同尾崎行雄、外務權大書記官中上川彦次郎、權少書記官小松原英太郎、會計検査院一等検査官小野梓、農商務大書記官牟田口元學、同權大書記官中野武營、文部權大書記官島田三郎、同權少書記官田中耕造、大藏少書記官森下岩楠等、即日、官を辭す  
十月十四日 鹿苑院の金閣寺、平等院の鳳凰堂、廣隆寺の伽藍保存費を給す○村田銃を締盟諸國に贈る

十月十八日 憲兵服務の内規を定む

十月二十日 故守脩親王の嗣子菊麿を諸王に列す○農商務卿河野敏鎌を罷む○海軍警察概則を定む○小形汽船取締規則を定む○慈善事業家星名保歿す年六十四

參事院を置く

十月廿一日

太政官に參事院を置き、其職制章程を定め、法制、會計、軍事、内務、司法、外務の六部を廢す○内閣と諸省の分離組織を改め、再び舊制に復し、大更迭を行ふ○參議伊藤博文に參事院議長を兼しめ、司法卿田中不二麿を副議長と爲す○參議寺島宗則を元老院議長に、大藏卿佐野常民を副議長と爲す○參議大木喬任の元老院議長を罷めて司法卿を、參議西郷從道に農商務卿を、參議山田顯義に内務卿を兼しめ、陸軍卿大山巖、海軍卿川村純義に參議を兼しめ、内務卿松方正義を參議兼大藏卿に、文部卿福岡孝弟を參議兼文部卿に、元老院副議長佐佐木高行を參議兼工部卿と爲し、工部卿山尾庸三を參事院議員と爲す○元老院議員岩村通俊を會計検査院長と爲す○元老院議員官鶴田皓、福羽美靜、山口尙芳、

英國二皇孫來朝

十月廿三日

太政官大書記官井上毅を參事院議員と爲す○英國二皇孫アルベルト・ヴィクトル並にジョルヂ・オブ・ウエールズ殿下橫濱に来る

十月廿四日

朝鮮國修信使趙秉鎬等、神戸に来る

十月廿五日

英國二皇孫アルベルト・ウキクトル、ジョルヂ・オブ・ウエールズ參内謁見さる○太政官に第一、第二兩局を置き、庶務を分掌せしむ○參議兼諸省卿の參閣日を定め、火曜日、金曜日とす○周布公平、馬屋原彰、廣瀬進一、伊東巳代治、渡正元、村田保、磯部四郎、長森敬斐、山脇立、木下周一、大森鐘一を參事院議員補と爲す

十月廿六日

天皇、英國二皇孫と日比谷練兵場に臨幸し、陸軍諸隊の觀兵式を覽給ふ○消防分署の管轄區畫を定む○陸軍少將掛斐章歿す、其恪勤を賞し、祭葬料を賜ふ

十月廿七日

天皇、延邊館に臨幸し、英國二皇孫に謁見を給ふ

十月廿八日

太政官の審理局を廢し、事務を參事院に屬す

十月廿九日

英國二皇孫、東京を發し橫濱に至る○自由黨の結黨式を東京兩國井生村樓に行ひ、板垣退助を總理に、中島信行を副總理に推す

十月三十日

儒者深町臥洞歿す年五十五 中野辨義、修身談、樂水問見録、秋山詩文、稿、家制要覽等

十月卅一日

天皇、橫濱に行幸あり、英國軍艦バカンテー一號に臨み、二皇孫を見給ふ○大審院及び裁判所の屬官を廢し書記を置く○陸軍少將田中光顯、元老院議員水本成



美、安場保和、中村弘毅、渡邊昇を參事院議官に、清浦奎吾を同議官補と爲す  
十月 中 歌人神戸大汀歿す年五十六

十一月 一日 英國二皇孫、横濱解纜歸國さる

十一月 二日 官立女學校教員婦人の禮服を定む

十一月 三日 天皇、日比谷練兵場に臨み、觀兵式を閲し給ふ○陸軍中佐能久親王を大佐に、

陸軍大尉貞愛親王を少佐と爲す○儒者眞山松窓歿す年六十 松窓漫吟、西土盛衰  
歌、窮理一端文集

十一月 四日 煙草税を更正す○福井縣廳を新築の佐佳枝上町に移す

十一月 五日 日本鐵道會社を創立す○清國上海の我郵便局に、在留邦人の郵便爲替方を設く

○勤王家大郷學橋歿す年五十二

十一月 七日 罪犯の外國勳章を有する者は、其佩用免狀を褫奪す○企業家田中久重歿す年八

十三

十一月 八日 天皇、吹上御苑に臨み、近衛士官の競馬を觀給ふ○驛遞總管前島密を罷め、野

村靖を之に代ふ○本尾敬三郎、岸山辰雄、荒川邦藏を參事院議官補と爲す○狂

歌師藤木古面歿す年八十三 變玉あられ、忠臣藏  
狂歌合、古面翁家集

十一月 九日 朝鮮國修信使趙秉鎬、參内して國書を捧呈す

十一月 十日 諸省事務章程通則を定め、從前の章程を廢す

十一月 十一日 鑑定家雨森敬亭歿す年八十九

十一月 十二日 日本海令草案審査局を廢す○尾崎三良、田口惠を參事院議官補と爲す

十一月十四日 天皇、内藤新宿の植物御苑に臨幸あり、鴨獵を觀給ふ○參事院臨時會議を開く

○無等勅奏任官の大禮服を定む

十一月十五日 皇居正門開閉の例規を定む○梨本宮菊麿王に東京移住を命じ、麻布に邸宅を賜

ひ、京都の梶井邸を返上せしめらる

十一月十六日 各區裁判所に檢事を置く

十一月十七日 曾禰荒助、高田善一を參事院議官補と爲す

十一月十九日 天皇、海軍兵學校に行幸あり

十一月廿二日 新潟縣民高田平五郎の殖産の功を賞し、銀盃を賜ふ○猪子清、黒田綱彦を參事

院議官補と爲す

十一月廿四日 新造の御車寄成る、因て舊御車寄を車寄と稱し、皇族以下諸臣の昇降に充つ、尋

で勅任官は新年朝拜、宴會及び紀元節、天長節に御車寄を昇降するを許す○東

京郵便局に香港郵便爲替方を設く○西園寺公望、廣橋賢光を參事院議官補と爲

す

十一月廿六日 府縣に警部長を置く○領事の官等を改む○男谷忠友を參事院議官補と爲す

十一月廿七日 天皇、陸軍戸山學校に行幸あり、競馬を觀給ふ

十一月廿八日 司法省の諸課を廢し、更に局を置く

十一月廿九日 監獄、看守長、看守は制服を以て、禮服に兼用せしむ

十二月 二日 大審院及び諸裁判所の所屬代言人規則を定む

檢事を置く



榊原芳野歿

十二月 三日 布告布達告示の區別を定む

十二月 四日 國學者榊原芳野歿す年五十 大古史略五卷、大藝概略一卷、文藝類纂八卷、小學讀本八卷、詩論集說一卷、醫油集說一卷

十二月 五日 岩倉具定を參事院議官補と爲す

十二月 六日 地方廳の布令に違犯する者の罰金法を廢す○青森縣令山田秀典歿す年四十七

十二月 七日 天皇、日比谷練兵場に臨幸あり、近衛諸隊の檢閲を觀給ふ○褒章條例を制定す

○人力車取締規則を定む○機械製作家田中久重歿す年八十三

十二月 八日 高橋新吉を領事と爲し、米國紐育に駐在せしむ

十二月 九日 天皇、新宿植物御苑に行幸あり、鴨獵を觀給ふ○準備金規則を更定す○密賣淫の處分は刑法に據らず、仍ち之を警視廳及び地方廳に委す

十二月十一日 天皇、三田育種場へ臨幸あり

十二月十二日 勤王家縣勇記歿す年五十九 事務實成辰日誌、詩文稿、愁恩錄二卷

十二月十三日 沿海の府縣に令して、燈臺私設者を戒め、成規を遵守せしむ

十二月十五日 船舶内犯罪取扱規則を定む

十二月十六日 園田孝吉を領事と爲し、英國倫敦に駐在せしむ○畫家島田雅喬歿す年七十四

十二月十七日 警視總監以下の正帽、正服を改定す○文部卿福岡孝弟、府縣長官を文部省に會し、教育の要旨を諭す○陸軍部内代理條例を定む

十二月十八日 朝鮮國修信使趙秉鎬等、東京を發し歸國す

十二月十九日 刑法附則を定む○勅任官の席次を定む○漢學者坂本葵園歿す年五十九 白蓮池館詩鈔一篇

刑法附則を定む

大日本農會成る  
青山學院創設

十二月二十日 人民私設の道路、橋梁、津渡に憲兵の賃銀を要求するを禁ず○儒者中村栗園歿す年七十六 孝經翼、日本智囊、嘉眠錄、孝經一得、栗園詩文抄、栗園餘稿等

十二月廿二日 修史館に編修長官、副長官、副監事を置く○太政官の大舍人を廢す

十二月廿三日 特旨を以て、黃檗宗萬福寺二世木庵に國師號を賜ひ、慧明と諡す

十二月廿四日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり

十二月廿六日 天皇、新宿植物御苑に臨幸あり

十二月廿七日 滋宮、嵯峨實愛邸に移らる

十二月廿八日 陸軍海軍刑法、及び懲罰令を改定す○治安始審二裁判所の權限を定む○府縣警部巡查の等級を廢す○重罪裁判所の管轄區畫を定む○洋式商船々長運轉手機關手の免狀規則を改定す○橫濱正金銀行の管理官を廢し、取締役を置く

十二月中 大日本農會成る○私立青山學院を創設す

明治十五年 癸午 皇曆二五四二年 西曆一八八二年

正月 一日 刑法、治罪法を施行す

正月 四日 天皇、親勅して武官を訓諭し、五箇條の聖諭を陸海軍人に頒ち給ふ○國學者村山松根歿す年六十一

正月 六日 輕罪は手錠、腰繩を廢止す

正月 九日 天皇、元老院の開院式に行幸あり○東京府下日枝神社を官幣中社に列す

正月 十日 元老參議官兼工部大輔吉井友實を罷む、次で日本鐵道會社々長と爲る○判事、



判事補及び書記等に令し法廷に於ては必ず法服を着用せしむ

正月十一日 参議開拓長官黒田清隆を内閣顧問と爲し、参議西郷從道をして開拓長官を兼しむ○参議兼外務卿井上馨に條約改訂の全權を委任し、各國委員と議せしむ○民有地開墾調査順序を定む

正月十二日 神宮職員中に權宮司を置く○華族大村純熙歿す年五十

正月十四日 陸中釜石より大橋間の鐵道成る

正月十六日 會計法及び會計検査院職制章程を改定す○府縣に令して、毎年違警罪表を作り、司法省に具申せしむ○郡區長及び書記の班次を定む○陸軍参謀本部に海防局を設く

正月十七日 天皇、新宿植物御苑に行幸あり

正月十九日 公立學校書記の官等を定む○警部補を以て府縣警察分署長と爲す

正月二十日 地方税規則を改正す○營業税雜種税規則を改正す

正月廿一日 大日本山林會成る

正月廿二日 東京芝大火あり、百十七戸焼く

正月廿三日 神道教導職の祠宇を建設して奉教の主神を祀り、同所に於て葬儀を行ふ事を許す○猿若座焼く

正月廿四日 内務省に統計課を設く○攝津阿部野神社、伊勢結城神社を別格官幣社と爲し、北畠親房を阿部野神社に合祭す○神官の教導職兼補を停め、葬儀に關係する事

地方税規則改正  
大日本山林會成る

を禁ず

正月廿五日 三條公美を華族に列す

正月廿六日 英國特命全權公使パークス及び醫師へボン、再び東京に来る○陸海軍刑法新舊比較裁斷の規則を定む○行幸鹵簿を改正し、御遊行供奉騎兵は單服を用ひしむ

正月廿七日 東京大學に幹事を置く○新紙幣五圓見本を發行す

正月廿八日 玉乃世履を高等法院裁判長と爲す

正月廿九日 二品能久親王の大日本農會に内帑金千圓を賜ひ、之を奨勵せらる

正月卅一日 土地賣買讓渡の分割取扱手續を定む○山口縣民松田謙三等の請を聽し、備中高島の神武天皇行宮址を保存せしめ、其費用を給す

正月中 洋醫石井信義歿す年四十六

正月中 大日本水産會を創設す

二月一日 米、麥、大豆、烟草、菜種及び山林共進會を上野公園に開く○諸國森林の其土地保護に關係すべき者は民有と雖も其伐木を停めしむ○中島信行等、日本立憲政黨を大阪に組織す○新紙幣五圓を發行す

二月二日 府縣會議員の開會中に上京して内務卿に建議するを禁ず

二月三日 皇太后、芝公園紅葉館へ行啓あり、能樂を觀給ふ○神道教導職等、皇典講究所を設け、祭祀並に舊儀式を講ぜんとす○根室開拓使支廳焼く

大日本水産會成る  
日本立憲政黨組織



二月 四日 人民公納金償却以前に身代限を爲すの處分法を定む○國學者中村守平歿す年六十三

二月 六日 陸軍中將三浦梧樓を陸軍士官學校長に、陸軍少將曾我祐準を參謀本部次長と爲す○陸軍少將黒川通軌に中部監軍部長を、同高島鞆之助に西部監軍部長を兼攝せしむ○熊本鎮臺司令官山地元治を大阪鎮臺司令官に、陸軍少將國司順正を熊本鎮臺司令官に、同野崎貞澄を廣島鎮臺司令官に、同滋野清彦を名古屋鎮臺司令官と爲す

二月 八日 開拓使を廢し、函館、札幌、根室三縣を置き、時任爲基を函館縣令に、調所廣文を札幌縣令に、湯地定基を根室縣令と爲す

二月 九日 天皇、新宿植物御苑に行幸あり、鳴獵を觀給ふ

二月 十日 天皇、吹上御苑に臨幸あり、皇居造營の經始を觀給ふ○東京四谷大火あり、二千五百八十戸を焼く

二月 十二日 大隈重信、尾崎行雄、犬養毅、藤田茂吉、箕浦勝人等相協りて東洋議政會を組織す○農商務少輔品川彌二郎、大日本水産會幹事長と爲る

二月 十三日 東京大學觀象臺を天象臺氣象臺と分稱す

二月 十四日 天皇、府中蓮光寺村に行幸あり、高井戸驛に駐輦し給ふ○府縣會規則を改正す

○陸軍武官休暇規則附録を定む

二月 十五日 東京府下劇場取締規則を定む

東洋議政會

天象臺及び氣象臺分稱

開拓使を廢す

二月 十七日 天皇還幸あり○私立醫學校卒業生徒に開業證を與へるを許し、尋で從來の醫家子弟の開業を許す

二月 廿一日 仁孝天皇例祭○裏霞ヶ關に有栖川宮邸の營造を始む○大藏卿松方正義、地租改正要領報告書を上る○警部長以下の正帽服及び提燈の制を定む

二月 廿二日 海軍隊附國旗及び隊旗を廢し、水路嚮導旗を要招水先旗と改稱し、其旗章を定む

二月 廿三日 天皇、吹上御苑に臨幸あり、近衛兵の競走を觀給ふ○清國公使黎庶昌、參内して國書を捧呈す

二月 廿四日 太政大臣三條實美、左大臣熾仁親王、右大臣岩倉具視に憲法制定に付き諮詢せらる、乃ち外國の憲法取調を行ふべき事を伏奏す

二月 廿五日 北海道に司法裁判所を置く○參議伊藤博文を憲法及び制度研究の爲め、歐羅巴諸國に差遣す

二月 廿七日 參議伊藤博文の參事院議長を罷め、參議山縣有朋の參謀本部長を罷めて參事院議長を兼しむ

二月 廿八日 參事院議官井上毅を内閣書記官長と爲す○函館、札幌、根室三縣の管轄區畫及び縣廳位置を定む

三月 一日 參議大藏卿松方正義、紙幣整理の着手に先ち、財政の機關たる一大中央銀行の設置を建議す○朝陽新聞を東洋新聞と改稱す

憲法制定を  
窺慮さる



時事新報

三月 二日 姑く農商工上等會議を停む  
 三月 三日 水産博覽會規則を定む○領事館を露國哥爾薩港に設く○時事新報を發行す  
 三月 四日 熾仁親王の神道教導職總裁を罷む  
 三月 九日 舊松代藩執政鎌原溶水歿す年六十三  
 三月 十日 日蓮宗不受不施講門派の別派獨立を聽す○自由黨總理板垣退助、甲府に於て政黨組織の大意を演説す

九州改進黨組織

三月十一日 陸海軍刑法各審査局を廢止す  
 三月十二日 大阪議事堂成る○熊本縣人嘉悅氏房、高田露、山田武甫、宮川房之、前田案山子等、相謀りて九州改進黨を組織す  
 三月十三日 人民私設の橋梁、津渡に郵便脚夫の賃銀を要するを禁ず  
 三月十四日 參議伊藤博文等、横濱解纜歐洲に赴く○東洋議政會員、嚶鳴社員と合流し、立憲改進黨を組織す

立憲改進黨組織

三月十五日 哥爾薩港駐在副領事小林端一を領事と爲す○埼玉縣令白根多助歿す年六十四  
 三月十六日 立憲改進黨の結黨式を東京橋明治會堂に開き、大隈重信を總理に推す  
 三月十七日 天皇、吹上御苑に臨幸あり、近衛兵の擊劍馭馬を觀給ふ  
 三月十八日 福地源一郎、丸山作樂、水野寅次等、相協りて立憲政黨を組織し、國家主義を以て自由、改進黨に對抗せん  
 三月二十日 天皇、上野公園に臨幸あり、博物館の開館式を行ひ給ふ○元老院議官淺野長勳

立憲帝政黨組織

上野公園博物館成る

東西本願寺の和解

三月廿一日 を特命全權公使と爲し、伊國に駐劄せしむ○徵兵入費規則を定む  
 立憲帝政黨員、始て大演說會を東京新富座に開く、時勢に逆流し、且つ其幕裡に政府のあるを以て、世人の惡む所と爲る  
 三月廿二日 本願寺第八世蓮如に大師號を贈り、慧燈と謚す○府縣に令して潜水器を以て介族を採る者を誡め、採取を節制し介族の蕃殖に妨害なからしむ  
 特命全權公使の官等を更む○東本願寺管長大谷光勝、西本願寺管長大谷光尊に諭して和解せしむ  
 三月廿四日 將に皇大神宮を改造せんとし、祭主朝彥親王を造神宮使と爲す○學習院を文部省の管轄と爲す○中山寛六郎、村上義雄を參事院議官補と爲す  
 三月廿五日 天皇、吹上御苑に臨幸あり、御厩官吏の馭馬を觀給ふ○人民の軍用銃を藏する者を調査す  
 三月廿七日 木津川に船圍場を設く  
 三月廿八日 久保田寛一を參事院議官補と爲す  
 三月廿九日 統計院長を二等官と爲す○北海道三縣の軍管未だ建たざるを以て、其兵備を姑く第二軍管の管轄と爲す○横綱稻妻雷五郎歿す年八十八  
 三月三十日 稅關職制を改定す  
 三月 中 皇后、女官に命じて英語を學習せしめ給ふ○東京電燈株式會社を創立す  
 四月 一日 總領事品川忠道、前田獻吉、領事近藤眞鋤、竹添進一郎に各判事を兼しむ○三

東京商船學校を設く



菱商船學校を官立と爲し、東京商船學校と改稱す○英國軍艦の日向佐多岬等、及び陸奥津輕海峽の測量を許す

四月 四日 舟船古制を稽覈するを以て、府縣に令して其書籍圖畫を搜索せしむ

四月 五日 天皇、吹上御苑に行幸あり、陸軍將校及び華族の競馬を觀給ふ○武藏、相模、伊豆、上野、下野、各所に御獵場を設置す

四月 六日 天皇、濱離宮に行幸あり、漁獵を觀給ふ○參事院議官安場安和、渡邊昇、中村弘毅、元老院議官河田景與、河瀬眞孝に命じ、諸道を巡察せしむ、蓋し政府が民間政論の勃興に戒虞する所ありしなり、爾後毎歲之を例と爲す

四月 七日 黃檗宗萬福寺に勅額を賜ふ○農商務省に管船局を置く○自由黨總理板垣退助、遊説の爲め岐阜に至る、愛知縣士相原尙聚、撃ちて之を傷く

難 板垣退助遭

四月 八日 勅使西四辻公業を岐阜に差遣し、板垣退助を慰問し金三百圓を賜ふ、尋で相原尙聚を無期徒刑に處す○刑法施行以前の犯罪は新舊の法に照し、輕に従ひ裁斷せしむ

四月 十一日 太政大臣三條實美を大勲位に叙し、菊花大綬章を賜ふ

四月 十三日 淺草文庫を文部省職工學校址に移す

四月 十四日 清國人違註犯處分を以て、他の締盟諸國の例に准ぜしむ

四月 十五日 警視廳、巡查派出請願規則を定む○庶衆の吹上御苑縱覽を許す○勅使西四辻公業東京に歸る○西南の役に彈丸雨注の間に奇走したる拔刀隊の懇親會を築地壽

美屋に開く

四月 十七日 府縣に令して公私學校教旨の弊害あるものを矯正せしむ

四月 十八日 瑞國公使ファンデルボット參内して國帝贈進のセラファン勳章を捧呈す

四月 十九日 領事近藤眞鋤の釜山駐在を罷め、仁川に駐在せしむ○上野金井澤の古碑を保存せしむ

小學校教員

學力檢定規則

四月 二十日 小學校教員學力檢定規則を定む

四月 廿一日 天皇、吹上御苑に行幸あり、觀花宴を開き給ふ○陸軍中將烏尾小彌太をして統計院長を兼しむ

四月 廿三日 天皇、植物御苑に行幸あり、鴨獵を觀給ふ○太政官に商法編纂局を置く

商法編纂局

四月 廿四日 一等官の席次を定む○名古屋銀行を創立す

四月 廿五日 落合濟三を參事院議官補と爲す

四月 廿六日 皇后濱離宮に行幸あり、摘草を遊ばし給ふ○神宮司廳をして曆を頒たしむ

四月 廿七日 文部省に褒賞課を置く

四月 廿八日 各廳經費贏餘の使用及び中科目以下の流用を許す

四月 廿九日 羽後古四王神社を國幣小社に例す○肥前唐津石炭を直に海外に輸出するを許す、又三池煤炭を口の津より輸出するを許す

四月 中 萬古燒中興の祖森有節歿す年七十五

五月 一日 天皇、千葉縣下東金に行幸あり、近衛兵の對抗運動を觀給ふ○陸軍省に理事



大阪紡績會社創立

五月三日 大阪紡績會社を創立す○鳥取市矢津町大火あり、四百五十戸焼く  
五月五日 天皇、東京還幸あり○東京日日新聞の社説に「名實の辯」と題したる文章は自由黨總理板垣退助を始め自由黨全體を冒瀆するものとし、黨員激怒し談判して之を取消さしむ

五月六日 北海道移住者渡航手續を定む○私立銀行の創立出願方を定む

五月八日 車駕、横濱 に行幸あり

五月九日 文部省に調査局を置く○東京神田に大火あり、四百二十八戸を焼く

五月十日 人民課税に服さず之を訴んと欲する者は、先づ其の課額を納めてのち之を訴へしむ

五月十二日 朝鮮國使金玉均、京都に来る

五月十三日 憲兵設置の地方は將校下士を司法警察官と爲し、卒は巡查と同一司法警察の事を行はしむ○芝公園内に海軍省を移轉す

五月十四日 立憲改進黨員、始て大演説を明治會堂に開く

五月十五日 神道の神宮、大社、扶桑、實行、大成、神習の諸派、各其名稱を唱へて特立するを許す

五月十六日 農商務省に命じて農書を編纂せしむ

五月十九日 皇太后、皇后、上野博物館に行啓あり

東洋社會黨組織

五月二十日 小池靖一を參事院議官補と爲す

五月廿二日 駒場農學校職制を定む○巡查と等外吏との席次を月俸の多寡により定む

五月廿三日 天皇、吹上御苑に行幸あり、教導團將校及び華族の競馬を覽給ふ

五月廿四日 天皇、淺草本願寺に臨幸あり、美術館を觀給ふ○萬里小路秀丸を華族に列す○三浦安、西周、渡邊洪基を元老院議官に、蜂須賀茂韶を參事院議官と爲す○富

五月廿五日 赤松泰輔、樽井藤吉等の東洋社會黨、肥前島原に興る○勤王家後藤今四郎歿す年七十九

五月廿七日 皇居造營事務局を置き、太政大臣三條實美をして總裁を兼しめ、海軍中將榎本武揚に副總裁を兼しむ○醫學校通則を定む

五月廿八日 天皇、陸軍戸山學校に行幸あり

五月卅一日 特命全權公使鍋島直大を元老院議官兼式部頭と爲す○宮内省職制を改正す

五月 中 東京大學に講堂を置く○岩鼻火藥庫成る○東京花火會社を開業す

五月 中 歌人神山魚貫歿す年九十六 麻葉集三卷、昔清水、續昔清水

六月 一日 岩見澤集治監成る○朝鮮通訓大夫經筵侍官金玉均、東京に来る○歌人羽田野敬歿す年八十二

六月 二日 左大臣熾仁親王を露國に遣し、皇帝即位式に臨ましむ

六月 三日 林子平、佐藤信淵に正五位を追贈さる○集會條例を補正し、益々拘束を嚴にす

集會條例を補正す



暴風警報

六月 四日 小學雜誌を發行す

六月 五日 天皇、千葉縣に行幸あり、種畜場を觀給ふ○各廳の會計に關する規則の相定及び改廢は會計検査院へ通知せしむ

六月 六日 小森澤長政、小松原英太郎を參事院議官補と爲す

六月 七日 皇太后、皇后、新宿植物御苑に行啓あり○警視廳に保安課を置く○海軍武官、官等表を改正す○海軍將校免黜條例を定む○統計表の作成年度を定む○政談のため結社する者の届洩は、改正集會條例によりて届出でしむ

六月 八日 支那及び朝鮮の各港駐在領事兼判事の裁判事務取扱ひ方を定む

六月 九日 天皇、東京還幸あり○警報所を各地に設置し、暴風を報ぜしむ

六月 十日 被告事件にして重罪のときも、法律上輕罪刑に處すべき者は、輕罪裁判所管轄とする

六月 十二日 秋季檢閲の際將校並に下士の昇給轉料同時に申請するを禁ず

六月 十三日 品川彌二郎を農商務大輔と爲す○副田節を領事と爲し、朝鮮釜山港に駐在せしむ○歩兵隊下士卒の射的演習用銃用方を定む○皇居造營事務局の職制を定む○駐支米國公使ゼ・アル・ヨング東京に來る

六月 十四日 下總小御門神社を別格官幣社と爲す

六月 十五日 石狩空知郡に空知集治監成る○畫家長谷川雪堤歿す年六十四○六代緣亭川柳歿

日本銀行條例制定

す年六十九 時人百人一首、俳人百  
家撰、雜英雄百人一首

六月 十六日 船舶検査所を東京、攝津、函館三灣に設く

六月 十七日 露國皇太子及びアレキシーフ親王に大勳位菊花大綬章を贈る

六月 十八日 左大臣熾仁親王、横濱解纜、露國に赴く○日東捕鯨會社漁船進水式舉行

六月 二十日 札幌、根室二縣の始審裁判所に命じて、姑く便宜に治罪の方を行はしむ

六月 廿一日 海軍省に命じて全國海岸測量の事を擴張せしむ○警視廳職制を改正す

六月 廿二日 宮内少輔山岡鐵太郎を罷む

六月 廿三日 西高辻信嚴を華族に列す○領事頼川君平の紐育駐在を罷む○虎列刺病流行地方より來る、船舶検査規則を定む

六月 廿四日 各省に命じて統計院と協議し、其主管の事務を統計する方法を立たしむ

六月 廿五日 自由黨板垣退助、主唱の下に機關紙として自由新聞を發行す

六月 廿六日 法相宗興福寺、法隆寺を獨立せしめ、眞言宗の管轄を停む

六月 廿七日 日本銀行條例を制定す○横濱港を虎列刺流行地と定め神戸外七港にて船舶検査規則を實施

六月 廿九日 天皇、吹上御苑に臨幸あり、東京鎮臺兵の操練及び綱曳を觀給ふ

六月 三十日 特命全權公使長岡護美を元老院議官と爲す○地方警察聯合會規則を定む

六月 中 東京電車鐵道株式會社開業す

七月 一日 内務省、石油試験取調局を設けて、本邦石油試験法を定む



東洋社會黨  
禁止

七月 三日 天皇、向ヶ岡に臨み、陸軍士官及び警視官の射的を觀給ふ  
七月 六日 天皇、吹上御苑に行幸あり、憲兵、巡查の擊劍を叙覽し給ふ○外務大輔上野景範を特命全權公使と爲し、埃國に駐劄せしむ○米國駐劄特命全權公使吉田清成を外務大輔と爲す○東京府知事松田道之歿す年四十三

七月 七日 肥前島原の東洋社會黨は治安妨害の廉を以て之を禁止す

七月 八日 筑前大宰府神社を官幣小社と爲す

七月 九日 史學者安田其親歿す年六十九 慶弘紀聞七卷、今日鈔十卷、續今日鈔百卷

七月 十日 天皇、向ヶ岡に臨み、陸海軍將校の射的を觀給ふ○府縣に令し神官、僧侶が人民の爲めに疾病を禁厭祈禱するは醫に就き藥を服する者に非ざれば之を行ふを得ず

七月 十一日 天皇、陸軍參謀本部に臨幸し、新築を觀給ふ○内國繪畫共進會を上野公園に開催するを布令し、其規則を定む

七月 十二日 農商務卿西郷從道の請願に係る共同運輸會社の設立を許し、金百三十萬圓を官給す、乃ち海軍少將伊藤雋吉を社長と爲し、三菱會社に對抗す

七月 十三日 元老院議長幸島宗則を特命全權公使と爲し、米國に駐劄せしむ

七月 十四日 高知自由新聞の發行を禁止す、同地の自由黨員相謀りて新聞埋葬式を行ふ○企業家伏見忠七歿す年三十八

七月 十七日 東京府下虎列刺病盛に流行するに因り、檢疫局を設け、内務大輔土方久元を總

共同運輸會  
社設立

京城に内亂  
起る

理と爲す○巡查看守の恩給例を定む

七月 十八日 藥學校通則を定む

七月 十九日 内務少輔芳川顯正をして東京府知事を兼ねしむ

七月 二十日 井上勝を工部大輔と爲す

七月 廿三日 朝鮮京城に内亂起る、暴徒、王宮に闖入し遂に我公使館を襲撃す、陸軍中尉堀本禮造等、六人之に死し、辨理公使花房義質等、防戦すると雖も遂に及ばず、王城に至る、門閉ぢて入るを得ず、乃ち仁川府に走る○醫師佐藤尙中歿す年五十六 外科醫方、濟業録、譯オンセノ  
一ルト手術書、セリユス外科書

七月 廿四日 天皇、皇太后、皇后、吹上御苑に臨幸啓あり、宮内官吏及び華族の和鞍の古術を觀給ふ○土地を欺隠して脱税を謀る者は罰金に處し、且、其地價を定めて其租を追徴せしむ○朝鮮亂民、又起りて仁川府廳を襲ふ、巡查廣戸昌克等七人之に死す、辨理公使花房義質等、奮闘し出でて濟物浦に至り、船に乗じて英艦に投ず、英人之を長崎に送る

七月 廿五日 東京檢疫局を開く

七月 廿六日 娼妓及び貸座敷、引手茶屋の賦金規則を定む

七月 廿七日 行政官吏服務紀律を定む

七月 三十日 朝鮮の變報至る、急に軍艦數隻を朝鮮に遣して我國人を保護し、外務卿井上馨に命じて下の關に赴き之を處分せしむ○辨理公使花房義質等、長崎に至る



七月卅一日 元山港駐在總領事前田獻吉をして釜山港に駐在せしめ釜山港駐在領事副田節を元山に駐在せしむ○國稅金送納定則を定む

七月 中 此頃より三菱會社、海權專横の事世上に暴露し、攻撃の聲漸く起る

八月 一日 軍艦金剛、日進、天城の三艦、横濱を發し朝鮮に赴く

八月 二日 外務卿井上馨、横濱を發し下關に赴く○小倉屯在歩兵一大隊を發し、辦理公使花房義質を護して朝鮮に赴かしめ、更に第六軍管の豫備軍を徵集し、尋で諸軍管豫備徵集の準備を爲す

八月 三日 和蘭國安特堤萬國博覽會の出品規則を頒つ

八月 四日 眞言宗管長三條西乘禪の宮中後七日修法の復興を許し、教王護國寺に於て之を行ひ、地方長官をして之に臨ましむ

戒嚴令を制定

八月 五日 戒嚴令を制定す

八月 六日 新潟大火あり、七百餘戸を火く

八月 七日 贈正三位新田義貞に正一位を贈る○外務卿井上馨、下關に至り辦理公使花房義質を訓誡して朝鮮に引返さしむ

八月 八日 歷世陵墓の未だ詳ならざる者あるを以て、其形狀の陵墓に類せる者は、總て之を宮内省に屬し、監守を置き以て考覈に供せしむ

八月 九日 天皇、内閣出御の日を毎火曜日と定めらる

八月 十日 辦理公使花房義質、訓令を奉じて再び朝鮮に赴く、陸軍少將高島勲之助、海軍

徵發令を制定

八月十一日 少將仁禮景範之を護衛して下關を發す  
醫師職業上の犯罪不正の者は、中央衛生會の審議を以て内務卿をして其職業を禁停せしむ

八月十二日 徵發令を制定す○海軍中將榎本武揚をして特命全權公使を兼ね、清國に駐劄せしむ○特命全權公使穴戸璣を宮内出仕と爲す○驛遞官を増置し、其大禮服飾章を定む○辦理公使花房義質等、仁川港に至る

八月十三日 辦理公使花房義質、仁川に上陸し朝鮮官吏趙寧夏、金宏集と面接す

八月十四日 外務卿井上馨、下關を發す○朝鮮接伴官尹成鎮、仁川に來る

八月十五日 朝鮮接伴員玄昔運、仁川に至り辦理公使花房義質と談判を開始す

八月十六日 石油取締規則の施行を延期す○辦理公使花房義質、仁川を發し京城に入る

八月十七日 外務卿井上馨、東京に歸る○宮内省出仕穴戸璣を皇居造營事務副總裁と爲す

八月十八日 十錢、二十錢の紙幣を改製し、半圓、二十錢の損傷紙幣に交換す○非役にして從三位及び勳三等以上の者は、平日參内も亦乘車騎馬して車寄門に至るを許す

○陸軍少將高島勲之助、海軍少將仁禮景範、京城に入る○大阪府民門田平三自由民權の説を主張し、御影に不敬のことあり乃ち之を捕へ、其罪を罰して重禁錮に處す

八月十九日 工部大學校職制を定む○米商會所及び株式取引所の營業上の不正惡弊ある時は農商務卿之を禁停すべきを布告す

紙幣改製



八月二十日 辦理公使花房義質、參内して朝鮮國王に謁見し、我要求六條を陳べ回答を請ふ  
 八月廿二日 姑く暗號の私報電信を停む  
 八月廿三日 朝鮮の回答遷延す、辦理公使花房義質、京城を去て仁川に至り、將に歸途に就かんとす、朝鮮政府、人を馳せて之を留む  
 八月廿四日 奏任官の乗車騎馬して宮内省昇降所に至るを許す、尋で宮中祇候華族も亦之に准ず  
 八月廿六日 清國陸軍提督吳長慶、兵を率ゐて朝鮮に來り、亂魁李是應朝鮮王の生父を捕へ、之を北京に押送す  
 八月廿八日 皇居造營の繩張全く成る○横須賀造船所に於て軍艦海門號の進水式を行ふ○朝鮮、李裕元、金宏集を全權委員と爲し、仁川に差遣す  
 八月廿九日 朝鮮全權大臣李裕元、副大臣金宏集、仁川に至り濟物浦にて辦理公使花房義質と談判を開始す  
 八月三十日 皇典講究所を東京及び各府縣に設く○工部技監大鳥圭介を工部大學校長と爲す  
 ○辦理公使花房義質、朝鮮全權大臣李裕元、副大臣金宏集と修好條約に調印す之を濟物浦條約と稱す、乃ち兇徒を處分し、遭難日本官吏を弔葬し、其遺族並に負傷者の救恤として金五萬圓及び損害賠償として金五拾萬圓を出さしむ○陸軍軍醫總監林紀毅す年三十六  
 八月 中 元老院副議長佐野常民を繪畫共進會審査總裁と爲す

皇典講究所を設く  
濟物浦條約調印

私報電信の暗號解禁

九月 二日 東京日本橋に避病院を設く  
 九月 四日 陸軍中將山縣有朋の參謀本部長御用取扱を罷め、陸軍中將大山巖をして本部長を兼しむ○貞愛親王の大日本山林會及び嘉彰親王の大日本水産會に内帑金各五百圓を賜ひ之を獎勵せらる○暗號の私報電信の停止を解く  
 九月 五日 各地方の士民、朝鮮の變起ると聞き、或は軍資金を獻じ、或は從軍を請ふ、是日、府縣長官をして其忠節を賞せしむ  
 九月 七日 秋月新太郎を參事院議官補と爲す  
 九月 八日 音曲家葛原勾當歿す年七十一  
 九月 九日 鷺尾隆聚を元老院議官と爲す  
 九月十一日 儒者吉村斐山歿す年六十一 遺言類記二卷、人學志設一卷、半畝村園詩文稿六卷、讀易反心鈞、侯魏文抄等  
 九月十二日 三品載仁親王の佛國留學を聽さる○元老院副議長佐野常民を議長と爲す○宮内省に消防官を置き、服制及び旌旗提燈徽章を定む  
 九月十三日 鶴岡八幡宮を國幣中社に列す○畫家福隣春歿す年七十二  
 九月十五日 東京府廳に小笠原島事務出張所を設く○儒者雨森靜齋歿す年六十一 十八史略校本、日本政記割記及  
 九月十六日 左大臣熾仁親王、露國皇帝に謁す 正誤、詩文集  
 九月十八日 集治監を筑後三池炭礦の傍に造り囚徒を使役せしむ  
 九月十九日 海軍操砲式を定め、又運用號令詞を定む



九月廿一日 神宮及び官國幣社の職員官等の月俸を更正す

九月廿二日 佛國大統領ジウール・グレビーに大勳位菊花大綬章を贈進さる ○陸軍裁判所を廢す

九月廿五日 彗星、東に現はる

九月廿六日 藝妓鑑札願受書式を定む

九月廿七日 セルビー國王、書を寄せて其獨立を報ず

九月廿八日 辨理公使花房義質、東京に歸り、直に參内して朝鮮事件を奏上す、乃ち之を賞して勳二等に叙し、年金を賜ふ ○大成教會中の御嶽教會を改めて神導御嶽派と稱し別派獨立と爲す

九月三十日 行旅死亡人取扱規則を定む

九月 中 陸軍鎮臺に電話機を設く

十月 一日 内國繪畫共進會を上野公園に設く ○福島縣下の猪苗代湖疏鑿工成る、右大臣岩倉具視農商務卿西郷從道、大藏卿松方正義、宮内卿徳大寺實則をして其疏水式に臨ましむ ○千葉縣立醫學校を開校す

十月 二日 大學教員、學生等を各地に派遣し、介墟、洞穴中に埋歿せる諸物を採集し、考古學研究の料と爲さしむ ○岩崎小二郎を參事院議官補と爲す

十月 四日 勅任官の勳四等以下を三等に進め、奏任官の勳七等以下を六等に進め、以て例規を爲す

内國繪畫共進會を開く

日本銀行開業

十月 五日 儒者鷲津毅堂歿す年五十八 薄遊吟草一卷、金山仙史私記一卷、親繪餘影四卷毅堂集

十月 六日 大藏少輔吉原重俊を日本銀行總裁に、大藏大書記官富田鐵之助を副總裁と爲す

十月 七日 京都東本願寺の職員改替より紛議起る 國史攬要十六卷

十月 八日 華族橋本實麗薨す年七十二

十月 十日 日本銀行を開業す

十月十二日 海軍中將中牟田倉之助の海軍大輔を罷め、東海鎮守府長官と爲し、海軍少將仁禮景範の東海鎮守府長官を罷む ○日本、日耳曼の間に郵便爲替を設く ○朝鮮國特命全權公使朴泳孝、副使金晩植等、東京に來る

十月十四日 泉涌寺炎上す、御位牌、御木像等を雲龍院に移御す ○載仁親王、兵學研究の爲め、横濱解纜、佛國に赴く

十月十八日 辨理公使花房義質、陸軍少將高島鞆之助、海軍少將仁禮景範及び、士官水兵參内す、勅して朝鮮の勞を賞し僕を賜ふ ○神社、寺院に非ずして神佛符札及び其畫像を印行する者を禁ず

十月十九日 朝鮮國特命全權公使朴泳孝、副使金晩植等、參内して京城暴動の事を謝し、寶物を獻ず ○仁川駐在領事近藤眞鋤をして京城に駐在せしむ ○東京府下街路樹取締規則を改定す

十月廿一日 早稻田專門學校を開校す

早稻田專門學校開校



上野公園行幸

十月廿四日 天皇、上野公園に行幸あり、内國繪畫共進會を巡覽し給ふ○自由新聞その紙上にて公然改進黨及び三菱會社の攻撃を始む○實業家宮脇唾仙歿す年六十四

十月廿五日 農商務省、山林學校を設けん事を請ふ、之を聽す

十月廿六日 醫學校通則を定め、學科を物理、化學、動物、植物、解剖、組織、生理、病理、藥物、内科、外科、眼科、産科、内科臨床、外科臨床、衛生、裁判醫學と爲す

十月廿七日 賣藥規則を補正し、賣藥印紙稅規則を定む

十月廿八日 官用の船舶、車馬に地方稅を課するを停む

十月廿九日 天皇、吹上御苑に行幸あり宮内官吏の和鞍乗の古馬術を觀給ふ○東京府會議員鳩山和夫、田口宇吉、相謀りて全國府縣會議員と東京に會し、大懇親會を開かんとし招待狀を發す

海軍兵學校條例を制定

電燈を試む

十月卅一日 海軍兵學校條例を定む

十月 中 名古屋新聞を發行す○外務卿井上馨、討韓政策を内閣に提出して之を諮る

十一月一日 右大臣岩倉具視を大勳位に叙し、菊花大綬章を賜ひ、陸軍卿大山巖、文部卿福岡孝弟、工部卿佐佐木高行、元老院議長佐野常民を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ○山形縣下の關山新道の開通式を行ふ○東京銀座大倉組の店前に於て、始めて、電燈に點火し之を試む○儒者竹川政胖歿す年七十四

十一月二日 朝鮮の亂に死せる陸軍中尉堀本禮造等十二人を靖國神社に合祀す

護神論、神宮守衛神の人重垣等

陸軍大學校條例を制定

十一月 四日 大藏省の常平局を廢し、庶務局を置く

十一月 六日 辨理公使花房義質を外務省出仕に、竹添進一郎を辨理公使と爲し、朝鮮京城に駐劄せしめ、條約に従ひ陸軍歩兵一中隊を派遣して居留民及び公使館を保護せしむ○徳川厚を華族に列す

十一月 七日 府縣に令して神社、佛寺、建築の四百年前に在るものを調査せしめ、又社寺創立復舊再建等の期限を定む

十一月 九日 天皇、大久保諏訪村に行幸あり、近衛兵士の射的開場式を觀給ふ

十一月十一日 北海道幌内、小樽間の鐵道成る○自由黨總理板垣退助及び後藤象二郎、横濱を發し歐洲に赴く

十一月十三日 陸軍大學校條例を制定す○朝鮮亂後人心未だ鎮定せざるを以て、警備艦を仁川港に泊せしむ

十一月十五日 侍従の等級を更む○東西京の華族部長局を廢し、宮内省に華族局を置く

十一月十七日 天皇、向ヶ岡に臨幸あり、共同大射的會を觀給ふ

十一月十八日 皇太后、皇后、上野公園に行啓あり、内國繪畫共進會を觀給ふ

十一月十九日 福島縣下若松方面の人民、新道改良に付き工事中止を請願す、之を却く○右大臣岩倉具視、内閣に租稅増徴、海軍擴張の意見書を提出す

十一月二十日 天皇、吹上御苑に御幸あり、華族及び御厩官吏の競馬を觀給ふ○内務省に登記法取調局を設く



身延山炎上

十一月廿一日 天皇、小梅村に臨幸あり、隅田川に海軍兵の端舟競漕を觀給ふ  
十一月廿二日 朝鮮國と修好條規續約を訂定交換す○元老院幹事東久世通禧を副議長と爲し議  
官河瀬真好、黒田清綱を幹事と爲す

十一月廿三日 身延山久遠寺炎上す  
十一月廿四日 全國兵備を擴張するを以て地方長官を召し、勅して其資用を議せしむ○朝鮮釜  
山、元山、仁川駐在領事をして郵便事務を兼しむ

十一月廿六日 福島縣下の工事中止請願郡民總代宇田三浦等を喜多方署に捕ふ

十一月廿七日 宮内省編纂の幼學綱要を文部卿及び各參議に賜ふ

十一月廿八日 日韓修好條規に因り、來年一月仁川開港の旨を布告す

十一月廿九日 福島縣下の郡民嘯聚して喜多方署を襲ひ、官吏を傷く

十一月三十日 獨逸聯邦索斯國王に大勳位大綬章を贈進さる○東京府民三野村利助、大倉喜八  
郎等の請願に係る電燈會社の創立營業を許す

十一月 中 秩祿公債償還全了る

十二月 一日 西南役負傷者の診察料、藥價給與を廢し、更に地方廳をして瘡痍の狀況を具申  
せしむ○東京山林學校を設置す○福島縣會議長河野廣中及び愛澤寧堅等を國事  
犯として拘引す

十二月 二日 地方長官を召して職を賜ひ、幼學綱要を賜ふ○郵便切手の色を改め、萬國聯合  
郵便會と同色ならしむ○巡查をして劔を帶ばしむ○徳川家達を齋香間祇候と爲

電燈會社創立を許可  
福島事件起る

十二月 三日 天皇、三田育種場に行幸あり、競馬を觀給ふ

十二月 四日 警視廳の新築成る○宮内大輔杉孫七郎をして特命全權公使を兼しめ、布哇國に  
赴き皇帝即位の式に臨ましむ

十二月 五日 皇太后、芝公園紅葉館に行啓あり○地方小學區域の外に於て數町村聯合して中  
學校を設くる時は學務委員を置き、事務を管理せしむ

十二月 七日 陸軍中將嘉彰親王を大勳位に叙し、菊花大綬章を賜ふ○右大臣岩倉具視、縣會  
を停止し、更に國民諮問會を開設せん事の意見を太政大臣三條實美に呈す○獨  
人マルタンバルチャルトにハンボルク港領事を命ず

十二月 八日 公用土地買上規則を定む○布哇特命全權公使ジョン・マキニ・カペナフに勳一  
等旭日大綬章を賜ふ

十二月 九日 天皇、濱離宮に行幸し給ふ○儒者佐田介石歿す年六十五 栽培經濟問答雜誌、ランブ國論  
助字體本八卷、教諭凡、日本

十二月 十日 天皇、芝離宮に行幸あり、水鳥狩を觀給ふ 點取交通論、大日本大聖傳、須彌山一目鏡、視實等象儀詳説、天地論往復集、  
教諭凡道案内、佛教創世紀、視實等象儀記、掌珍新論、仲知録、佛教開國論

十二月 十一日 爲替手形、約束手形條例を制定す

十二月 十二日 請願規則を定む○人民の巡查職務同様の働を爲し、死傷せし者の弔祭扶助、治  
療料支給方を定む

十二月 十五日 周防豐榮神社、常陸常盤神社、薩摩照國神社を別格官幣社と爲す

公用土地買上規則を定む  
佐田介石歿  
請願規則を定む



郵便條例制定

十二月十六日 天皇、吹上御苑に行幸あり、近衛將校の競馬を觀給ふ○郵便條例を定む○開港開市場の地方府知事縣令及び警視總監の外國交際費を増し、京都府知事及び各縣令に交際費を給す○畫家立松義寅歿す年七十四

十二月十八日 徵發事務條例を定む○參議伊藤博文を宮中庶務主管會計と爲す

十二月十九日 朝鮮特命全權公使朴泳孝、副使金晚植等、暇乞の爲め參内す

十二月二十日 印紙類賣捌手續を定む○參事院議官蜂須賀茂詔をして特命全權公使を兼しめ佛國に駐劄せしめ、瑞西、葡、西、白、四國の公使を兼しむ

十二月廿一日 神奈川縣廳火く

陸海軍の整理

十二月廿二日 詔して宇内の形勢に隨ひ、陸海軍を整理せしむ、因て諸省長官に諭して不急の庶務を節略し以て聖意に協はしむ○會計検査院の新築成る○海員試験所を大阪下に設く

十二月廿五日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり

十二月廿六日 勅使の通行には諸門番兵及び儀仗兵は棒銃式を行ひ、其行軍中に於ては隊長之に敬禮すべき旨を令す○丁扶大北部電信會社の日本、清國、露國の海底線増設の請を聽す

株式取引所規則

十二月廿七日 烟草稅則を改定す○英國屬地 シーロン及び、ヒウキクトリヤに郵便爲換を設く、尋でまた印度に設く○獨逸聯邦撒遜國公、獨逸公使に託して白鷹大勳章を上る○米商會所株式取引所、仲買人納稅規則を定む○經度の起算を改め、東京

十二月廿八日 舊本丸天守臺を經線零度と定む○肥田濱五郎を海軍機關總監と爲す  
東伏見宮嘉彰親王を改て小松宮彰仁親王と稱せらる○皇族邸地廣狹の制を廢す  
○府縣會議員の議事を以て他府縣會議員と聯合往復するを禁ず○戸長の等級を改定す○憲兵卒職務上の犯罪を處分する例規を定む○朝鮮特命全權公使朴泳孝副使金晚植等、東京を發し歸國す○福原實、大島圭介を元老院議員に、有馬紀行を海軍主計總監と爲す

十二月廿九日 陸軍中佐村田經芳、軍用銃を發明せしを以て勳三等に叙し金を賜ふ

十二月三十日 海軍省に命じて軍艦を増製せしむ○陸奥宗光、三浦介雄及び、松本正直、木村信二、兒玉等、丹羽精五郎、山本克の罪一等を減す○儒者中内樸堂歿す年六十

軍艦増製

十二月卅一日 陸奥宗光等、出獄す

十一月 中 私立眞宗學校を創立す

明治 十六年 癸未 皇紀二五四三年 西曆一八八三年

正月 一日 郵便切手壹錢は綠色、貳錢は赤色、五錢は藍色に改正し發行す○共同運輸會社を開業す○大阪の新築偕行社成る

正月 二日 國學者物集高世歿す年六十一 祈禱文章、辭格老抄下、教義之說、熟語彙、十七問題解説、神道本論、同餘論、神學指要、本教諄辭、說教本稿、口辭格考、荏屋家集、同文集

正月 四日 叙勳條例を制定す○褒賞條例に依り褒賞を賜ふべき者、又は公益の爲め金穀財

叙勳條例を制定

物集高世歿



華族會館成る

正月 六日 華族會館の開館式を行ふ○水産博覽會事務所を上野公園内に設く  
 正月 七日 愛知改進黨の結黨式を行ふ  
 正月 八日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、觀兵式を觀給ふ  
 正月 九日 海軍機關學校生徒の航海練習艦規則を定む○東海鎮守府に於て始て、海軍始の略式を行ふ  
 正月 十日 各裁判所の位置及び管轄區畫を改定す○東京紀尾井町の北白川宮邸成る  
 正月 十一日 收支計算上、洋銀を貿易一圓銀に計算す  
 正月 十二日 仙臺、名古屋、廣島三鎮臺に歩兵、山砲兵、工兵の各隊を置く○矢野文雄、經國美談を發行す  
 正月 十五日 天皇、元老院の開院式に行幸あり○太政大臣三條實美を華族館長と爲す  
 正月 十六日 砲熯履歴表編纂規則を定む  
 正月 十七日 伊豆那賀郡アヲレ村大火あり、二百十戸火く  
 正月 十八日 常陸龍ヶ崎大火あり、五百餘戸火く  
 正月 二十日 小笠原島の移住寄留の禁を解く  
 正月 廿一日 伏見桃山の射的場成る  
 正月 廿三日 陸軍滿期下士の文官採用規則を定む○札幌、根室、沖繩三縣を除く各府縣に兵事課を置く○大阪倉庫會社を開業す

増宮章子内親王御降誕

大阪商船會社設立

正月 廿四日 衛生局に保健、醫事の二課を置く  
 正月 廿五日 海軍省の庶務、記録の二課を廢し、更に内局を置く○沖繩縣の人民徒刑、流刑者の發配方を定む  
 正月 廿六日 天皇、參事院に臨幸あり○皇女、降誕あり○對馬嚴原に長崎縣支廳を設置す  
 正月 廿八日 越中富山の神通川橋成る  
 正月 廿九日 天皇、新宿植物御苑に行幸あり、鴨獵を觀給ふ○爲替手形、約束手形の各書式を定む  
 正月 卅一日 工兵會議を設置し、其條例を定む  
 正 月 中 右大臣岩倉具視、京都皇居の保存に關する意見書を上る○大阪商船會社を創立す  
 二 月 一 日 皇女を章子と名け、増宮と稱せらる○陸軍少將高島綱之助、曾我祐準を中將と爲す○陸軍省に制規課を置き、記室課を廢す  
 二 月 二 日 左大臣熾仁親王、露國より歸朝あり○農商務省に北海道事業管理局を置く○東京府會議員鳩山和夫、田口卯吉等主唱となり、全國府縣會議員と江東中村樓に於て日本同志懇親會を開く  
 二 月 三 日 警視廳、鳩山和夫、島田三郎を召喚して府縣會議員の懇親會を禁ず  
 二 月 五 日 教育沿革史編纂に付き、府縣に令して學制沿革取調書を提出せしむ  
 二 月 六 日 皇后、芝公園能樂堂に行啓あり



二月 七日 陸軍省の法則掛を廢す

二月 九日 海軍省に水雷局を置き、水雷火練習所を廢す

二月 十日 特旨を以て博厚王を親王と爲す○水底電線路に於て投錨、漁業、採藻等の犯罪者に罰金を課す

二月 十二日 始めて東京高等法院を開き、福島事件の河野廣中等の審問を行ふ、國事犯の嚆矢なり○千島トマチセノホリ山噴火す

二月 十三日 海軍艦旗掲揚規則を定む○大日本製藥會社設立の議を定む

東京電燈會社開業

二月 十四日 東京電燈會社を開業す

二月 十五日 三品博厚親王薨去○石油取締規則を定む

二月 十七日 唐津海軍石炭用所章程を假定す

二月 二十日 陸軍士官學校條例を改正す

二月 廿一日 松本美彦を華族に列す○工部省に營繕課を置く○堤外川縁の耕地を宅地に變換し、又は樹木を植栽するは出願許可を得せしむ

二月 廿二日 宮内省ランプを廢し、硝子行燈に種油を用ふ

二月 廿三日 西村貞陽を參事院議官と爲す

京都繪入新聞發刊

二月 廿五日 京都繪入新聞を發行す

二月 廿七日 故伊能忠敬、羽倉東滿、賀茂眞淵、本居宣長、平田篤胤に各正四位を贈る○陸軍省總務局に庶務、徵兵、軍兵、武學、勳章、制規、報告の七課を置く

二月 廿八日 大藏省租稅局出張所を函館に増設す

二月 中 畫家高井鴻雲歿す年七十八

二月 中 農商務大輔品川彌二郎等、大日本私立衛生會を設く

二月 中 西南役の賊將長倉訥歿す年五十四

賢所造營

二月 中 舊皇城內紅葉山に賢所を造營す

京都博覽會

三月 一日 水産大博覽會を東京上野公園に開く○京都博覽會の開場式を行ふ

三月 二日 國學者大國正武歿す年六十六 近世忠孝見聞録、瓊齋社友年々集、瓊齋筆記三卷、正文、文集二卷、萬葉大日本魂俗解三卷、露女和歌集標註等

三月 三日 憲法調査の爲め滯歐中の參議伊藤博文を特命全權大使と爲し、露國皇帝アレキサンデル第三世の即位の式に臨ましむ○花房義質を特命全權公使と爲し、露國

に駐劄せしめ、瑞典、諾威を兼しむ○筑後三池郡下里村に已決監を設置し、三池集治監と稱す○儒者楠本端山歿す年五十六 鞋襪日曆、松島紀行、芻蕘卷談杞憂、臆言、學習錄、匪躬臆議、詩文集等

三月 七日 僧慶忍寂年六十六 唯識論元治錄十卷、俱舍義詮九卷、因明大疏和證六卷、因明中成錄四卷、五教章略解、眞宗二百題

三月 八日 天皇、新宿植物御苑に行幸あり○正親町實徳を麝香間祇候と爲す

三月 十日 清國及び朝鮮國在留日本人取締規則を定む○東京向島警察署を吾妻橋警察署と改稱す○朝鮮人金玉均横濱を發して歸國す○北陸七州自由黨懇親會を越中高岡

に開く

三月 十二日 統計委員會規則を定む

會津の小鐵就縛

三月 十四日 俠客會津の小鐵捕へらる



大阪立憲政黨の解散

高田事件起る

第二回内國繪畫共進會

三月十五日 大阪の立憲政黨を解散す○教會、講社、結集及び説教所等の設置は本人より届出でしむ

三月十六日 石油取締規則の施行を延期す

三月十七日 巡查召募規則を廢し、巡查召募は各廳の適宜方法を設けしむ

三月十九日 天皇、新宿植物御苑に臨幸あり○長崎縣嚴原支廳に支廳長を置く

三月二十日 自由黨員赤井景韶等、二十六人を大臣暗殺内亂隠謀として高田、新潟、越中に於て捕縛し、之を高田に護送す○史學者成田秋佩歿す年五十三備前略史二卷 秋佩追記

三月廿六日 海軍に於て本邦沿岸區域線を定む○九州改進黨大懇親會を鹿児島に開く

三月廿七日 天皇上野公園に行幸あり、水産博覽會を巡覽し給ふ

三月三十日 舊幕臣戸田忠至歿す年七十五

三月卅一日 府縣聯合衛生會規則を定む

四月 二日 右大臣岩倉具視、宮内省に編纂局設置の事を大臣、參議に告げ、之が意見を問ふ○燃質物置場規則を定む

四月 四日 海軍主計學舎規則を定む

四月 五日 宮中月並和歌會あり

四月 六日 天皇、濱離宮に行幸あり、漁獵を觀給ふ○地方巡察條規を定む

四月 七日 右大臣岩倉具視を宮内省編纂局總裁心得と爲す

四月十一日 第二回内國繪畫共進會を上野公園に開く○農學校通則を定む

陸軍大學校開校

四月十二日 皇后、濱離宮に行啓あり、拾翠網曳を觀給ふ○陸軍大學校を參謀本部構内に開く○福島事件の豫審終結し、河野廣中等六人を除く五十餘人を免訴釋放す

四月十四日 股野琢を參事院議官補と爲す

四月十五日 米國公使、馬關事件の償金七十八萬五千弗を我外務省に還附す

四月十六日 天皇、埼玉縣下飯能に行幸あり○新聞條例を改正し、益々言論の自由を拘束す

是より物議多く、爲に小新聞の廢刊するもの相次ぐ

四月十七日 船稅規則を制定す○立田革を領事と爲し、米國桑港に駐在せしむ

四月十八日 皇太后上野公園に行啓あり、水産博覽會を觀給ふ

四月二十日 天皇、飯能より還幸あり

四月廿三日 天皇、小金井村に行幸あり、櫻花を觀給ふ○伏見宮愛賢王をして華頂宮を繼承せしめらる

四月廿四日 獨逸特命全權公使カオント・ドン・ホツブ參内して國書を捧呈す○北海道に轉籍移住者の手續を更定す

四月廿五日 天皇、濱離宮に行幸あり

四月廿六日 越中富山市大火あり、百五十四戸火く

四月廿七日 日本銀行に國庫局を置く

四月廿八日 府縣選舉師範生徒募集規則を定む

四月三十日 天皇、濱離宮に行幸あり

言論抑壓



國立銀行條例の改正

陸軍衛戍規則制定

四月 中 東京麴町の出雲大社遷宮式を行ふ  
五月 一日 長濱、關ヶ原の鐵道成る○若松市大火あり、千五百戸火く○前橋市大火あり、七百三十戸火く

五月 二日 内務省の技術者等級月給表を定む

五月 五日 國立銀行條例を改正す○東京、大阪、横濱の三司藥場を衛生局試驗所と改稱す  
○馬關に海軍用所を設置す

五月 六日 東京麴町の神道大社教本院出張所成る

五月 八日 岩佐純を一等侍醫と爲す

五月 九日 富山縣を置きて國重正文を縣令に、佐賀縣を置きて鎌田景弼を縣令に、宮崎縣を置きて田邊輝實を縣令と爲す

五月 十日 太政官に文書局を設置し、官報編纂を掌らしむ

五月 十三日 自由黨、東京府下に於て偽黨撲滅大演說會を開始し、改進黨及び三菱會社を攻撃す

五月 十四日 製茶共進會を定む○勅奏任官、華族及び有位帶動者の犯罪取扱方を定む

五月 十五日 右大臣岩倉具視、勅命を奉じ京都に赴き皇居保存の計畫を爲す、是日、東京を發す

五月 十六日 府縣の農工商諮問會を廢す○畫家帆足杏雨歿す年七十五

五月 十七日 陸軍衛戍規則を制定す

五月 十八日 基督教大演說會を東京久松座に開く

五月 二十日 天皇、華族會館に行幸あり○詩人篠原雲風歿す年七十四

五月 廿一日 天皇、水産博覽會褒賞授與式に臨幸あり

五月 廿二日 各廳達並に告示は官報登載を公式と爲し、別に發布せず

五月 廿四日 天皇、向ヶ岡の彌生社に行幸あり、射的を觀給ふ○上杉茂憲を元老院議官と爲す

五月 廿五日 司藥場試驗掛の名稱を廢す

五月 廿六日 天皇、農商務省に臨幸あり○布告、布達の施行期限を制定す

五月 廿七日 教育家木原老谷歿す年六十

五月 廿八日 陸軍精勤證書附與規則を定む

五月 廿九日 青森、盛岡の大藏省租稅局出張所を廢し、福井出張所を金澤に移す

五月 三十日 銀行紙幣合同消却方法を定む

六月 一日 天氣豫報を東京市内の巡查交番所に揭示せしむ

六月 四日 天皇、陸軍戸山學校に行幸あり、大競馬を觀給ふ○日向諸縣郡を鹿兒島、宮崎二縣に分割す○海軍省の統計課を計理課と改稱す○煙草稅則施行心得を定む○

六月 五日 陶工六代清水六衛兵歿す年六十二  
司法大輔細川潤次郎を元老院幹事に、岸良兼養を元老院議官に、河瀬眞孝を司法大輔と爲す

天氣豫報告知



六月 六日 古來船舶の制度取調を海軍省に屬す  
六月 八日 西班牙國辨理公使ドン・ルイ・デルカスチロー・イー・トリゲロス參内して國書を捧呈す

六月 九日 外國航海中の患者及び護送人給與規則を定む

六月十一日 警察署、同分署の廢合、改稱、新設届出方を定む

六月十二日 皇太后、皇后、芝離宮に行幸あり

六月十三日 華頂宮愛賢王、名を博泰と改めらる

六月十五日 日本銀行に國庫金取扱を命ず

六月十八日 天皇、宮中内庭に臨みて擊劍を觀給ふ

六月廿二日 自由黨總理板垣退助及び後藤象二郎歸朝す

六月廿三日 宮内大輔杉孫七郎の特命全權公使を罷む

六月廿五日 太政大臣三條實美の賞勳局總裁を罷め、柳原前光を之に代ふ○田中芳男を元老院議官と爲す

六月廿六日 特旨を以て圓戒國師に慈攝大師を、心照國師に月輪大師の諡號を賜ふ○元老院

議官四條隆謨を罷む

六月廿七日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり

六月廿八日 右大臣岩倉具視東京に歸る

出版條例の改正

六月廿九日 出版條例を改正す

官報發行

七月 一日 官報を發行す

岩倉邸臨幸

七月 四日 賞勳局總裁を一等官と爲す○東京府下洪水あり、千住大橋落つ

七月 五日 天皇、右大臣岩倉具視邸に臨み、其病を親問し給ふ

七月 六日 府縣立師範學校通則を定む

鹿鳴館成る

七月 七日 東京山下門内の外賓接待所成る、之を鹿鳴館と稱す

七月 十日 陸軍醫講習生假規則を定む

七月十二日 皇后、岩倉具視邸に行啓あり、其病を親問し給ふ○岩倉具視を華族に列す

七月十四日 陸軍戸山學校條例を改正す○各廳金錢出納併に決算順序を定む○吉田清成を議

官と爲す

七月十六日 富山縣始審裁判所を開廳す○參事院議官井上馨の内閣書記官長を罷む○僧笠原研壽寂年三十二譯梵文金七十論、ミューラル教授傳、梵文集名數經等

七月十八日 右大臣岩倉具視、辭官の表を上る○後見人職務權限を定む

七月十九日 天皇、再び岩倉具視邸に臨幸し給ふ○右大臣岩倉具視を罷め、前大臣と稱せしむ○東京高等法院に於て福島事件の罪を斷じて河野廣中を輕禁獄七月に、田母

野秀顯、愛澤寧堅、平島松尾、花香泰次郎、澤田清之輔を輕禁獄六年に處す

七月二十日 前大臣岩倉具視かわらぬ藤、大政紀要、岩倉贈太政大臣集年五十九

七月廿三日 故岩倉具視に太政大臣を贈る

七月廿五日 日本、朝鮮貿易規則に調印す○贈太政大臣岩倉具視を品川海晏寺に葬る

岩倉具視薨



日本鐵道會社開業

七月廿六日 假に日本鐵道會社の開業式を行ふ  
七月廿七日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛兵の除隊式を觀給ふ  
七月廿八日 上野熊谷間の鐵道成る

神戸株式取引所創設

七月三十日 兵庫神戸に株式取引所を設置し、金銀貨幣取引するを許す  
七月 中 大阪紡績株式會社を設立す

陸軍治置法制定

八月 一日 佐賀、宮崎二十審裁判所を開廳す  
八月 二日 從一位徳川慶勝薨す年五十九  
八月 四日 陸軍治置法を制定す○參議伊藤博文、歐洲より歸朝す○酒造稅則を改正す  
八月 六日 東京、大阪、横濱の各株式取引所にて金銀貨幣定期取引を許す○藤原秀郷に正三位、菊池武時、脇屋義助、名和長年に從三位、兒島高德、結城宗廣に正四位

兒島範長に從四位、櫻山茲俊に正五位を贈る

八月 七日 學習院を宮内省に屬す  
八月 八日 學校教員品行檢定規則を制定す  
八月 十日 中央新聞を發行す  
八月十三日 新田俊純、菊池武臣を華族に列す  
八月十四日 大分縣青莚銀行を設立す  
八月十五日 岐阜縣高山始審裁判所支廳を開く  
八月十六日 和歌山縣田邊始審裁判所支廳を開く

安田老山歿す

八月十八日 横須賀造船所に於て軍艦天龍の進水式を行ふ○府縣に教員講習所を設く○高田事件の豫審終結し、赤井景韶、井上平三郎、風間安太郎を國事犯に、八木繁社を不敬罪と爲し、其餘は皆之を釋放す  
八月廿二日 天皇、特に駐清英國公使パークスを引見さる  
八月廿三日 獨逸聯邦メツクレンブルヒスキウレン國大侯の公子ジョン・アルベルト東京に來る  
八月廿四日 畫家安田老山歿す年四十八  
八月廿五日 公子ジョン・アルベルト參内謁見を賜はる○英國公使パークスお暇乞の爲め參内す

韶子内親王薨去

八月廿七日 故靜寛院宮親子内親王に一品を贈らる  
八月廿八日 海軍省に教官を置く  
八月廿九日 英國公使パークス東京を發し、清國に赴く  
九月 一日 製茶共進會を神戸に開く  
九月 二日 大陽光を失ひ銅色を爲す、天皇、之を叡慮に懸け給ひ、宮内省より東京氣象臺及び海軍氣象臺へ御使を差遣せらる○陶工梶常吉歿す年八十二  
九月 五日 天皇、公子ジョン・アルベルトと日比谷練兵場に臨幸して、觀兵式を親閱し給ふ○河野廣中等、石川島監獄に入る  
九月 六日 皇女滋宮韶子内親王薨去年三



海軍恩與令  
制定

九月 八日 皇女增宮章子内親王薨去年一

九月十一日 海軍恩給令を制定す

九月十三日 故韶子内親王を豊島岡に葬る

九月十五日 故章子内親王を豊島岡に葬る

九月十七日 札幌鐵道の開業式を行ふ

九月十八日 私立獨逸學協會學校成る

九月十九日 井田讓、宮本小一、田邊太一を元老院議官と爲す○實業家中野梧一自殺年四十二

九月廿一日 筑後炭坑内出火し、死者三十人、良民囚徒の埋没せし者四十二名に及ぶ

九月廿二日 京都に宮内省支廳を設く

九月廿四日 立憲帝政黨を解散す○名和長泰を華族に列せらる○大井憲太郎、奥宮健之等と

車界黨禁止

九月廿五日 京都府下柱邸を離宮に治定あり、柱離宮と稱せらる

九月廿七日 自家用料酒類製造者心得を定む

九月 中 帝國教育會成る

九月 中 東京主計學校を創立す

十月 二日 地方裁判所にて處分せし兵籍變換、年齢嘘偽の者は、各所管の軍法會議に於て

十月 三日 普通刑法を以て處分するに定む

朝鮮國間行里程取極約書を訂定す

獨逸協會學  
校成る

立憲帝政黨  
解散  
車界黨禁止

帝國教育會  
成る

十月 四日 公子アルベルト、同公使ドンホッフと參内す

十月 五日 濟寧館を開き、演武場とす

十月 六日 公子ジョン・アルベルト横濱解纜、歸國す

十月 九日 我領事館を清國芝罘に置く

十月 十日 天皇、吹上御苑及び皇居造營地へ臨幸あり○金光教教祖金光大陸歿す年七十

十月十一日 佛蘭西國特命全權公使ジョセイス・アダム・サンキツヒツ參内して國書を捧

呈す

十月十五日 天皇、海軍兵學校に臨幸あり、○京都柱離宮内の宮内省支廳を開く○日韓人民

貿易規則及び海關稅目を定む

十月十六日 露國特命全權公使ダウイドフ參内して國書を捧呈す

十月二十日 海軍制服を改正す○寄席取締規則を改定す

十月廿二日 宮内大輔杉孫七郎を宮内卿代理と爲す

十月廿三日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛諸隊の檢閲施行を觀給ふ○醫師開業試験

規則及び醫師免許規則を定む○源綱紀、始て速記術を行ふ

十月廿四日 陸軍監獄則を定む

十月廿九日 清岡公張を元老院議官と爲す

十月廿一日 天皇、青山植物御苑に行幸あり、鴨獵を觀給ふ

十月 中 東京製氷會社を設立す

醫師開業試  
驗規則を定  
む



戸籍表式定まる

- 十一月 二日 塙國特命全權公使コント・ザルスキー参内して國書を捧呈す
- 十一月 三日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、觀兵式を行ひ給ふ
- 十一月 五日 繭絲織物陶漆器共進會を定む○徳大寺公純薨す
- 十一月 六日 天皇、根岸競馬場に行幸あり
- 十一月 七日 戸籍表式を定む○佛蘭西學者田中耕造歿す年三十三警察一課、政米警察見聞録、佛國史略、自治政論、拿破崙政略、歐洲各國憲法、國行政、泰西政法沿革誌
- 十一月 八日 皇太后、品川硝子製造所に行啓あり○坊城延麿を華族に列す
- 十一月 九日 横濱大火あり、四百四十五戸火く
- 十一月 十日 樺戸、空知、兩集治監の囚人犯重罪者處分を定む
- 十一月 十二日 赤坂假皇居に於て觀菊御宴あり○海軍服裝規則を定む
- 十一月 十三日 俳人五月庵斗麥歿す年八十六
- 十一月 十四日 橋口兼三を元老院議員と爲す○東京高等法院に於て高田事件の豫審終結し赤井景韶を公判に附し、風間安太郎、井上平三郎を放免す
- 十一月 十五日 皇太后、皇后と日比谷神宮教院に行啓あり、觀古美術會を觀給ふ○元老院議員岸良兼養歿す年四十七
- 十一月 十六日 天皇、元老院に行幸あり○自由黨、臨時議會を開き金十萬圓を濶集して自由新聞を維持し且つ擊劍場を設けて壯士を養成するの議を決す
- 十一月 十七日 天皇、戸山競馬場に臨幸あり

天璋院薨す

- 十一月 十八日 畫家岡本亮彦歿す年六十一
- 十一月 二十日 皇居苑内に於て電氣燈の點火試験を行ふ○東京商工會を設く○天璋院近衛敬子(徳川家) 薨す年四十九 (定室)
- 十一月 廿一日 天皇、神田錦町の學習院に行幸あり
- 十一月 廿二日 海軍武官非職條例を制定す
- 十一月 廿六日 憲兵條例を改正す○原敬を領事と爲し、清國天津に駐在せしむ
- 十一月 廿八日 天皇、芝離宮に行幸あり○皇太后、皇后と學習院に臨啓あり○鹿鳴館の開館式を行ふ○福島事件の田母野秀顯獄中に歿す年三十五
- 十一月 三十日 大阪府下に憲兵を置く
- 十一月 中 憲政取調所を參事院に置く
- 十一月 中 紀伊熊野神社炎上す
- 十二月 三日 皇太后、芝公園能樂堂に行啓あり○陸軍野外演習概則を定む○勤王家平野重久歿す年七十
- 十二月 十日 醫術開業受驗心得を定む
- 十二月 十一日 參議伊藤博文を外務卿代理と爲す
- 十二月 十二日 參議山縣有朋の參事院議長を罷め内務卿を兼しめ、内務卿山田顯義を司法卿に、司法卿大木喬任を文部卿と爲す、又文部卿福岡孝弟を參事院議長と爲す
- 十二月 十三日 天皇、濱離宮に行幸あり



海軍志願兵規則定まる

徴兵令改正

十二月十四日 警視總監樺山資紀を海軍大輔に、大迫貞清を警視總監と爲す  
 十二月十五日 永平寺青蔭雪鴻に禪師號を賜ふ  
 十二月十七日 高田事件の罪を斷じて赤井景韶を重禁錮九年に處す  
 十二月十八日 海軍志願兵徵募規則を定む○牧朴眞を參事院議官補と爲す  
 十二月十九日 朝鮮貿易の爲め長崎稅關出張所を嚴原、下關、博多に置く  
 十二月二十日 天皇、向ヶ岡に臨幸あり、射的を觀給ふ○華族七十歳以上の者に物を賜ふ  
 十二月廿一日 海軍下士以下の被服給與概則を定む  
 十二月廿二日 修史館に副總裁を置く○郷田兼松を參事院議官補と爲す  
 十二月廿四日 天皇、横濱に行幸あり、筑紫艦を觀給ふ○西園寺公望を參事院議官と爲す  
 十二月廿五日 大阪府憲兵設置に付き、東京憲兵一中隊を分遣す  
 十二月廿六日 伊達宗城を修史館副總裁と爲す  
 十二月廿七日 上野、新町間の鐵道成る○鎮守府及び艦隊に軍醫長を置く○印刷局長得能良介歿す年五十九 大日本貨幣精國銀行實驗論  
 十二月廿八日 徴兵令を改正し、現役、豫備役、後備役の制を定む○中山道の鐵道公債證書條例を發布す○海軍軍醫服務通則を定む○古物商取締條例を定む○水野遵、村岡良弼を參事院議官補と爲す  
 十一月 中 儒者嶺田楓江歿年六十七 海外新話五卷、千葉縣古事誌二卷、房總雜記二卷、楓江遺草一卷、同遺稿一冊

官吏恩給令を定む

商業學校通則

明治 十七年 甲申 皇紀二五四四年 西曆一八八四年  
 正月 二日 能樂家金剛左近歿す年六十九  
 正月 四日 官吏恩給令を制定す○太政官に恩給局を設置し職制を定む○宮内大輔杉孫七郎の宮内卿代理を解く○近衛守衛隊規則を定む○賭博犯處分規則を定む○官吏非職條例を定む  
 正月 七日 會計檢査院長岩村通俊に恩給局長官を兼しめ、渡正元を恩給局主事と爲す○畫家中西耕石歿す年七十八  
 正月 八日 京都畫學校の始業式を行ふ  
 正月 九日 大阪大火あり、千四百四十戸焼く  
 正月 十日 海軍省に調度局を置く  
 正月 十一日 天皇、元老院開院式に行幸あり○商業學校通則を定む  
 正月 十五日 天皇、參事院に臨幸あり○陸軍軍馬局調馬卒概則を定む  
 正月 十六日 東京海上保險會社取締役を農商務省に置く  
 正月 十七日 東京大火あり、百三十八戸焼く  
 正月 十八日 海軍下士以下の給與概則を定む  
 正月 二十日 神山郡廉を元老院議官と爲す  
 正月 廿一日 天皇、吹上御苑に行幸あり、和鞍の古術を觀覽し給ふ○栃木縣廳を宇都宮に改置す



正月廿二日 清佛兩國交戦す、因て我軍艦を上海に差遣す

正月廿三日 内務省の取調局、登記法取調局を廢す

正月廿四日 太政官に文庫を設置し、各官廳所藏の書籍一切を蒐集して管理す

正月廿五日 西班牙代理公使ルイデルカスチロイ・トリゲロス參内して同國皇帝の親書を捧呈す○古物商取締條例細則を定む

正月廿六日 中學校通則を定む○府縣警部長以下の正帽正服を改正す○若山儀一を參事院議官補と爲す

中等學校通則

正月廿九日 畫家島田雪谷歿す年五十七

正月 中 神戸小野濱に造船所を設く○東洋英和女學校を創立す

小野濱造船所設立

正月 中 儒者廣川徳三郎歿す年八十二米利堅合衆國地理叢書解、三原素略説、極樂淨土之説、人生説、儒佛比較論、舍密一家言、男女配匹論、地形論

二月 一日 海軍規程局、調度局條例を假定す

二月 四日 皇靈祈年祭あり

二月 八日 海軍省に海軍部を置き、軍務局を廢す

二月 九日 農商務卿西郷從道に陸軍卿代理を兼しむ

二月 十日 僧大寶寂年八十一法華文講釋講述十五卷、止觀輔行講述二卷、冠註四教儀集註二卷、起信論講述、六合釋講述、教誡律儀鈔、法華文句觀音玄義記、五教章俱舍頌疏

二月 十一日 俠客會津の小鐵出獄す

二月 十三日 陸軍卿大山巖の參謀本部長を罷め、内務卿山縣有朋に兼任せしむ

二月 十四日 東艦の修復艦の名號を解き、東海鎮守府の所管と爲す

二月 十六日 陸軍卿大山巖、兵制視察の爲め、陸軍中將三浦梧樓、同少將野津道貫、同大佐川上操六、桂太郎を隨へ横濱解纜、歐洲に赴く

二月 十七日 相撲取梅ヶ谷藤太郎、横綱と爲る

二月 十九日 元老院幹事細川潤次郎を繪畫共進會審査長に、同議官田中光顯を繭糸織物漆器共進會審査長と爲す

二月 廿一日 參議伊藤博文の外務卿代理を解く

二月 廿二日 故藤原資朝に従二位、藤原俊基に従三位を贈らる○皇太后宮大夫萬里小路博房薨す年六十一○陸軍大佐中村重遠歿す年四十五

二月 廿三日 民事訴訟用印紙規則を制定す

二月 廿八日 陸軍大學校を和田倉門内に移す○小石川植物園を東京大學植物園と改稱す

三月 一日 鹽田三郎を參事院議官と爲す○大阪府下本願寺津村別院を憲兵屯所と爲す

三月 三日 茶業組合準則を頒つ○小説家篠田仙果歿す年四十八音に響千成飄箏、櫻田實記、西南雲晴朝東風、淺草近世奇談、松榮千代田

三月 四日 衛生局雜誌の發行を廢す○東京日本橋大火あり、三百四十戸焼く

三月 五日 東京神田大火あり、百七十戸焼く

三月 六日 正二位徳川茂榮薨す年五十四

三月 七日 海軍省に軍醫長を置く

三月 十日 天皇、濱離宮に臨幸あり、相撲を觀給ふ

篠田仙果歿す

神徳、種る夜話、鹿兒島戰記、鹿兒島征伐物語、明星亭和談、雪月花三遊新話、綴合阿傳假名書

明治天皇——明治十七年

(二五四・一八四)



三月十二日 東京鎮臺分營の高崎營所を廢す

三月十三日 東京上野公園不忍の池の周圍を共同競馬會社の馬場と爲すを許す

三月十四日 内務省、警保局の庶務、安寧、編纂、會計、受付の五課を廢止し、調査會計、編纂、受付、集會、新聞檢閲、圖書檢閲の七掛を置く

三月十五日 地租條例を制定す、從來の地租に關する條例にして、本條例に抵觸するものは廢止に從ふ○大審院民事の甲、乙、丙、丁の四局、刑事の甲、乙、丙の三局を廢止し、更に願初、專理、公判、延滞の四局を置く

三月十七日 宮中に憲法制定取調局を置き參議伊藤博文をして長官を兼しむ

三月十九日 天皇、神奈川縣下小向井に行幸あり、故一品閑院宮典仁親王に慶光天皇と太上

天皇號御追贈あらせらる

三月廿一日 海軍治罪法を制定す○參議伊藤博文をして宮内卿を兼しむ○宮内省の侍從長、侍從、同試補を廢し、更に侍從長、侍從、内豎を置く○徳大寺實則を侍從長と爲す○英國特命全權公使ブランケット、參内して國書を捧呈す

三月廿二日 汽船公稱馬力算定方法を定む

三月廿三日 井上毅、伊東巳代治、荒川邦藏、渡邊廉吉、山縣伊三郎、牧野伸顯に制度取調局兼勤を命ず○堀河康隆、高辻修長、富小路敬直、西四辻公業、東園基愛、北條氏泰、片岡利和、太田左門、藤波言忠、荻昌吉、三條西公允、萬里小路通房を侍從と爲す○龜井茲監歿す年六十三

神妙集

三月廿四日 皇太后、皇后、神奈川縣下杉田村へ行啓あり、櫻花を觀給ふ

三月廿五日 質屋取締條例を制定す○東京商法講習所を東京商業學校と改稱す

三月廿六日 勅使櫻井能監を差遣し、神武天皇例祭、及び慶光天皇追尊奉諡、并に光格天皇御陵告祭を行はせ給ふ

三月廿八日 廣幡忠朝、田沼望を侍從と爲す

三月 中 朝鮮へ海底電線を設く○歌人大島義矩歿す年七十九 新田百首、雅俗雜記、上洛紀行

四月 一日 東海鎮守府に鎮守府軍法會議を設置す○海軍裁判所を廢止す○證券印紙規則を改正す

四月 二日 天皇、皇后、隅田川に臨幸啓あり、海軍兵の端艇競漕を觀給ふ○東京府廳に飲用水検査場を設く

四月 三日 東京向島八州園を紅葉館の分館と爲す

四月 四日 三田英學校に幼年舎を設く

四月 五日 地租條例取扱心得書を頒つ

四月 六日 雜學者松村春風歿す 文典小解、山陽象山言行錄、東京穴探、明治外史、日本水滸傳、東洋立志篇、近世先哲叢談、演義日本外志、開化千字文、京濱間汽車乘合話、敬字先生詩文偶抄

四月 七日 慶光天皇追尊奉諡陵祭、及び光格天皇御陵奉告祭を執行す○故藤原愛親に從一位を贈る○佛國里昂府に領事館を設置す○官幣大社廣田神社の新營造成る

四月 八日 皇太后、皇后、芝公園能樂堂に行啓あり○藤島正健を領事と爲し、佛國里昂府に駐在せしむ

東京高等商業學校設置

海底電線

松村春風歿す

明治天皇——明治十七年



四月十日 故得能通綱、土居通増に正四位を贈る

四月十一日 第三回内國繪畫共進會を開く○六戸璣を參事院議官と爲す

四月十二日 鷺尾順丸を華族に列す○皇居造營事務局の總裁、副總裁を廢し、宮内省の直轄と爲す

四月十四日 天皇、吹上御苑に行幸あり、競馬を觀給ふ○海軍將校、准將校の乘艦期限條例を定む

四月十五日 布哇國特命全權公使カルチス、ビーイワキヤ參内して國書を捧呈す

四月十六日 天皇、濱離宮に行幸あり○質屋取締條例細則を定む

四月十七日 海軍將校、准將校、准士官の進級條例を定む

四月十八日 皇居御造營地鎮祭あり○宮内大輔杉孫七郎を皇居造營事務局長と爲す

四月十九日 芝東京病院を開く

四月二十日 儒者中村黒水歿す年六十五 藤原拾葉、同續篇

四月廿一日 天皇、青山御所に皇太后を臨問し給ふ○宮内省に内藏寮を置く

四月廿二日 印紙類賣捌規程を定む○參事院章程を改む○岡田善良を侍從と爲す

四月廿三日 神道教導副總裁岩下方平を罷む

四月廿四日 皇太后、皇后、小金井村に行啓あり○船舶積量測度規則を定む○今村和郎を參事院議官補と爲す

四月廿五日 天皇、皇后、濱離宮に行幸啓あり○故西郷隆盛の遺子寅次郎を召出さる

皇居御造營起工式

大阪商船會社開業

正倉院を宮内省に移管  
區町村會法改正

四月 中

五月一日 大宮、高崎間の鐵道成る○大阪商船會社を開業す

五月六日 奈良正倉院を宮内省に移管す

五月七日 區町村會法を改正す○特命全權公使寺島宗則を宮内省出仕に、特命全權公使森有禮を參事院議官に、司法大輔河瀬眞孝を特命全權公使に、參事院議官渡邊昇を會計検査院長に、岩村通俊を司法大輔と爲す

五月八日 從四位水野忠精歿す年五十三

五月十三日 自由黨員日比遜等、群馬縣下陣場ヶ原に衆人を嘯聚し、以て高崎分營を襲はんと謀る

五月十四日 内藏寮職制を定む○參事院副議長田中不二麿を特命全權公使と爲し、伊國羅馬に、九鬼隆一を特命全權公使と爲し、米國華盛頓に駐劄せしむ

五月十五日 外務卿井上馨の發企により、東京俱樂部第一會を開く

五月十六日 養子離縁處分方法を定む○群馬縣下陣場ヶ原に集合せる暴徒、遂に甘樂郡丹生村の生産會社を襲ひて之を燬ち、松井田警察署を奪取し、將に高崎分營を襲撃せんとして糧食缺乏の爲め、衆離散す

五月十七日 儒者西川藁園歿す年七十二 讀史未識、文語滄泉、藝圃百絶、歐蘇手簡註解、日本外史樂府、藝園遺稿、詩和堂中詩鈔箋大成等

五月十九日 神官職制を定む

五月二十日 大藏省に主税局を置き、郷純造を主税官長と爲す○府縣に收税長、同屬を設く

神官職制を定む



○別格官幣中社結城神社成る、遷宮式を行ふ

五月廿一日 海軍軍樂隊給與概則を定む

五月廿二日 武者小路實世を參事院議官と爲す

五月廿三日 東京府立中學校成る

五月廿四日 陸軍中將谷干城を學習院長に、海軍少將林清康を參事院議官と爲す○宮内省出

仕寺島宗則を會社條例編纂委員長と爲す

五月廿六日 兌換銀行券條例を制定す○方廣寺開山無文元選に聖鑑國師を、龍澤寺開山神機

獨妙に正宗國師の謚號を賜ふ○東京訓盲院を盲訓啞院と改稱す

五月廿七日 海軍省の規程局を廢し、規程課を置く

五月廿九日 皇太后、内國繪畫共進會に行啓あり

五月廿九日 陸軍會計検査條例を定む

五月 中 畫家帆足杏雨歿す年七十五

五月 中 星亨、自由之燈と題せる通俗新聞を發行し、藩閥政府を攻撃し、改進黨を排斥

し、三菱一黨を稱して海坊主今淨海と名づけたる諷刺小説を掲げ、一時に傳誦

せらる

六月 五日 陸軍少將田中光顯をして恩給局長官を兼しむ○河上房申を參事院議官補と爲す

○儒者西島秋航歿す年七十五 詩格麗藤 金茶王溪

六月 七日 商標條例を制定す

商標條例制定

帆足杏雨歿す

兌換銀行條例制定

大阪紡績會社開業

六月 八日 實業家田中平八歿す年五十一○落語家春錦亭柳櫻歿す年六十九

六月 九日 農商務省に商標登録所を設く

六月 十日 絶家期限を定めて滿六ヶ月以内と爲す

六月十二日 鹿鳴館に於て、始て婦人慈善會を開く

六月十五日 大阪紡績會社の開業式を行ふ

六月十八日 陸軍恩給令を改正す

六月廿三日 郵便徽章を定む

六月廿四日 陸軍士官學校條例を改正す

六月廿五日 天皇、上野停車場に臨幸あり、鐵道開業式を觀給ふ○九條節子姫降誕あり○陸軍大學條例を改正す

六月廿八日 皇太后、皇后、上野停車場に行啓あり、高崎驛まで試乗し給ふ○海軍下士服役

規則を定む

六月 中 岩本善治等、始て女學新誌を發行す

七月 一日 法律學士の稱號を設く

七月 二日 小野濱海軍造船所條例を定む

七月 三日 京都府下に株式取引所を設立す

七月 四日 小學校教員講習規則を定む

七月 五日 經費金支出條規を定め、明治十九年度より實施せしむ、之に依つて現金出納の

京都株式取引所設立

上野停車場開業



事は大藏省に於て管轄し、日本銀行をして之を掌らしめ、以て經費の支出を仕拂前に監督する事となれり

華族令を制定  
公爵

七月 七日

伯爵

侯爵

華族令を制定し爵を分ちて、公、侯、伯、子、男の五級を設く○九條道孝、鷹司灑通、二條基弘、近衛篤磨、一條實輝、徳川家達に公爵を、三條實美、島津久光、毛利元徳、島津忠義は偉勳に依り公爵を、廣幡忠禮、醍醐忠順、徳大寺實則、淺野長勳、徳川茂承、蜂須賀茂詔、久我通久、西園寺公望、佐竹義堯、細川護久、鍋島直大、山内豊範、池田章政、前田利嗣、菊亭修季、池田輝知、徳川篤敬、黒田長成、徳川義禮、花山院忠遠、大炊御門幾磨を侯爵に、中山忠能は勳功に依り侯爵に、木戸正次郎、大久保利和は亡父の偉勳に依り侯爵に、中院通富、山科言繩、飛鳥井雅望、油小路隆晃、三條西公允、園基祥、橋本實梁、柳原前光、松平茂昭、滋野井公壽、四條隆謨、鷲尾隆聚、津輕承昭、井伊直憲、松平頼聰、冷泉爲紀、正親町實正、葉室長邦、伊達宗徳、藤堂高潔、上杉茂憲、清閑寺盛房、柳澤保申、萬里小路通房、坊城俊章、前田利同、甘露寺義長、勸修寺顯允、中御門經明、酒井忠篤、溝口直正、嵯峨公勝、姉小路公義室町公康、南部利泰、戸田氏共、堀田正倫、奥平昌遇、烏丸光亨、阿部正桓、中川久成、小笠原忠忱、伊達宗基、廣橋賢光、清水篤守、酒井忠道、立花寛治日野資秀、徳川達孝、有馬頼萬、久松定謨、松平直亮、清水谷實英、徳川達道松木保丸、庭田重直、松平基則を伯爵に、東久世通禧、黒田清隆、大木喬任、

子爵

七月 八日

寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、井上馨、西郷從道、川村純義、山田顯義、松方正義、大山巖、佐々木高行は勳功に依り伯爵に、廣澤金次郎は亡父の勳功に依り伯爵に、福岡孝弟、鳥尾小彌太、三浦梧樓、中牟田倉之助、谷干城、伊東祐磨、三好重臣、曾我祐準、高島綱之助、樺山資紀、野津道貫、仁禮景範は勳功に依り伯爵を授く  
天皇、御苑内の馬場に臨み、和鞍乗を觀給ふ○吉井友實を宮内大輔と爲す○岩倉具定に公爵を、松浦詮、宗重正に伯爵を、萩原員光、長谷信篤、三室戸雄光、澤爲量、藤井行道、北小路隨光、交野時萬、慈光寺有仲、梅園實紀、白川資訓、梅溪通善、堀河康隆、清岡長説、吉田良義、倉橋泰顯、石山基文、愛宕通敬、高辻修長、町尻量衡、高丘紀季、六角博通、石野基祐、園池公靜、壬生基修、高野保健、五條爲榮、富小路敬直、竹内治則、千種有任、五辻安仲、平松時厚、綾小路有良、唐橋在綱、豊岡健資、伏原宣足、風早公紀、中園實愛、前田利兎、榊原政敬、松平頼英、大河内信古、松平頼策、稻葉正邦、有馬道純、戸澤正實、本多康穰、諏訪忠誠、大給恒、錦織教久、堤功長、押小路公亮、藤波言忠、大原重朝、阿野實光、勘解由小路資生、西四辻公業、竹屋光昭、東園基愛、河鱒實文、襄松良光、植松雅徳、西洞院信愛、眞田幸民、西大路隆脩、冷泉爲柔、加藤泰秋、相馬誠胤、大久保忠禮、松平喜徳、鍋島直彬、毛利元敏、桑原輔長、高松實村、武者小路實正、山本實庸、加藤泰令、加藤明實、津輕承叙、島津忠



亮、立花種恭、九鬼隆備、土井利恒、北條氏恭、稻葉久通、八條隆吉、久世通章、櫻井供義、日野西光善、野宮定毅、水野忠順、松平忠恕、木下利恭、渡邊章綱、京極高厚、京極高富、保科正益、細川興貫、永井尙服、戶田氏良、東胤城、細川利永、大岡忠敬、堀田正頌、米倉昌言、本多忠貫、脇坂安斐、板倉勝弘、九鬼隆義、京極高典、松平乘命、櫻井忠興、伊東長祥、松平忠禮、松平直靜、稻葉正善、內藤政舉、大岡忠實、大河內正質、松平直哉、六鄉政鑑、土岐賴知、柳生俊郎、戶田忠行、松平忠和、戶田忠友、六鄉有熙、細川行真、一柳末德、大宮以季、堀田正養、西尾忠篤、三浦顯次、池田政禮、池田德定、蒔田廣孝、本庄宗武、黒田長徳、瀧脇信敏、井伊直安、内田正學、穂波經藤、永井直諒、土井利與、松平乘承、永井直哉、高倉永則、織田信親、米津政敏、松平信正、水野忠敬、樋口誠康、毛利元功、森忠義、青木重義、織田信敏、太田資美、青山幸宜、小笠原貞孚、井上正順、柳澤光邦、織田信及、土屋舉直、水野忠弘、加納久宜、舟橋遂賢、北小路俊親、山口弘達、奥田直明、大久保忠順、酒井忠彰、大田原勝清、井上正巳、大關增勤、秋田映季、柳澤德忠、稻葉長敬、本多忠鵬、岡部長職、植村家壺、鍋島直虎、高木正善、仙石政固、大給近道、伊東祐歸、佐竹義理、久松勝慈、増山正同、板倉勝達、牧野弼成、酒井忠匡、南部信方、山内豐誠、丹羽長裕、牧野貞寧、松平忠敬、久世廣業、松平信安、松平義生、前田利昭、池田政保、松前修廣、阿部正功、松平定敬、田村邦榮、

男爵

板倉勝弼、鍋島直柔、松平容大、分部光謙、土方雄志、鳥居忠文、土御門晴榮、本多正憲、秋元興朝、丹羽氏厚、松平賴安、久松定弘、石川成徳、安藤信守、相良頼紹、京極高德、阿部信順、小笠原長育、青山忠誠、本多實方、水無瀬忠輔、土井忠直、水野忠愛、内藤政共、遠山友悌、小笠原長生、秋月種繁、龜井茲明、一柳紹念、戶田忠義、戶田康泰、藤堂高義、大村純雄、三宅康寧、小笠原壽長、本庄壽巨、池田源、松平武修、關博直、建部秀隆、松平康民、毛利高範、新庄直陳、堀親篤、池尻知房、梅小路定行、東坊城徳長、外山光賢、久留島通簡、藤谷爲寛、入江爲守、市橋長壽、南部利克、織田長純、本多忠敬、今城磐麿、松井康義、難波美麿、田沼望、松平直平、持明院基哲、黒田和志、上杉勝賢、阿部正敬、奥田直紹、五島盛主、大久保教正、松平直徳、谷益道、毛利元忠、足利於菟丸、伊達鶴若、石川重之、内藤正愨、有馬頼之、森川恒、岡崎鷹丸、牧野忠篤、石川行昌、森長祥、吉井信實、内藤彌三郎、内藤六十麿、岩城隆治、本多貞吉、木下俊哲、小倉英麿、酒井忠爲、内藤龜若、酒井忠亮、藪篤麿、大河内輝耕、松平親信、裏辻彦六郎、間部詮信、牧野康強、花園公季、榊隆督、片桐貞健、本多忠彦、奥田直暢、朽木綱貞、小出英延、井上英之、芝山佑麿、山井芳麿に子爵を、長岡護美、千家尊福、岩倉具經、成瀬正肥、西五辻文仲、水野忠幹、松崎萬長、北小路俊昌、北畠通城、松園尙嘉、水谷川忠起、本堂親久、池田徳潤、吉川經健、若王子遠文、藤大路納親、栗田口定孝、



北河原公憲、今園國映、長尾顯慎、中川興長、藤枝雅之梶、野行篤、山路治敏、山名義路、安藤直行、津守國美、北島脩孝、阿蘇惟敦、紀俊尙、到津公誼、宮成公矩、玉松眞幸、小野尊光、中山信實、金子有卿、阿邊隆次、杉溪言長、太泰供康、穗積岑麿、本多副元、北小路公久、押小路師成、山内豊尹、鹿園亥五郎、松林爲美、中御門經隆、池田勝吉、前田利武、壬生栳夫、松木美彦、西高辻信嚴、萬里小路正秀、高千穂宜麿、新田俊純、菊池武臣、名和長恭、坊城俊延、鷺尾隆順、鷺原量長、平野長祥、南光利、千秋季隆、竹腰正巳、南岩倉具威、竹園康、長相樂綱、三條公美、徳川厚、生駒親承、小早川四郎、岩倉具徳、芝小路豊俊、河邊博長に男爵を授く

七月 九日 範手田安定を元老院議員と爲す

七月 十日 岩村定高を元老院議員と爲す

七月 十一日 府縣に繪畫工誘導獎勵を令す

七月 十二日 獨逸公使ルコント・ド・デンホフ、同國艦隊長コムモードル・バツシエン、同軍艦長ノスチック、同メンジング、露國公使アレキサンドル・ダウキドフ、同國陸軍中將チエルニヤエフ等、參内して謁見す

七月 十三日 有栖川宮新殿成る

七月 十五日 華族席次は爵を以て定め、同爵は位階を以て定む○爵香間祇候の無爵者は、特に其戸主の爵に均しき禮遇を享けしむ

七月 十七日 副島種臣、伊地知正治、吉井友實、土方久元、品川彌二郎を勳功に依り特に伯爵を授く

七月 十九日 徴兵事務條例を定む

七月 二十日 勅使藤波言忠を岩倉具定邸に差遣さる

七月 廿一日 横須賀造船所の新鑿大船渠成る

七月 廿三日 彫刻家山田湖月歿す六十三

七月 廿五日 天皇、吹上御苑に行幸あり、銃槍術を觀給ふ

七月 廿六日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛諸隊の除隊式を觀給ふ○布哇國ホノルル府に帝國領事館を置く

七月 廿八日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり○京都二條城を離宮と爲し、二條離宮と稱せらる

○證券印稅規則を改正す○參事院議員水本成美歿す年五十四

七月 廿九日 租稅豫算決算調理順序を定む○楫取素彦を元老院議員と爲す

八月 一日 乘馬飼養令を制定す

八月 二日 工部省所管の長崎造船局を、三菱會社に貸與す

八月 五日 元老院議員清岡公張を參事院議員と爲す

八月 六日 皇后、熊谷驛に行啓あり

八月 八日 國學者猿渡容盛歿す年七十四

八月 十日 東京に自由黨の有一館成る、黨員をして文武を攻究せしむ

增訂總社或問一卷、總社誌三卷、武藏總社略記



神佛教導職を廢す

中等教員免許規程

宮内省圖書寮

八月十一日 神佛教導職を廢し、教師及び寺院住職任免進退を各管長に委任す○僧永田栲船歿す年五十一 日本千文字、爛石胎金譜、歸天直指、古文孝經講義、野馬台詩評註、五過論、梅花百詠、栲船遺稿等

八月十二日 近江長曾根港の修築成る

八月十三日 中學校、師範學校教員免許規程を定む

八月十五日 私立繪畫共進會を横濱に開く

八月二十日 關東に大地震あり

八月廿三日 左大臣熾仁親王を大日本教育會總裁と爲す○宮内省の正權命婦を奏任官と爲す

八月廿五日 伊國代理公使カバリエレ・エ・マルタン・ランチャールレス、參内して親書を捧呈す○鹿兒島縣下に大暴風雨あり、潰家千二十四戸、半潰家屋八百餘戸に達す

八月廿六日 瑞典皇子オスカル親王、横濱に來る

八月廿七日 宮内省に圖書寮を置く○東京日本橋大火あり、二百九戸焼く

八月廿八日 京都府河港汽船取縮規則を定む○瑞典皇子オスカル親王、東京に來る

八月三十日 瑞典皇子オスカル親王、參内謁見あり○書家安藤龍淵歿す年七十九 増訂 諱辨

九月 一日 天皇、延邊館に行幸あり、瑞典皇子オスカル親王を親問し給ふ

九月 三日 天皇、瑞典皇子オスカル親王と日比谷練兵場に臨幸して觀兵式を觀給ふ○學習院職制を定む○府縣統計様式を定む

九月 四日 長松幹を元老院議官と爲す

九月 六日 瑞典皇子オスカル親王、東京を去り横濱に來りて乘艦さる○南部信方を宮中祇

候と爲す

九月十一日 中央衛生會職制を補訂す

九月十二日 太政大臣三條實美、文部卿大木喬任、工部卿佐佐木高行を栃木、福島、兩縣下に差遣せらる

九月十三日 陸軍會計部條例を改正す

九月十五日 東京府下に大暴風雨あり○勤王家安達清風歿す年五十二

九月十六日 横須賀に暴風雨あり、人家全潰千八百戸、半潰家屋二千三百二十五戸に達す

九月十七日 勅任官婦人の服制を定む

九月十九日 佐久間一介を元老院議官と爲す

九月二十日 大藏省證券條例を定む○星亨等、北陸七州大懇親會を開く

九月廿一日 西丸紅葉山の賢所造營を始む

九月廿三日 自由黨員富松正安等十六人、政府の施設に不平あり、是日、遂に爆裂彈を製し茨城縣下加波山に據りて亂を作る○星亨、新發田警察署に拘引せらる

九月廿四日 安立利綱を巡查總長と爲す○水戸茨城警察署巡查、加波山の暴徒と交戦す

九月廿五日 京都泉涌寺の靈明殿成る○加波山の暴徒、遂に解散して逃る○今日新聞を發行す 後の部 新聞

九月廿七日 陸前飯野川驛大火あり、百三十戸火く

九月廿八日 加波山事件の河野廣體、杉浦吉副を捕ふ

加波山事件  
都新聞發刊



九月三十日 青山貞を元老院議員と爲す  
 十月 一日 軍法會議に主事を置き、庶務を管理せしむ○艦隊職員條例を制定す○京都府に琵琶湖疏水事務所を置く  
 十月 二日 舊銅貨天保通寶は十九年限り通用を禁ず  
 十月 三日 宮内省の式部寮を廢し、更に式部職を置き、鍋島直大を長官と爲す○華族局職制を定む○海軍省兵器局に監材課を設く  
 十月 四日 墓地及び埋葬取締規則を定む  
 十月 六日 澳國チリエスト日本名譽領事ジエヒユツテロツト參内謁見す  
 十月 七日 皇太后、皇后、芝公園能樂堂に行啓あり○參事院議員山尾庸三を參事院副議長と爲す○街路取締規則を改定す  
 十月 九日 西村茂樹を宮内省出仕と爲す  
 十月 十日 天皇參事院に臨幸あり○觀音崎砲臺成る○陸軍醫官徵兵検査規則を定む  
 十月十二日 畫家狩野永秀歿す年七十六  
 十月十五日 洋畫家横山文六歿す年四十七  
 十月十六日 皇后、御苑内の丸馬場に行啓あり、和鞍乘を觀給ふ  
 十月十八日 渡正元を參事院議員と爲す○中村治郎を領事と爲す  
 十月廿一日 司法省に法律諮問會を開設す  
 十月廿二日 栃木縣廳を開廳す○加波山事件の首魁富松正安を捕ふ

自由黨解黨  
秩父の暴動

十月廿三日 麿香間祇候佐竹義堯薨す年六十  
 十月廿四日 長岡義之を恩給局主事と爲す  
 十月廿五日 皇后、品川硝子製造所に行啓あり○有爵者大禮服制を定む  
 十月廿七日 船燈取締規則を制定す  
 十月廿八日 大藏省、會計年度の分界を改め、毎歲四月に始り翌年三月に至るの一週年を以て一年度と定め、明治十九年度より實施せしむ○侯爵木戸正次郎獨逸にて客死す○長野縣令大野誠歿す年五十一  
 十月廿九日 自由黨大會を大阪府下大融寺に開き、解黨を決議す  
 十月卅一日 東京大學に副總理を置く○埼玉縣下秩父郡の貧民蜂起し、金崎村戸長役場及び民家に亂入して金品を奪ひ、人を傷け、益々勢を加へ、遂に二千人に及び、拔刀、放火など騷擾を極む、兵士、憲兵、巡查を派遣して鎮定に力めしむ○儒者、古賀茶溪歿す年六十九  
 十月 中 此頃男女の乘馬流行す  
 十一月 一日 天皇、不忍池畔の新馬場に臨幸あり○秩父暴徒二千餘人、大宮を襲ひ警察署、裁判所を砲撃す、比企郡の浮浪徒、亦之に應ぜんとす  
 十一月 二日 濟物浦條約に依り、朝鮮國より我國に支拂ふべき償金五十萬圓の内、既受の十萬圓を除き、殘額四十萬圓を還附す  
 十一月 三日 能久親王を陸軍少將に、貞愛親王を歩兵中佐と爲す



飯田事件

十一月 四日 盛岡大火あり、千三百戸火く  
 十一月 五日 侍從職に侍從試補を置く○東京鎮臺兵、金屋村に秩父暴徒と戦ふ  
 十一月 六日 官兵、進撃して大宮に達す、秩父暴徒、忽ち解散す  
 十一月 七日 侯爵淺野長勳を華族局長官と爲す  
 十一月 八日 愛知縣人村松愛藏、八木重治等、擧兵を謀り、將に名古屋鎮臺を奪ひ、信州の天險に據らんとし、事露はれて捕へらる

秩父鎮定

十一月 十日 皇后、荏原郡鮫洲に行啓あり  
 十一月 十二日 天皇、横濱に行幸あり、根岸競馬を觀給ふ○秩父騷動、全く鎮定さる○司法省所管の法學校正則科を文部省所轄と爲し、東京法學校と改稱す  
 十一月 十四日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛諸隊の檢閲式を行ひ給ふ  
 十一月 十五日 秦任官婦人の服制を定む○秩父騷動の首魁田代榮助を捕ふ  
 十一月 十六日 東京淺草猿若座成る  
 十一月 十七日 天皇、新宿御苑に臨幸あり、鴨獵を觀給ふ  
 十一月 十八日 俳優坂東家橘歿す年三十九  
 十一月 十九日 陸軍少將能久親王を東京鎮臺司令官と爲す  
 十一月 二十日 畫家龜井士恭歿す年七十一  
 十一月 廿一日 皇太后、日比谷觀古美術會に臨啓あり○島惟精を參事院議官と爲す  
 十一月 廿三日 國學者村上忠順歿す年五十九  
古語拾遺、散木奇歌集標註、詠史河漢歌集、雅語譯解拾遺、古事記標註、言之幸、嵯峨野歌集、喻草、散木奇歌集標註、三鳥考、千代の古道集、標

成島柳北歿す  
 正金銀行倫敦に支店を設く  
 京城事變起る

十一月 廿四日 地租金代米納領收順序を定む  
 十一月 廿五日 天皇、吹上御苑に行幸あり、皇居造營及び競馬を觀給ふ○九州沖繩聯合共進會を熊本に開く  
 十一月 廿六日 驛傳營業取締準則を定む  
 十一月 廿七日 天皇、濱離宮に行幸あり、鴨獵を觀給ふ  
 十一月 廿八日 從四位、間部詮勝歿す年八十三  
 十一月 廿九日 天皇、戸山射的場に行幸あり、陸軍大射的を觀給ふ  
 十一月 三十日 儒者成島柳北歿す年四十八  
明治新撰泉譜、古鏡鑑識訓蒙、柳北詩鈔、溫泉紀行、航西日乘、航微日誌、古猫一斑、柳梅新誌等  
 十一月 中 京都取引所を開業す  
 十二月 一日 横濱正金銀行支店を英國倫敦に創設す  
 十二月 二日 東京芝大火あり百六十四戸火く  
 十二月 三日 詩人廣瀬青邨歿す年六十六  
 十二月 四日 韓國京城に於て郵政局開業式の舉行あるに乗じて、開國黨の朴泳孝、金玉均、洪英植等兵を起し王宮に迫り、事大黨を斥け、軍國事務衙門督辦閔泳穆、御營大將韓圭稷、左營監督李祖淵等同協辦尹泰駿、海防事務衙門督辦閔泳穆、御營大將韓圭稷、左營監督李祖淵等を弒す、因て國王、安する能はず、遂に我兵の護衛を求む  
 十二月 五日 海軍木工生及び機關工生概則を定む○我韓國公使竹添進一郎、兵を率ゐて赴き



王宮を護衛す、清兵、之を誤視して發砲し、國王、逃れて清軍に投じ、京城市街暴徒蜂起し混亂を極む○中島錫胤、小畑美稻、何禮之、安藤則命を元老院議官と爲す

十二月 六日 天皇、千葉縣下に行幸あり○宮内省に御繪所を設く○清將袁世凱、兵二千を率ゐる王宮を圍み、韓兵之に内應して、俱に我兵を砲撃す、因つて公使竹添進一郎、兵を率ゐる王宮より公使館に歸る

十二月 七日 清兵、韓兵、我公使館を襲撃す、公使竹添進一郎、居留民を保護して仁川に退く○我軍艦日進、仁川港にありて陸戰隊を組織し、守備を嚴にす

十二月 八日 天皇、千葉縣下女化原にて近衛兵の大砲演習を觀給ふ○皇后、吹上御苑に行啓あり、造營を觀給ふ

日佛郵便爲替條約

十二月 九日 天皇、千葉縣より還幸あり○文武奏任官以上の宮中儀式上席次を定む○日佛間郵便爲替條約成る

十二月 十日 大阪鎮臺分營を和歌山に設く  
十二月十二日 光格天皇の祭典を行はる

鎮守府條例を定む

十二月十三日 大審院職員考績條例を定む○京城事變の報至る  
十二月十五日 鎮守府條例を定む○海軍造船條例を定め、また海軍機關部、軍醫部、主計部の各條例を定む○東海鎮守府を横須賀に移し、横須賀鎮守府と改稱するを布告す

京城事變の談判

十二月十六日 内閣書記官長を勅任と爲す○若水兵教育概則を定む○海軍省の内局を廢し、更に總務局を置く○内務大輔土方久元を參事院議官と爲し、内閣書記官長を兼しむ

十二月十七日 改進黨總理大隈重信、副總理河野敏謙脱黨す  
十二月十八日 星亨を重禁鋼六ヶ月に處す

十二月二十日 華族就學規則を定む

十二月廿一日 外務卿井上馨を特派全權大使と爲し、韓國に差遣し京城事變に就きて談判せしむ○改進黨沼間守一、藤田茂吉、島田三郎、尾崎行雄、肥塚龍、箕浦勝人、中野武營をして黨務を處理せしむ

十二月廿二日 天皇、海軍兵學校に行幸あり○特派全權大使井上馨、軍艦七隻を率ひ横濱解纜、韓國に赴く○西洋船舶検査規則を制定す

十二月廿四日 東京商船學校規則を定む

十二月廿五日 海軍軍事部條例を廢す○西班牙辦理公使ルイ・デル・カスチロー・イ・トリゲロス參内謁見す

十二月廿六日 天皇、濱離宮に行幸あり、鴨獵を觀給ふ○判事登用規則を定む

十二月廿七日 火藥取締規則を制定す○爆發物取締罰則を制定す

十二月廿八日 特派全權大使井上馨、馬關を發す、駐韓公使竹添進一郎、一小隊を率ゐて仁川を發し、京城に入る



十二月三十日 特派全權大使井上馨、韓國濟物浦に到着し、上陸して仁川領事館に入る

明治十八年 乙酉 皇紀二五四五年 西曆一八八五年

正月 一日 長崎裁判所管内の武生川、治安裁判所を開廳す○往復はがきを發行す

正月 二日 清國公使徐承祖、參内して國書を捧呈す○特命全權大使井上馨、仁川港を發

す

正月 三日 特命全權大使井上馨、京城に入る

正月 四日 東京千歳座の開場式を行ふ

正月 六日 憲兵卒概則を定む○特命全權大使井上馨、韓國王に謁見す

正月 七日 海軍下士以下の懲罰令を定む○特命全權大使井上馨、韓國全權大臣金宏集と談

判を開始す、韓國、直に我要求を容れ五事を約す

正月 九日 日韓媾和條約を締結す

正月 十日 華族懲戒例を改正す○特命全權大使井上馨、再び韓國王に謁見す

正月 十一日 特命全權大使井上馨、京城を發し仁川に至る

正月 十二日 特命全權大使井上馨、仁川を發す

正月 十三日 農商務省職制を改定す○壬生基修、由利公正を元老院議員と爲す

正月 十四日 特命全權大使井上馨、公使竹添進一郎等、馬關に至る

正月 十五日 天皇、元老院開院式に行幸あり

正月 十七日 陸軍補充隊規則を定む○羅馬字會を創立し、規則を定む

日韓媾和條約成立

羅馬字會創立

正月十八日 東京府下各學校の生徒期せずして集り、書生運動會を開催し、粗暴に渡る舉動あり

正月十九日 特命全權大使井上馨、歸京して直に參内して復命す

正月廿一日 日韓京城條約締結を布告す

正月廿二日 文部省、令して學校生徒の運動會を檢束す○荒川邦藏、牧野伸顯を參事院議員

補と爲す○畫家田中抱二歿す年七十二

正月廿三日 東京市區改正審査委員會を設置す

正月廿四日 更に學校生徒の取締を嚴にす○大日本坩堝會社を創立す

正月廿五日 陸軍卿大山巖、陸軍中將三浦梧樓、少將野津道貫等、歐洲より歸朝す

正月廿六日 年金渡方手續概則を更正す

正月廿七日 陸軍卿大山巖、參内して歐洲各國軍制の概要を奏上す○濱松市大火あり百七十

戸焼く

正月廿八日 摺付木製造に黄燐を用ふる事を禁止す

正月卅一日 同業組合準則を定む○警官練習所を東京赤坂葵町に置く

正月 中 畫家石田醉古歿す年六十五

二月 二日 元老院職制を補訂す○東京芝公園の水交社開館式を行ふ、威仁親王を社長と爲

す

二月 四日 參事院議員西園寺公望を特命全權公使と爲し、澳國に駐劄せしむ○陸軍馬醫部

水交社成る



塚本寧海歿

二月五日 砲兵工廠生徒學舎を置き其規則を定む○地理學者塚本寧海歿す年五十三 三正統

都考證、古郷考、尺度里法表、中外通曆、花押譜、日本國沿革考九卷、日本地誌提要七七卷、大日本全圖、南朝世紀、足利世紀、官職通略、實洲東京圖、列國世譜、泰西紀年、皇朝通曆、足利世紀、新選春秋通曆、郡名異同一覽、地名

二月六日 天皇、山階宮邸に臨幸あり○憲兵條例を改正す

二月七日 皇后、山階宮邸に臨啓あり○伊國特命全權公使コンマニドール・レナード・マルチー參内して國書を捧呈す○軍隊及び砲車、輜重車に行違ひたる時に限り、右方に避くべしと令す○實業家岩崎彌太郎歿す年五十三

二月九日 文部省の編輯局、會計局、報告掛を除き、従前の局、課、掛を廢し、更に内記局學務局を置く

二月十日 陸軍叙勳條例を改訂す

二月十二日 太政官より參謀本部及び陸軍省へ電話機を架設す

二月十三日 東京本郷湯島大火あり、二百六十戸火く

二月十四日 漆工木村表齋歿す年六十九

二月十五日 韓國欽差大使徐相雨、副使穆麟德、横濱に來り直に入京す

二月十六日 僧恢嶺寂年四十七 聖德集註五卷、說教惟中策、科註原人論義五卷、隨意說教、悉曇體文、科註原人論、同增補、釋門小字彙等

二月十七日 白耳義特命全權公使ゼネート參内して國書を捧呈す

二月十九日 秩父騷動の首魁田代榮助、加藤織平に死刑を宣告す

岩崎彌太郎歿す

二月二十日 韓國欽差大使徐相雨、副使穆麟德、參内して國書を捧呈す○千葉縣北條治安裁判所を開廳す○大阪大火あり、三百三十戸火く○秩父騷動の新井周三郎、高岸善吉に死刑を宣告す

二月廿二日 大日本節酒會生る

二月廿三日 東京日本橋大火あり、二百六戸火く

二月廿四日 國道線路を定む○參議兼宮内卿伊藤博文を特派全權大使と爲し、清國に差遣す、參議兼農務卿西郷從道、參事院議官井上毅等をして之に従行せしむ

二月廿五日 日佛郵便爲替條約の批准交換を布告す○身延山久遠寺の再建を始む

二月廿六日 日佛郵便爲替細目規則を布告す

二月廿八日 特派全權大使伊藤博文、西郷從道等、横濱解纜、清國に赴く

二月 中 上野景範を元老院議官と爲す

三月 一日 日佛郵便爲替條約を施行す○警視廳に檢事分局を設く

三月 二日 元老院職制を補正す

三月 三日 海軍敬禮式を定む

三月 四日 兵器工生概則を定む

三月 六日 内閣顧問黒田清隆、横濱を發して清國に赴く○故田宮如雲、中根雪江に各從四位を追贈す

三月 七日 特派全權大使伊藤博文、西郷從道等、長崎を發し芝罘に向ふ

元老院職制補正

三月 七日 特派全權大使伊藤博文、西郷從道等、長崎を發し芝罘に向ふ



三月 八日 相模地方に於て陸海軍對敵大運動を開始す

三月十二日 東京日本橋大火あり、千三百二十戸火く

三月十三日 天皇、雜司ヶ谷及び池袋村に行幸あり、近衛兵の實地演習を親閲し給ふ

三月十四日 特派全權大使伊藤博文、西郷從道等、天津に至る

三月十六日 歳入出豫算條規を制定し、豫算調製の方法を規定し、臨時支出の檢束を嚴にす

○内閣顧問黒田清隆、香港に着す

三月十七日 陸軍省に輜重局を設置す○軍艦に電話機を設く○特派全權大使伊藤博文、西郷

從道等、清國全權大臣李鴻章、副大臣吳大澂と面會す

三月十八日 羊毛買上手續を定む○特派全權大使伊藤博文等、天津を發し北京に赴く

三月十九日 俠客會津の小鐵殺す年四十一

三月廿一日 萬國郵便爲替約定に加入す○韓國欽差大使徐相雨、副使穆麟德、お暇乞の爲め

參内す○特派全權大使伊藤博文等、北京に入る○軍用電信講習所を東京麴町三

番町に設く

三月廿二日 前駐日英國公使パークス、清國に於て客死す年五十七

三月廿三日 明宮嘉仁親王、中山邸より青山御所内の新御殿に移り給ふ○韓國欽差大使徐相

雨等、東京を發して歸國す

三月廿四日 車駕、來る四月十日福岡縣下御巡幸を布告す

三月廿七日 官吏恩給令附則を定む

萬國爲替條約に加入す

三月三十日 北海道諸產物出港稅船改派出所を釧路、花咲の二箇所に増設す

三月卅一日 横須賀造船所に於て葛城艦の進水式を行ふ○特派全權大使伊藤博文、西郷從道

等、北京を發し再び天津に赴く

四月 一日 寺島宗則を破產法編纂委員長と爲す

四月 二日 電信局にて高聲傳話機を試製す○村田保、久我通久を元老院議官と爲す○特派

全權大使伊藤博文等、天津に至る

四月 三日 特派全權大使伊藤博文、西郷從道等、天津に於て清國全權大臣李鴻章、副大臣

吳大澂等と會し、談判を開始す

四月 四日 船燈監査手續概目を定む○宮内大輔吉井友實をして元老院議官を兼しむ

四月 五日 畫家澤渡竹居歿す年七十八

四月 六日 小作慣行調査を府縣に令す

四月 七日 皇太后、上野公園に行啓あり、繭絲、織物、陶器、漆器共進會を觀給ふ

四月 八日 車駕、福岡縣下行幸延引を令す

四月 十日 國防會議を設置し、其條例を定む○火藥類鐵道運送條規を定む

四月十一日 天皇、御風氣に付き福岡縣下行幸を延引し、彰仁親王を御名代として差遣し、

廣島熊本兩鎮臺の實地大演習を親閲せしめ給ふ

四月十三日 船舶檢査施行手續を定む

四月十四日 海軍銃隊操式を定む○御名代彰仁親王、東京を發し福岡に赴かる○中村博愛を

國防會議條例を定む



辦理公使と爲し、和蘭海牙に駐在せしむ

四月十六日 海軍省水路局に品川灣築造方法取調所を置く

四月十七日 淡路國岩屋浦、阿波國鳴門に砲臺を築く○清國全權大臣李鴻章、特派全權大使

伊藤博文と會し、我要求を容れ、兩國共に韓國の兵を撤し、將來出兵の必要ある時は豫め通知すべきを約し、談判終局す

四月十八日 日清條約の締結成る○專賣特許條例を制定す○永山盛輝を元老院議官と爲す

天津條約成る  
專賣特許條例定む

四月十九日 特派全權大使伊藤博文、西郷従道等、天津を發す

四月二十日 漢學者濱口梧陵歿す年六十六

四月廿一日 全權大使伊藤博文等、太沽にて薩摩丸に乗船す

四月廿二日 淡路伊弉諾神社、日向宮崎神宮を官幣大社に、近江建部神社、筑前宗像神社を

官幣中社に、攝津長田神社、同生田神社、武藏大國魂神社を官幣小社に、尾張

眞清田神社、播磨伊和神社を國幣小社に、羽前月山神社、武藏金讚神社、近江

多賀神社、紀伊竈山神社、筑前箱崎宮を官幣中社に、讃岐金刀比羅宮、常陸大

洗磯前神社、同酒列磯前神社、出雲美保神社、紀伊伊太祁曾神社、薩摩新田神

社、磐城都都古神社を國幣中社に、岩代靈山神社を別格官幣社に列す

四月廿四日 特派全權大使伊藤博文等、馬關に至る

四月廿五日 海軍省、兵庫、長崎、下關の要港に海防局を設く

四月廿六日 御名代彰仁親王、東京に歸り直に參内復命す

四月廿八日 特派全權大使伊藤博文、西郷従道等、東京に歸着し參内して復命す○小笠原島

民有地規則を定む○佐渡に於て始めて徴兵を募集す○鹿兒島縣立中學造士館を

開く

四月廿九日 海軍軍醫學舍規則を改正す

四月 中 農商務大書記官前田正名等を全國に差遣し、以て勤勉貯蓄の必要なるを諭さし

む

五月 一日 神戸小野濱造船所に於て軍艦大和の進水式を行ふ

五月 二日 尙泰に侯爵を、小松時韶、芝亭愛古に男爵を授く

五月 四日 朝鮮京城開市に付き、渡航通商を告示す

五月 五日 皇后、濱離宮の觀櫻會に行啓あり○屯田兵條例を定む○日本銀行、始めて兌換

銀行兌換券發行

券拾圓を發行す

五月 六日 大日本製藥會社の開業式を行ふ

五月 七日 電信條例を改定す○電信取扱規則を改定す○屯田兵事務局を屯田兵本部と改稱

す

九州改進黨解黨

五月 八日 草子稅則、醬油稅則を制定す○九州改進黨を解黨す

五月 九日 波多野承五郎を領事と爲し、清國天津に駐在せしむ

五月 十日 東京上野公園の奏樂堂成る

五月 十一日 陸軍給與概則を定む



商業學校の所轄變更

普通治罪法等定む  
預金局を置く

五月十三日 大藏卿松方正義、紙幣正貨交換の建議を爲す○區部營業稅、雜種稅、課目、課題を定む

五月十四日 茶業取締規則を定む○農商務省所轄の東京商業學校を文部省の所轄と爲す

五月十六日 醬油及び菓子各稅則の取扱心得書を定む

五月十八日 監軍部條例、鎮臺條例を改正す○監軍部を東、西、中の三部とし、東京に置く

五月十九日 千葉縣國府臺に教導團歩兵大隊を移轉す

五月廿一日 陸軍少將黒川通軌、小澤武雄、野津道貫を中將と爲す○陸軍中將三浦梧樓を東京鎮臺司令官に、同三好重臣を熊本鎮臺司令官に、同會我祐準を仙臺鎮臺司令官に、同高島鞆之助を大阪鎮臺司令官に、同黒川通軌を名古屋鎮臺司令官に、同野津道貫を廣島鎮臺司令官と爲す○橋本綱常を陸軍軍醫總監と爲す○大谷光尊の願により、舊門跡に限り、門跡稱號を相用ふるを許す

五月廿二日 詩人山中信天翁歿す年六十三○畫家藤田吳江歿す年五十九

五月廿三日 驛遞局の書記、雜務、審査の三科を廢し、更に報告科を置く

五月廿五日 陸軍省、監軍本部を監軍部と改む

五月廿六日 第二銀行發行の洋銀券の通用を是日限り停止す

五月廿九日 天皇、陸軍戸山學校に臨幸あり○普通治罪法、海軍治罪法、交渉事件處分法を定む

五月三十日 預金規則を制定す○大藏省に預金局を置く

旅團條例制定

國防會議開催

五月卅一日 越中富山大火あり、五千五百餘戸を火く○崎人増田甲齋歿す年六十五○儒者今井史山歿す年五十五 漢書獨稽古、史山七十詩、互通用文章

六月 一日 神武天皇御陵成る

六月 二日 琵琶湖疏水起工式を京都に於て舉行す

六月 三日 旅團條例を制定す

六月 四日 皇太后、芝公園能樂堂に行啓あり○陸軍教導團病院を設置す

六月 五日 燈標私設を禁止す○京都府廳の移轉式を行ふ

六月 六日 天皇、小松宮邸に臨幸あり○政府發行紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換し其交換せる紙幣は之を消却すべしと布告す

六月 八日 皇太后、植物御苑の華族養蠶所に行啓あり○預金取扱手續を定む

六月 九日 皇太后、皇后、小松宮邸に行幸あり

六月 十日 北海道小樽大火あり、四百餘戸を火く

六月十一日 第一回國防會議を開く

六月十三日 芳川顯正を内務大輔に、渡邊洪基を東京府知事と爲す

六月十四日 國學者吉川樂平歿す年七十 國語教授式捷徑一卷、國語教授法五卷

六月十八日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり○下總種畜場を宮内省の所轄と爲す

六月十九日 海軍鉞兵概則を定む

六月二十日 海軍志願兵徵募規則を改定す○淀川大洪水あり



六月廿二日 天皇、吹上御苑に臨幸あり、東郷重持等の弓術を觀給ふ、○勤王家岡岡小輔歿す年五十三

六月廿三日 海軍退職下士文官採用規則を定む

六月廿四日 横須賀の海軍水雷局開く○海軍主計官候補者臨時採用規則を定む

六月廿五日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛兵の除隊式を觀給ふ○内務省の内局、圖書局、庶務局、統計課を廢し、更に官房、總務局、縣治局を置く○官有地拂下及び貸下の事を定む○内務省處務條例を定む○醬油製造營業人心得を定む○鶴岡治安裁判所を開廳す

六月廿七日 專賣特許料收納手續を定む○南貞助を領事と爲し、清國漢口に駐在せしむ

六月廿八日 從一位柳原光愛薨す

六月廿九日 天皇、吹上御苑に行幸あり、歸朝兵の整列を觀給ふ○海軍少將樺山資紀、同仁禮景範、同眞木長義を中將と爲す

六月三十日 船燈取締規則を改定す

七月 一日 尾張國半田灣に浮標を設く

七月 二日 陸軍代理條例を改正す○東京府通商史の編纂を爲す

七月 三日 天皇、陸軍大學に行幸あり○警視廳職制及び事務章程を改定す○米國特命全權公使リチャード・ビー・ハツバード參内して國書を捧呈す

七月 四日 陸軍各師團及び旅團本部に製圖課を置く○札幌農學校にて、始て農學士を卒業

舊金銀貨價格改正

生に授く

七月 六日 舊金銀貨價格表を改正す

七月 七日 天皇、高輪の參議伊藤博文邸に行幸あり○宮中祇候を廢す○熊本鎮臺司令官三好重臣を東部檢閲使に、仙臺鎮臺司令官曾我祐準を中部檢閲使に、大阪鎮臺司令官高島綱之助を西部檢閲使と爲す○駒場農學校にて、始て農學士を卒業生に授く

七月 八日 皇后、伊藤博文邸に行啓あり○日本形五百石以上の船舶を製造するを禁じ、來明治二十一年一月より施行す

七月 九日 侍從長徳大寺實則をして華族局長を兼しむ

七月 十日 艦船乗員上陸規則を定む○太政官に委員を置く

七月 十一日 海軍再役志願者賜暇規則を改定す○東京府、郡區警職務章程を定む

七月 十三日 大阪中學校を大學分校と改稱す○廣島鎮臺歩兵一中隊を對馬に分屯す

七月 十四日 内務大輔芳川顯正を中央衛生會會長兼日本藥局法編纂總裁と爲す

七月 十五日 來る廿八日を以て東京發輦、山口、廣島、岡山三縣巡幸の旨を布告す

七月 十六日 鹿兒島縣下金久支廳長を置く○上野停車場の開場式を行ふ

七月 十七日 海底電信線保護萬國聯合條約加入せし旨を布告す○徵兵旅費定則を改正す

七月 十八日 陸軍恩給令附則を定む○收稅官吏給與規則を定む

七月 十九日 伏見宮貞愛親王を歐米に差遣さる



七月二十日 故贈太政官岩倉具視に正一位を追贈す○森林諸收入金上納順序を改定す

七月廿一日 相模走水濱砲臺を改築す

七月廿二日 天皇、向ヶ岡共同射的場に臨幸あり○海軍兵器検査所を設く○湯屋取締規則を改定す

七月廿三日 車駕巡幸路を治定せらる

七月廿四日 漢口駐在領事南貞助をして廣州、汕頭、瓊州の三口を兼轄せしむ

七月廿六日 天皇、東京發輦あり、横濱にて乗艦し給ふ、能久親王、參議伊藤博文、侍從長徳大寺實則等、之に隨ふ

七月廿七日 天皇、神戸に至り給ふ○侍從東園基愛、毛到左門を小笠原島に差遣す○高田事件の赤井景韶死刑に處せらるる年二十七

七月廿八日 叙勳條例を改正す

七月廿九日 天皇、三田尻に着御あり、上陸し給ふ○更に新聞條例を改正す

七月三十日 天皇、山口縣廳、學校、裁判所を巡覽し給ふ○巡查看守休暇概則を定む

七月卅一日 天皇、安藝嚴島に至り給ふ

七月 中 私立英吉利法律學校を創立す後、中央大學と改む

七月 中 婦人の束髮流行し始む

八月 一日 車駕、廣島に至り給ふ

八月 二日 天皇、廣島鎮臺兵の操練を觀給ふ

中央大學

八月 三日 天皇、廣島縣廳、控訴始審裁判所に臨幸あり○陸軍檢閱條例を改正す

八月 四日 天皇、廣島發輦あり、宇品にて乗艦し給ふ

八月 五日 天皇、岡山に着御し給ふ○畫家岩瀬半夢歿す年六十九

八月 六日 天皇、岡山縣廳、裁判所、醫學校を巡覽し給ふ○農事巡回教師を設置す

八月 七日 車駕、岡山發輦あり

八月 八日 皇后、江ノ島、鎌倉に行啓あり○詩人植村蘆洲歿す年五十六

註釋、大名  
家詩鈔等  
八月 九日 皇后、還啓あり○貞愛親王、横濱解纜、歐米に赴く

八月 十日 天皇、神戸に着御あり

八月 十一日 車駕、神戸を解纜あり○府縣徵稅費取扱規則を改定す

八月 十二日 天皇、東京に還幸し給ふ○教育令を改正す

八月 十四日 東京神田に大火あり、百三十一戸を火く、○大江卓、出獄す

八月 十五日 宮内省に侍中職を置く

八月 十六日 屯田兵本部職員を制定す

八月 十七日 翻譯局を置き、外務省に屬す

八月 十八日 陸軍省軍樂場成る

八月 十九日 鎮臺條例を改正す

八月 二十日 陸軍軍人休暇規則を定む



八月廿一日 海上衝突豫防規則を改正す  
 八月廿二日 獸醫免許規則を改正す  
 八月廿三日 大和樞原神宮を官幣大社と爲す  
 八月廿五日 埼玉縣下秩父郡、再び不穩の風聞あり  
 八月廿七日 東京女子師範學校を東京師範學校に合併す○島根縣令藤川爲親歿す年五十  
 八月廿九日 長崎港を虎列刺病流行地と認定し、神戸、横濱、下關の三港にて、船舶検査規則を實施せしむ  
 八月三十日 大炊御門家信薨す  
 八月卅一日 内務卿山縣有朋の參謀本部長を罷む  
 八月 中 漢學者黑澤宗明歿す年五十二 祈天錄、續祈天錄  
 八月 中 大井憲太郎、磯山清兵衛、新井章吾、小林樟雄等、渡韓して大に朝鮮改革を謀らんとし、檄文を草し壯士を募り、兵器を製造す  
 九月 三日 内閣顧問黒田清隆、清國より神戸に歸る  
 九月 五日 華族女學校を宮内省所轄と爲し規則を定む○學習院規則の中、女子教科を廢止す○内閣顧問黒田清隆、東京に至る  
 九月 七日 郵便爲替細則を定む○群馬縣より新潟に達する清水越新道の開通式を行ふ  
 九月 八日 陸軍武官進級條例を改正す  
 九月 十日 針灸術營業取締規則を定む

清水越新道開通

日米郵便爲替條約締結布告

九月十一日 兌換銀行一圓券を發行す  
 九月十四日 兌換銀行百圓券を發行す○學習院長谷干城をして華族女學校長を兼しむ  
 九月十五日 日本郵船會社を設立す  
 九月十六日 日米郵便爲替條約締結を布告す○植物御苑内の華族學問所を廢す○京都府衛生會を設く○伯爵橋本實梁薨す年五十二  
 九月十八日 陸軍教導團軍樂隊規則を定む  
 九月十九日 英吉利法律學校の開校式を行ふ  
 九月二十日 神戸新築修船臺の開業式を行ふ  
 九月廿一日 天皇皇后濱離宮に行幸啓あり○北海道に釧路集治監を設置す  
 九月廿二日 皇后、多摩川に行啓あり、府中に駐泊し給ふ○海軍將校會議を設置し、其條例を定む○東京外國語學校、同附屬高等商業學校及び東京商業學校を合併し、更に東京商業學校と改稱す  
 九月廿三日 皇后、還啓あり  
 九月廿四日 違警罪即決例を制定す○河上謹一を領事と爲し清國上海に駐在せしむ  
 九月廿五日 實業家五代友厚歿す年五十二  
 九月廿七日 農務大輔品川彌二郎を特命全權公使と爲し、獨逸伯林に駐劄せしむ○外務大輔吉田清成を農商務大輔と爲す  
 九月廿九日 東京法律學校を東京大學法學部に合併す

違警罪即決令制定



日本郵船會社開業  
東京瓦斯會社開業

九月 中 都新聞社を創立す

十月 一日 三菱、共同運輸會社合同して日本郵船會社を設立す○女子師範學校を師範學校に合併す○大阪警察署に檢事分局を置く○曹洞宗、其僧侶の肉食妻帯を嚴禁す

○東京瓦斯株式會社を開業す

十月 二日 皇太后、皇后、芝公園能樂堂に行啓あり

十月 三日 陸軍所轄の土地家屋授受手續を定む

十月 五日 艦船造修規則を定む○東京鎮臺諸隊の對抗運動を埼玉縣下新座郡近傍に開く

十月 六日 京都梨木神社の正遷宮式を行ふ○儒者宮原潜叟歿す年八十前編

十月 九日 天皇、北白川宮邸に行幸あり

十月 十日 皇太后、皇后、北白川宮邸に行幸あり○梨木神社を別格官幣社に列す

十月 十一日 共同運輸會社、三菱會社と合併して日本郵船會社を創立せしにより國庫毎歲金

郵船會社補助金

八十八萬圓の補助金を與ふ

十月 十二日 安藤太郎を總領事と爲し、布哇に駐在せしむ

十月 十三日 天皇、築地本願寺に行幸あり、觀古美術館を觀給ふ

十月 十五日 下關海峽門司灣内に浮標を設く

十月 十六日 屯田兵本部概則を定む○東京地方に大暴風雨あり

十月 十七日 東京淺草公園水族館成る

十月 十九日 天皇、山縣有朋邸に臨幸あり

商工會議所設置

十月 二十日 警部長、警部補の略服を改定す

十月 廿二日 札幌、根室始審裁判所に各重罪裁判所を設く○女子英學會を京橋に創立す

十月 廿三日 皇太后、皇后、築地本願寺に行啓あり、觀古美術館を觀給ふ○商法會議所を商

工會議所と改稱し、東京、京都、長崎、名古屋、熊本に設置す

十月 廿四日 皇后、群馬縣下太田村金山へ行啓あり○大審院裁判所の書類保存規程を定む

十月 廿六日 皇后、金山より還啓あり

十月 廿七日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、軍旗授與式を行ひ給ふ○飯田事件の村松愛藏

八木重治等の公判あり、處罰各差あり

十月 廿八日 漢學者長梅外歿す年七十六梅外詩鈔、二篇、詩書評釋、左傳發箋、左遷錄、隨筆詩話等、

十月 廿九日 天皇、根岸競馬場に行幸あり

十月 三十日 元老院議官上野景範を罷む

十月 卅一日 砲兵工廠條例を改正す

十月 中 電信爲替及び小爲替制度を施行す○星亨、出獄す

十一月 二日 蠶絲業組合準則を定む

十一月 四日 小笠原島娼妓取締規則を定む

十一月 五日 陸軍獸醫部講習生假規則を定む

十一月 六日 大藏省國債局を書記局庶務課と改む

十一月 七日 海軍武官結婚條例を定む

電信爲替、小爲替制度施行

飯田事件公判



種痘規則制定

- 十一月九日 種痘規則を制定す
- 十一月十一日 大日本織物協會成る
- 十一月十三日 皇后、華族女學校に臨啓あり、開校式を觀給ふ
- 十一月十四日 東京鎮臺の分營を佐渡に設く
- 十一月十六日 皇太后、萩の御茶屋に臨み、菊花を觀給ふ○訓盲啞院を文部省の所管と爲す
- 十一月十八日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛兵を觀給ふ○小説家高島藍泉歿す年四十八怪化百物語、梅柳春雨譚、續明治烈婦傳、梅柳新話、巷説見手拍、櫻柳餘談、晝夜帶加茂川染、怪談深閨屏、陰明露都奇、走書玉章の薄壽美、花見譽片腕、上野戰爭實記、御伽話手遊八景等
- 十一月十九日 皇太后、皇后、鹿鳴館に行啓あり、婦人慈善會を觀給ふ
- 十一月二十日 實業家三井高福歿す年七十八
- 十一月廿一日 天皇、新宿植物御苑に行幸あり
- 十一月廿三日 韓國に赴き事を擧げんとする事發覺し、大井憲太郎、小林楠雄を大阪に、稻垣示、新井章吾を長崎に於て捕ふ、之を大阪事件と稱す
- 十一月廿四日 耶蘇教信徒大會を東京に開く
- 十一月廿五日 天皇、吹上御苑に行幸あり、打毬を觀給ふ
- 十一月廿六日 東京淺草法律學校成る
- 十一月廿七日 天皇、黒田清隆邸に臨幸あり○篆刻家小曾根乾堂歿す年五十八
- 十一月廿八日 東京、大阪、横濱、神戸、各株式取引所の金銀貨幣取引を停止す
- 十一月三十日 千住大橋成る

大阪事件

- 十二月一日 陸軍中將鳥尾小彌太、同谷干城を歐洲に差遣す○米商會所及び株式取引所收稅規則を施行す
- 十二月二日 山階宮繼嗣定鷹王を小松宮に、梨本宮菊麿王を山階宮に、久邇宮多田王を梨本宮の繼嗣と定む○短銃強盜清水定吉捕へらる
- 十二月三日 輻重輸卒概則を改定す○露國特命全權公使ダウキドッフ東京に客死す年四十七
- 十二月四日 北海道船改派出所の石別、振別を廢し、久遠、紗那を置く
- 十二月五日 本草家森養竹歿す年五十九神農本草經校本、遊相醫話、本草經藥和名攷
- 十二月七日 皇后、華族女學校に行啓あり
- 十二月十日 特別全權公使青木周藏を外務大輔と爲す
- 十二月十一日 京都諸宮殿取締區域を定む
- 十二月十二日 大阪、堺間の鐵道成る○私立小學校の修業期限一箇年を一學級と定む○東叡山輪王寺に門跡號を許す
- 十二月十三日 勤王家黒田一葦歿す年七十六
- 十二月十五日 大越成徳を領事と爲し、佛國里昂に駐在せしむ
- 十二月十六日 東京大學に工藝學部を設置し、法學部を法政學部と改稱す
- 十二月二十日 宮中、府中の制を定む
- 十二月廿一日 東京醫學會を創立す○陸軍々樂部服制を改定す



太政大臣、  
左右大臣參  
議を廢す

十二月廿二日

太政大臣、左、右大臣、參議、各省卿を廢して新に内閣の制を定め、宮内省及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の九省を設置す  
○宮中顧問官、内大臣を宮中に置く  
○工部省を廢す  
○參事院、制度取調局を廢す  
○宮内省に御料局、内匠寮を設置す  
○三條實美を内大臣に、伊藤博文を内閣總理大臣兼宮内大臣に、井上馨を外務大臣に、山縣有朋を内務大臣に、大山巖を陸軍大臣に、松方正義を大藏大臣に、西郷從道を海軍大臣に、山田顯義を司法大臣に、谷干城を農商務大臣に、森有禮を文部大臣に、榎本武揚を遞信大臣と爲す  
○熾仁親王を參謀本部長に、大木喬任を元老院議長と爲す、佐佐木高行、川村純義、佐野常民、福岡孝弟、山尾庸三、寺島宗則を宮中顧問官と爲し、福羽美靜、宍戸璣、山口尙芳、鶴田皓、土方久元、清岡公張、安場保和、田中光顯、高橋五六、尾崎三良、中村弘毅、林清康、渡正元、大迫貞清を元老院議員と爲す  
○鹽田三郎を特命全權公使と爲し、清國に駐劄せしむ  
○三島通庸を警視總監と爲す

内閣總理大臣、宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各省を置く

工部省を廢止

第一次伊藤内閣成る

法制局を置く

十二月廿三日

内閣に法制局を置き、行政、法政、司法の各部を設く  
○山尾庸三を法制局長官に、岩崎小二郎、馬屋原彰、周布公平、平田東助、曾禰荒助、今村和郎、山脇玄、本尾敬三郎、男谷忠友、廣瀬進一、木下周一、岸本辰雄、荒川邦藏、渡邊廉吉、山縣伊三郎、牧野伸顯、廣橋賢光、小池清一、水野遵、蒲生仙を參事官と爲す  
○宮内省御料局、内匠寮職制を定む

十二月廿四日

天皇、陸軍大學校に臨幸あり  
○遞信省を開廳す  
○内閣に記録、會計、官報の三局を置き、文書、恩給の二局を廢止す  
○内閣書記官官制を改定す  
○工部大學校を文部省の所轄と爲す

十二月廿五日

鐵道本局を舊工部省構内に置く  
○水兵練習所を浦賀屯營と改稱す

十二月廿六日

天皇、有栖川宮邸に行幸あり  
○内閣總理大臣伊藤博文、政綱五章を各省大臣に頒つ、曰く官守を明にす、曰く擇叙を精うす、曰く繁文を省く、曰く冗費を節す、曰く規律を嚴にす  
○鐵道局官制を制定す  
○實業家岡本健三郎歿す

鐵道局官制を定む

十二月廿七日

皇太后、皇后、有栖川宮邸に臨啓あり

十二月廿八日

内閣に統計局を設置し、統計院を廢す  
○布告、布達は自今、官報登載を以て公式と爲す  
○農商務省の各局掛を廢止し、更に農務、商務、工務、水産、山林博物、地質、會計の八局、庶務、統計、鑛山の三課及び農事編纂掛を設置す  
○文部省の各局を廢止し、更に大臣官房、學務、編輯、會計の三局を設置す  
○鳥居小彌太、伊東祐磨を元老院議員に、高木兼寛を海軍軍醫總監と爲す  
○吉田二郎を總領事と爲し、米國紐育に駐在せしむ

統計局設置

十二月廿九日

天皇、青山御所に行幸あり  
○大阪、堺間鐵道開業式を行ふ

明治十九年

丙戌 皇紀二五四六年 西曆一八八六年

正月 一日

不換紙幣の正貨兌換を開始す

正月 四日

戰時編成概則を改正す  
○遞信省を東京京橋木挽町に設置す

不換紙幣の兌換



正月 五日 東京建築會社を創立す  
 正月 六日 農商務省所轄の三池、佐渡、生野三鑛山の事務を大藏省の管理と爲す○焚料等の目的を以て、街上又は河中に於て竹木を聚拾するを禁ず○實業家澁澤以靜歿す年八十五

正月 七日 東京南品川宿に大火あり、三百九十四戸焼く

正月 八日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、觀兵式を觀給ふ○大村治安裁判所を開廳す

正月 九日 内閣に臨時修史局を置き、修史館を廢す

正月 十日 會計検査院長安藤就高歿す

正月 十一日 加藤弘之を元老院議員と爲す、政治家小野梓歿す年三十五 國憲汎論二卷、條約改正論、日本財政論、大日本歴史、東洋經濟論、東洋遺稿二卷、政學便覽、民法之母、日本外交論、東洋論叢

正月 十二日 長門豊浦郡下大火あり、四百餘戸を焼く

正月 十三日 陸軍省所轄の土地、家屋、貸渡規則を定む○内大臣三條實美の績勳を賞し、終身年金五千圓を下賜せらる○三池、佐渡、生野の三鑛山に各工業所を置く

正月 十五日 天皇、元老院開院式に行幸あり○鈴木充美を領事と爲し朝鮮釜山に駐在せしむ

正月 十六日 内務省の戸籍局を廢し、處務條例を改定す○大藏省に官房、及び金庫局を置き調査局を主計局と改稱し、議案局を廢す

正月 十九日 天皇、代々木村御用邸に行幸あり、近衛諸兵の技術を觀給ふ

正月 二十日 司法省の局課を廢止し、更に官房、總務、民事、刑事の三局、會計、書記、記

師團を定む

錄、翻譯の三課を置く○國債局大阪出張所を廢す○俠客相模屋政五郎歿す年六十八

正月 廿一日 大藏省出納局大阪出張所を廢し、金庫局出張所を置く○渡邊驥、青山貞を元老院議員に、名村泰藏を大審院檢察長と爲す

正月 廿二日 高知縣人佐野義一、吉松壽太郎等、大臣暗弒の隱謀發覺して捕へらる

正月 廿四日 一品熾仁親王薨去年六十八

正月 廿五日 相模長浦港の海軍水雷局成る

正月 廿六日 函館、札幌、根室の三縣を廢し、更に北海道廳を設置し、支廳を函館、根室に置き、全道の施政を統理せしめ、司法大輔岩村通俊を長官と爲す

正月 廿七日 幌内鐵道火藥類運送條規を定む

正月 廿八日 東京鎮臺を第一師團、仙臺鎮臺を第二師團、名古屋鎮臺を第三師團、大阪鎮臺を第四師團、廣島鎮臺を第五師團、熊本鎮臺を第六師團と定む

正月 廿九日 故熾仁親王を豊島岡に葬る○本邦人、布哇國に隨意渡航の條約成る○海軍省の各局部課を廢し、更に官房、軍務、艦政、會計の三局を置く○知恩院住職鶴飼

徹定に淨土宗門跡號を許す○元老院議員林清康を海軍主計總監と爲す

正月 卅一日 勤王家小河一敏歿す年七十四 王政復古義舉錄、義舉私記、同附錄、禽荒秘錄、再因秘記、同書上控、入瞳日記、明烏五人男、猪首物語、僧胤康傳、追猪首物語等

二月 一日 海軍省を赤坂葵町に移轉す

二月 二日 萬國郵便聯合條約を改正す

二月 二日 萬國郵便聯合條約を改正す



二月 三日 領事南貞助をして瑪港を兼轄せしむ

二月 四日 皇后、華族女學校に行啓あり○宮内省官制を改定し、次官、書記官、秘書官、侍從職、式部職等を置く○海軍軍樂隊を横須賀鎮守府の所轄と定む

二月 五日 農商務大臣谷干城を歐洲に差遣す○副島種臣、伊知地正治、元田永孚、西村茂樹を宮中顧問官に、吉井友實を宮内次官に、杉孫七郎を皇太后宮大夫に、香川敬三を皇后大夫に、高崎正風を式部次官に、岩倉具定を大膳大夫に、池田謙齋を侍醫局長官に、原田一道を元老院議官と爲す

二月 六日 式部次官高崎正風を御歌掛長と爲す○横濱税關の新築成る

二月 九日 農商務卿谷干城に學習院長心得を兼しむ

二月 十日 皇女、降誕あり

二月 十一日 俳人橘田春湖歿す年七十三

二月 十二日 天皇、陸軍軍馬局に行幸あり

二月 十三日 長崎海軍出張所を廢し、横須賀鎮守府武庫及び倉庫の分庫を置く○東京海軍監獄署を廢す

二月 十五日 各省、院、廳の統計主任を定めしむ○元老院議官鍋島直大を罷む

二月 十六日 皇女を靜子と名付け、久宮と稱せらる○内務大臣山縣有朋を沖繩縣に差遣す

二月 十七日 内閣に臨時建築局を置く○海軍兵學校條例を廢止す

二月 十八日 陸軍治罪法を改正す○水船營業規則を定む

靜子内親王  
御降誕

法律命令制定

二月十九日 學習院燒く○海軍艦船定備夫規則を定む

二月二十日 外務大臣井上馨を建築局總裁と爲す

二月廿二日 地方稅徵收規則を定む

二月廿四日 法律命令を制定し、始て公文書を公布す

二月廿五日 藥種商營業規則を定む○石田英吉を元老院議官と爲す

二月廿六日 各省の官制を公布し、各大臣の職權を定む○内務大臣山縣有朋、東京を發し沖繩に赴く○中村正直を元老院議官と爲す

二月廿七日 陸軍軍醫部を陸軍衛生部と改稱し、各鎮臺に支部を置く

二月廿八日 劇作家萩原乙彦歿す年六十一 彌實錄、智計雜談、春色連理の庵、天寶水滸勢力傳、夜雨ぬるたま草紙、東京開化繁昌誌、西洋民權家列傳、開化商賣往來、訓蒙修身學、造化論、皇國名字大全、雅俗要文、月儀要文、

二月廿九日 書家卷菱潭歿す年四十一 楷書千字文、合體千字文、行書習字帖、草書習字帖、三體千字文、名頭苗字書、書法千字文、

二月 中 國學者蘭田守宣歿す年六十五 神朝遺文三十餘卷、每事集成一卷、神宮明治祭式一卷等

二月 中 増上寺再建成的○兌換銀行五圓券を發行す○兵神懇親會を創立す 後の神戸同盟銀行集會所

二月 中 儒者佐々樂庵歿す年七十七 筆外餘芳、詞原三叢、詞源三卷序說、采樵餘錄、經義史論雜說、文詩歌稿、

三月 一日 帝國大學令を公布す○東京大學と工部大學校の事業を更正して、帝國大學を創立す○北海道廳を開廳す○陸軍處務細則を定む

三月 二日 天皇、新宿御料地に行幸あり○皇后、華族女學校に臨啓あり○陸軍省職官定員表を定む

帝國大學令  
公布



次官を置く

三月 三日 各省に次官を設置す○芳川顯正を内務次官に、辻新次を文部次官に、野村靖を  
 遞信次官と爲す○相撲取伊勢海五太夫歿す年六十二

三月 四日 皇太后、芝公園能樂堂に行啓あり○青木周藏を外務次官と爲す

三月 五日 俳優尾上多見藏歿す年八十七○國學者久保季茲歿す年五十七 大日本史補、古語拾遺講  
義、三種神寶論、古道訓  
義、神德略述、祝詞略解、稗風口話、  
詳教辨略、杉庵雜攷、神武天皇紀講義等、

三月 六日 歳入歳出納規則を定む○樺山資紀を海軍次官に、吉田清成を農商務次官に、  
 三好退藏を司法次官と爲す

三月 九日 陸軍武官等表を改正す○郷純造を大藏次官と爲す

三月 十日 齋藤幹を領事と爲し、清國香港に駐在せしむ○帝國大學に總長を置く○渡邊洪  
 基を帝國大學總長に、議官高崎五六を東京府知事と爲す

三月 十一日 近衛職官表を改正す○獨逸特命全權公使フォンホルレーベン、佛國特命全權公  
 使ジー・アー・シエンキウヲ參内して國書を捧呈す

三月 十三日 農商務大臣谷干城、東京を發し歐洲視察の途に就く○東京、大阪、函館、神戸  
 船舶検査所及び大阪海員試験所を司檢所と改稱す○下野足利の淨圓寺炎上す

三月 十五日 宮内省の勅任奏任官員の官等年俸を改定す

三月 十六日 交際官及び領事官制を公布す○海軍大臣西郷從道に農商務大臣を兼しむ○陸軍  
 少將桂太郎を陸軍次官と爲す○陸軍中將曾我祐準、海軍中將仁禮景範を參謀本  
 部次長に、陸軍少將佐久間左馬太を仙臺鎮臺司令官と爲す

領事官制公  
布

税關官制公  
布

三月 十七日 高等官官等俸給令を公布す

三月 十八日 安田定則を元老院議官と爲す○名古屋に株式取引所を設置す

三月 十九日 東京芝の南海學校の開校式を行ふ

三月 二十日 舊銅貨天保通寶を來四月一日より各其廳下の現金支拂所にて新銅貨と交換せし  
 む

三月 廿二日 皇太后、皇后横濱に行啓あり○八代港の建馬燈臺成る

三月 廿三日 宮中顧問官寺島宗則に商法編纂委員長を兼しむ○總領事前田獻吉を罷む

三月 廿四日 東京淺草に大火あり、二百四十一戸焼く

三月 廿五日 税關官制を公布す○地方遞信官制を公布す

三月 廿六日 帝國大學の職員官等を制定す

三月 廿七日 海軍各廳處務通則を定む

三月 廿九日 元老院官制を改正公布す○内閣、賞勳局の職員及び官等年俸を公布す○參謀本  
 部の文庫課、海防課、電信課、翻譯課を廢す○黒田清綱、細川潤次郎を元老院  
 議官と爲す

三月 三十日 皇后、横須賀に行啓あり、武藏艦の進水式を觀給ふ

三月 卅一日 内務大臣山懸有明、東京に歸る

三月 中 東京神田駿河臺にニコライ聖堂の建築を始む

四月 一日 萬國郵便爲替約定を施行す○東洋繪畫共進會を開く



四月 二日 東京愛宕公園を設置す

四月 三日 畫家井上竹逸歿す七十三

四月 四日 改進黨大會を東京井生村樓に開き、地方自治、言論集會の自由二件に付き、政府に建議する事を決議す

四月 五日 府縣稅務監査規則を定む ○高等官俸給支給細則を定む

四月 七日 肥前平戸島に燈臺を設く

四月 九日 皇太后、皇后、上野公園に行啓あり ○師範學校、小學校、中學校令を公布す ○諸學校通則を公布す

四月 十日 元老院議官大島圭介を學習院長と爲す

四月 十一日 元老院の民法編纂局を閉づ

四月 十二日 皇太后、皇后、向ヶ岡彌生亭に行啓あり

四月 十三日 天皇、皇后、赤羽村に行幸啓あり、演習を觀給ふ ○陸軍看守卒召募手續を定む

四月 十五日 造兵、印刷二局の官制を公布す ○法政局長官山尾庸三を勅任官と爲す

四月 十六日 獨逸國外十六國締結せるメートル條約に加入す ○會計檢査院、駒場農學校、東京山林學校、大小林区署、商船學校、電信修技學校の各官制を公布す

四月 十七日 秩父新道の竣功式を行ふ ○柔術家戸塚彦助歿す年七十四

四月 二十日 軍用電信に係る妨害者の處分法を定む ○會計檢査院長渡邊昇を勅任官と爲す ○改進黨總代島田三郎、建白書を東京府に呈出す

師範學校、  
中學校令、  
小學校令公  
布

メートル條  
約に加入

海軍條例、  
鎮守府官制  
公布

華族世襲財  
産法公布  
高等師範學  
校、高等中  
學校、東京  
商船學校官  
制公布

條約改正會  
議

四月 廿一日 愛媛縣松山城を廢す

四月 廿二日 皇后、華族女學校に行啓あり ○海軍條例を公布す ○鎮守府官制を公布す ○遞信省管理局の名稱、位置及び管轄區域を公布す ○造幣、印刷、三池鑛山、佐渡鑛山、生野鑛山の五局の分掌規程を制定す ○各地方に便宜郵便受取所を置く

四月 廿三日 虎列刺流行の兆あり、乃ち各要港に船舶檢査所を置く

四月 廿四日 板倉勝觀に子爵を授く

四月 廿六日 無任所外交官の年俸を公布す ○海軍中將中牟田倉之助を横須賀鎮守府司令長官と爲す

四月 廿七日 長與專齋を元老院議官と爲す ○英學者石川暎作歿す年二十八 富國論肇興、富國論、米伊紙幣交換始末、

四月 廿八日 華族世襲財産法を公布す ○東京商船學校規則を改定す

四月 廿九日 皇太后、皇后、芝公園能樂堂に行啓あり ○陸海軍武官官等を公布す ○判任官官等俸給令を公布す ○技術官官等俸給令を公布す ○技術官官等俸給令を公布す ○高等師範學校、高等中學校、東京商船學校の各官制を公布す ○東京大學豫備門を第一高等中學校と改む

四月 三十日 北海道廳長官岩村通俊、鐵道技監井上勝を勅任官と爲す

四月 中 東京日日新聞、盛に郵便報知と論争を行ふ

五月 一日 小松宮定鷹王を聖上養子と定め、名を依仁と賜ひ、親王と爲す ○皇宮警察署を置く ○華族局に世襲財産課を置く ○外務大臣井上馨、各國公使と第一回條約改



正會議を外務省に開く

五月三日 瑞西と電信爲替を施行す○大藏省に建築委員局を置く

五月四日 裁判所官制を公布す○警視廳官制を公布す○第二海軍區鎮守府を吳港に、第三

海軍區鎮守府を佐世保港と定む

五月五日 巡查本部を警察本署と改稱す

五月六日 皇宮警察官服務規程を定む

五月八日 警視總監三島通庸を勅任官と爲す○島惟精を元老院議官と爲す

五月十日 皇后、躑躅園に行啓あり○教科用圖書檢定條例を定む○玉乃世履を大審院長と

爲す○岡内重俊、坂本政均を元老院議官と爲す○元老院議官島惟精歿す年五十

三

五月十一日 東京控訴裁判所を東京控訴院と改稱す

五月十二日 田園害蟲豫防規則を定む○福島縣東蒲原郡を新潟縣の管轄と爲す

五月十三日 海軍省督買本部を芝公園に設く

五月十四日 皇后、華族女學校に行啓あり

五月十五日 天皇、東京砲兵工廠に行幸あり○皇后、濱離宮に行啓あり○東京將校集會所成

五月十七日 皇太后、九條道孝邸に行啓あり

五月十八日 天皇、高等師範學校に行幸あり

裁判所、警  
視廳官制公  
布

東京控訴院  
を置く

五月十九日 ルイ・ナボレオン親王東京に至り參内拜謁す

五月二十日 陸軍軍人軍屬違警罪處分例を公布す

五月廿一日 天皇、觀古美術會に行幸あり○陸軍軍醫學舍概則を定む○横濱にて草木花卉品

評會を開く

五月廿二日 皇太后、皇后、觀古美術會に臨啓あり

五月廿三日 華族世襲財産法施行手續を定む○伯爵伊地知正治歿す年七十三

五月廿五日 皇太后、皇后、東京砲兵工廠に行啓あり○小學校の學科及び其程度を定む

五月廿六日 尋常師範學校の學科及び其程度を定む

五月廿七日 帝國大學院の學生入學規程を定む

五月廿八日 バルガリア國と郵便爲替を施行す

五月廿九日 皇后、高等師範學校に行啓あり

五月三十日 羽後秋田市大火あり、三千四百七十四戸を火く

五月卅一日 天皇、吹上御苑に行幸あり○布哇渡航條約の締結を公布す

六月 一日 東京郵便局を開く

六月 二日 爆裂物取締規則違反の嫌疑を以て入獄中の大石正巳、馬場辰猪を無罪放免す

六月 三日 裁判所管轄區畫表を改正して之を公布す

六月 四日 智利國と別配達郵便を交換す

六月 五日 瑞西國外十一國間締結の赤十字條約に加入す○西班牙辦理公使ジョーゼ・デラ

赤十字條約  
加入



海軍公債條例公布

ヅツト、參内して國書を捧呈す

六月 六日 海軍公債證書條例を公布す、發行總額千七百萬圓の五分利付なり

六月 八日 内國旅費規則を定む○陸軍武官は私用たりとも、必ず軍服を着用せしむ

六月 九日 熾仁親王を一品に叙す○罰金及び追徴に係る上告豫納金を公布す○渡邊修を副領事と爲し、韓國元山津に駐在せしむ

六月 十日 陸軍軍樂隊條例を定む

六月 十二日 海軍少將有地品之允を横須賀軍港司令長官と爲す○亡命朝鮮志士金玉均に退去命令を下す

六月 十四日 學習院を高等中學校内に移す

六月 十九日 學習院職員及び官等を改定す

六月 廿一日 小學校教員免許規則を定む

六月 廿二日 儒者松岡蘆堤歿す年七十二狂歌集二卷、詩集

六月 廿三日 伯爵黒田清隆、東京を發し歐洲漫遊に赴く○皇族大臣以下の各夫人は、朝儀を始め、禮式相當の西洋服裝を隨意に相用ふべき旨を令す

六月 廿五日 日本藥局法を制定す

六月 廿六日 皇宮警察官制服及び帶劍規則を定む○國學者飯田年平歿す年六十七訂正祝詞式、祝詞語類、新姓氏

六月 廿八日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり○一年志願兵取扱規則を定む辨、啓蒙大旨、外患通論、駁異、石園歌話、石園隨筆、石園集、石園續集等

日本藥局法を制定

加波山事件  
斷罪

六月 廿九日 北海道土地拂下規則を定む○青山陸軍火藥庫を陸軍第一豫備火藥庫と爲し、各鎮臺の火藥庫を分庫と改稱す

六月 三十日 畫家池田雲樵歿す年六十三雲樵畫譜

六月 中 東京に私立明治學院を設立す

七月 一日 伊勢四日市港に燈臺を設く○西徳二郎を特命全權公使と爲し、露國に駐劄せしむ

七月 二日 交際官並に領事費用條例を改正す○海軍大臣西郷從道を歐米各國の海軍視察の爲め差遣す

七月 三日 加波山事件の罪を斷じて富松正安、横山信大、三浦文治、小針重雄、琴田岩松杉浦吉副、保田駒吉を死刑に處し、黨餘各差あり

七月 六日 僧善讓寂年八十一大經錄十一卷、本典錄十一卷、往生要集錄十卷、選擇集指津錄八卷、安樂集前記六卷、論註記六卷、文類聚鈔問書六卷、信卷錄五卷、愚禿鈔續超錄、安樂集後記四卷

七月 七日 陸軍將校服制を改正す○尋常師範學校教科書を定む○賣藥印紙交換規則を定む

七月 九日 天皇、埼玉縣下栗橋驛に行幸あり○拾錢紙幣は來二十年六月三十日限り通用を禁止す、當時通用の拾錢紙幣は五百萬圓に上る

七月 十日 内務大臣山縣有朋に農商務大臣を、陸軍大臣大山巖に海軍大臣を兼ねしむ

七月 十一日 侯爵山内豐範薨す

七月 十二日 英國グリニッチ天文臺子午儀中心經過子午線を經度本初子午線となすを以て、東經百三十五度の子午線時を本邦一般の標準時と定む○海軍武官等表を改正

標準時を定む



地方官官制  
公布

公布す○海軍高等武官俸給令を公布す○地方官官制を公布す  
 七月十三日 海軍大臣西郷従道、横濱解纜、米國に赴く  
 七月十五日 警視折田正介を消防司令長と爲す  
 七月十六日 稻垣大祥に子爵を授く  
 七月十七日 横濱を虎列刺病流行地と認定す  
 七月十九日 中仙道鐵道敷設の爲め、募集せる公債の残額一千萬圓を轉じて東海道線工事に使用する旨を公布す

海軍兵學校  
設置

七月廿一日 朝彦親王の二男巖麿王は邦憲に、三男志鷹王は邦彦と改名せらる  
 七月廿二日 駒場農學校、東京山林學校を廢し、更に東京農林學校を設置す  
 七月廿四日 陸軍檢閲條例を改正公布す○陸軍武官進級條例を改正公布す○臨時建築局に副總裁を置き、警視總監三島通庸をして之を兼しむ○陸軍中將小澤武雄を參謀本部次長と爲す○廣島縣下由良港に海軍兵學校を設く  
 七月廿六日 朝鮮志士金玉均、神奈川縣にて拘留さる  
 七月廿八日 酒造稅則附則を改正公布す  
 七月三十日 皇后華族女學校に行啓あり  
 七月卅一日 箱根塔島離宮成る  
 七月 中 三重紡績會社を設立す  
 八月 五日 内務大臣山縣有朋、外務大臣井上馨、東京を發し北海道視察に赴く

玉乃世履自  
殺す

八月 六日 條約改正準備の爲め法律取調所を外務省に設置す○東京農林學校の校則を定む  
 八月 七日 外務大臣井上馨を法律取調委員長と爲す  
 八月 八日 朝鮮志士金玉均を小笠原島に護送す○落語家橘圓太郎歿す年五十四  
 八月 九日 遞信大臣榎本武揚、東京を發し北海道視察に赴く○大審院長玉乃世履自殺す年六十二

登記法公布

八月 十日 皇后、純然たる西洋服裝をし給ふ  
 八月十一日 近衛都督彰仁親王を軍事視察の爲め、歐洲に差遣す○登記法を公布す○公證人規則を公布す○儒者宇都宮龍山歿す年八十四 竹雪山房詩鈔、開校後話聞、答、興學通言、芳山遊記  
 八月十二日 學習院規則及び學科を改定す○尾崎忠治を大審院長に西成度を東京控訴院長と爲す

清國水兵殺  
傷事件

八月十三日 清國丁汝昌の率ゐる北洋艦の軍艦鎮遠、定遠、濟遠、威遠、長崎に來り、水兵上陸して亂暴を働く  
 八月十四日 熊本鎮臺司令官三浦梧樓を罷む  
 八月十五日 清國水兵、再び長崎に上陸して亂暴し、互に殺傷あり  
 八月十六日 長崎事件にて清國士官一名、水兵三名、日本巡查一名、之に死し、彼我負傷者八十餘名あり、其談判久しく決せず  
 八月十七日 蠶種檢査規則取扱手續を定む  
 八月十八日 海軍主計學校條例を公布す○神戸に於て摩耶艦の進水式を行ふ○陸軍中將山地



元治を熊本鎮臺司令官と爲す

八月十九日 長崎事件の爲め、外務省に臨時局を置く

八月廿四日 裁判所位置及び管轄區畫表を改正公布す

八月廿七日 小説家染崎春水歿す年六十九 臺灣外記、浪華史略、報國やまと魂、時代加賀實、雜誌雨夜實庫、東京開化藤栗毛、薄佛幻日記、新編九尾傳、厚化粧萬年島出等

八月三十日 伏見宮貞愛親王、歸朝せらる

八月 中 東京體操傳習所成る

九月 三日 元老院議官土方久元を宮中顧問官と爲す

九月 四日 洋學者近藤眞琴歿す年五十六 教諭衍義、造船論略、代數幾何教科書、詞のその、新未來記

九月 六日 元老院議官西村貞陽歿す年四十二

九月 九日 狂歌師琴通舎康樂歿す年五十六

九月 十日 備前兒島郡下に風潮の爲め、堤防破壊して被害頗る多し

九月十二日 從二位豐岡隨資薨す

九月十六日 女子職業學校を東京神田に設く

九月十七日 外務大臣井上馨、東京に歸る

九月二十日 内務大臣山縣有朋、東京に歸る○横濱に大火あり、六百十五戸を火く

九月廿三日 ルイ・ナポレオン親王、横濱を發して歸國す

九月廿四日 露國特命全權公使デミトリイ・シエーウキチ、布哇辨理公使ロベルト・ウナルカーアイルツェン參内して國書を捧呈す

女子職業學校設置

九月廿五日 日米兩國犯罪人引渡條約に批准す○各地に大暴風雨あり、爲に水害多し

九月廿七日 警察官吏禮式を定む○小説家爲永春笑歿す年六十四 釋説鬼魅談話、雜誌雨夜實庫、時代加賀實、黃金水大靈蓋、東京開化藤栗毛

西國奇談、新局九尾傳、昔語室壁太師、厚化粧萬年島田

九月廿八日 參謀本部長熾仁親王を近衛都督と爲す

九月 中 儒者柏木淡水歿す年六十三 土道概言、淡水三等論、藤嶺二公傳、淡水平記、敗餘集、千坂萬塵等

十月 一日 東京産婆學校幹事尾池よね、始て産婆學研究の爲め、渡米につき送別會を神田開化樓に開く

十月 二日 彰仁親王、横濱解纜歐米視察に赴く○海軍檢閲條例を公布す○海軍高等武官進級條例を公布す

十月 五日 加波山事件の富松正安死刑に處せらる年三十八

十月 六日 尋常師範學校官制を定む○日米犯罪人引渡條約締結を公布す○小笠原島に島司を置く

十月 七日 やまと新聞を發行す

十月 九日 海軍豫備艦條例を公布す

十月 十日 陸軍召集條例を定む

十月十二日 皇后、華族女學校に臨啓あり

十月十三日 水雷艇第二震天號の進水式を行ふ

十月十四日 碁客本因坊秀甫歿す年四十八 打碁定石方圖新法、圍碁新報

日米犯罪人引渡條約締結公布

陸軍召集條例を定む

明治天皇——明治十九年



整理公債條例公布

十月十五日 國學者春原定信歿す年七十五  
十月十六日 従前の六分利付内國公債を償還整理の爲め、整理公債條例を公布す  
十月十九日 學士館を教育博物館内に移す

十月二十日 火藥取締規則を改正削除公布す

十月廿一日 法律取調所を司法省に移す

英國汽船ノ  
ルマントン  
號沈没事件  
起る

十月廿二日 英國汽船ノルマントン號、紀州沖に於て暗礁に觸れて沈没す、其際に乗客外人は盡く救助せられ、船客日本人廿三名は全部溺死す、是に於て全國民憤激して外國人の不親切を鳴らし、政府當局が外人の歡心を得るに力め、國辱を省みざるを非難し、輿論囂々として沸騰す

十月廿四日 星亨、中江篤介、末廣重恭、加藤平四郎等、全國有志大懇親會を東京井生村樓に開く、自由、改進黨の二黨、漸く聯合の傾あり

十月廿六日 戲作者勝能進歿す年六十六 櫻田雪盛忠美談、玉柳箱筒崎文庫、護國婦女太平記、春色梅開齋、西南夢物語、迷子札判、駒柱礎、泉月寫佛、弘法大師御傳記、花菜胡蝶、彩色

十月廿七日 天皇、根岸競馬場に行幸あり

十月廿八日 陸奥宗光を辨理公使と爲し、米國に駐在せしむ

十月廿九日 天皇、帝國大學に臨幸あり

十月三十日 陸軍及び海軍教官進級令を制定す

十月 中 東京駿河臺の山龍堂病院成る

十月 中 廣島博愛病院成る

萬代橋竣工  
す

十一月 一日 天皇、皇后、吹上御苑に臨み、伊國曲馬師チャリニの技術を觀給ふ

十一月 二日 陸軍、海軍諸學校に教官を設置す○西海鎮守府を吳港に築造す

十一月 三日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、觀兵式を行ひ給ふ

十一月 四日 中央衛生會官制を公布す○新潟沼垂より信濃川筋に架設せる萬代橋の竣工式を行ふ、長さ四百三十間幅四間なり

十一月 五日 小笠原島の東京府出張所を東京小笠原島廳と改稱す

十一月 七日 沖繩縣織工場を開業す

十一月 十日 天皇、伏見宮邸に行幸あり○東京、八王子間の馬車鐵道敷設を許す○俳優中村仲藏歿す年七十八

十一月 十一日 皇太后、皇后、伏見宮邸に行啓あり

十一月 十五日 天皇、吹上御苑に行幸あり○赤十字條約に加入せし旨を公布す○舊銅貨天保通寶禁止を更に明治廿四年十二月卅一日迄延期す

十一月 十六日 皇太后、芝公園能樂堂に行啓あり

十一月 十七日 皇后、博愛社病院開院式に行啓あり

十一月 十八日 三重紡績株式會社を設立す

十一月 二十日 山口中學校を山口高等中學校と改稱す

十一月 廿二日 神宮職員官等を改正公布す

十一月 廿六日 天皇、皇后、相模長浦に行幸啓あり、水雷艇の試験を觀給ふ



警備隊條例公布

十一月廿八日 英學者尺振八歿す年六十七斯氏教育論  
十一月廿九日 天皇、吹上御苑に行幸あり、乘馬を觀給ふ  
十一月三十日 警備隊條例を公布す○臨時砲臺建築部官制を公布す○高等中學校設置區域を定む

十一月卅一日 儒者早崎巖川歿す年八十二遊名勝記二十五卷、南巡名勝志一卷、登岳紀行一卷、巖川詩文集等

十二月 一日 總理大臣伊藤博文、陸軍大臣大山巖、東京を發し對馬視察に赴く

十二月 二日 集治監官制を公布す○東京大火あり、百五十一戸を火く

十二月 三日 登記法取扱規則を定む○蘭學者箕作秋坪歿す年六十二

十二月 四日 法律私立學校特別監督條規を定む

十二月 五日 彗星現はる

十二月 六日 矢島楫子等の婦人矯風會成る

十二月 七日 天皇、海軍兵學校に行幸あり○越中汽船會社を創立す○埼玉英和學校を置く

十二月 八日 ノルマントン號沈没事件に關し、國論沸騰せる爲め、政府、兵庫縣令内海忠勝に命じ神戸英國領事に訴へしむ、是日、獄を決し船長ドールクは僅に獄三ヶ月に處し、他は無罪と爲る

十二月 九日 天皇、近衛兵營に臨幸あり

十二月 十日 北海道樽前山噴火す

十二月 十二日 東京神田駿河臺に明治法律學校の新築成る

婦人矯風會成る

帝大臨海實驗所設置

十二月十三日 相模三浦郡三崎に帝國大學臨海實驗所を設置す○總理大臣伊藤博文、陸軍大臣大山巖歸京す

十二月十五日 陸軍大學校條例を改正す○東京日本橋の福井樓成る

十二月十六日 酒造稅則改正公布す

十二月十七日 海軍懲罰令を改正公布す○鳥居忠文を副領事と爲す

十二月廿一日 國學者井上淑蔭歿す年八十三國字徵、歷史通覽、一校考、神境考、覺草、櫻亭隨筆、劇辭叢話、醫術語彙、皇道唯一論、櫻花帖、金響國聲集、講稿筆記、歌格筆話、

十二月廿三日 弓術家石崎長久歿す年六十八

十二月廿五日 陸軍少將佐久間左馬太、同山地元治を中將と爲す○岩山敬義を元老院議員と爲す

十二月廿七日 警視副總監綿貫吉直を元老院議員と爲す

十二月廿八日 北海道廳官制を改正公布す○北海道函館、根室支廳を廢止す○札幌農學校官制を公布す

十二月廿九日 晃親王、貞愛親王、朝彥親王、能久親王、威仁親王を大勳位に叙し、菊花大綬章を賜ふ

十二月卅一日 根室大火あり、三百五十戸火く

十一月 中 私立關西法律學校を創立す○山陽鐵道會社を設立す○東京廻米問屋市場を置く



明治二十年 丁亥 皇紀二五四七年 西曆一八八七年

正月 三日 佐世保鎮守府の起工式を行ふ  
 正月 四日 華族就學規則を改正す  
 正月 六日 特命全權公使西徳二郎を露國に駐劄せしめて、瑞西那威國駐劄公使をも兼ねしむ  
 正月 八日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、觀兵式を行ひ給ふ  
 正月十二日 陸軍少將乃木希典、同川上操六、横濱を發し歐洲に赴く  
 正月十三日 皇太后、東京發興、京都に向はせらる  
 正月十四日 皇太后、京都に着興し給ふ  
 正月十五日 小學校職制を定む  
 正月十六日 儒者草場船山歿す年六十九日本史略傳、國朝史略、皇朝歷代歌集、船山遺稿等  
 正月十七日 皇后、婦女服制の事に付き、大臣、勅任官、華族に思召書を達し給ふ  
 正月十九日 熾仁親王、威仁親王、内大臣三條實美、東京を發す  
 正月廿一日 熾仁親王等、京都に着す  
 正月廿二日 内務大臣山縣有朋を地方制度編纂委員長と爲す○東京電燈會社、初めて電燈を點火す  
 正月廿四日 内務次官芳川顯正、外務次官青木周藝、遞信次官野村靖、内閣雇法律顧問モツセーを地方制度編纂委員と爲す

京都行幸啓

正月廿五日 天皇、皇后、孝明天皇式年祭を行はれんがため東京發輦あり  
 正月廿六日 天皇、皇后、京都に着御  
 正月廿八日 東京府、區部地方稅徵收規則を定む  
 正月廿九日 天皇、二條離宮及び京都府廳に行幸あり  
 正月三十日 天皇、皇后、泉涌寺に行幸啓あり、孝明天皇祭典を行ひ給ふ  
 正月 中 大阪府下に家屋稅を課す  
 二月 一日 天皇、京都新古美術展覽會に行幸あり  
 二月 三日 皇后、京都高等女學校に行啓あり  
 二月 五日 國庫金出納所事務順序を定む  
 二月 七日 皇太后、泉涌寺に詣うで給ふ  
 二月 八日 長崎事件落着す、乃て事件は彼我共に其廳にて審理し、懲罰すべきや否や俱に兩國司法官廳に於て各々自國の法律に照して公平に斟酌處辨する事を約し其局を結ぶ  
 二月 十日 屯田兵本部を改定す  
 二月十四日 錦織剛清なる者、都下の各新聞社に相馬事件顛末を投書し、是より世論囂々として之を論ず  
 二月十五日 天皇、皇后、京都より大阪に至り給ふ○熊本縣人徳富猪一郎、雜誌「國民の友」を發行す、是より政論雜誌盛に行はる



天理教祖歿す

二月十六日 天皇、島下郡三野原村に臨み、大阪鎮臺兵の演習を覽給ひ、京都に還幸あり  
二月十八日 天皇、修學院離宮に行幸あり○皇后、石山に行啓あり○天理教祖中山美伎子歿す年九十

還幸啓

二月廿一日 天皇、皇后、京都發輦あり、名古屋に着御し給ふ  
二月廿二日 天皇、名古屋鎮臺に臨幸あり  
二月廿四日 天皇、皇后、東京に還幸し給ふ○法學者渡邊安積歿す年三十アンソン氏契約法講義、詐偽詳説、羅馬法講義、羅馬法  
二月廿五日 大審院長尾崎忠治を高等法院裁判長と爲す  
二月廿七日 皇太后、京都新古美術會に行啓あり  
二月廿八日 海軍公債證書條例を改正公布す

大日本教育婦人會

二月 中 大日本婦人教育會を創立す

二月 中 國學者荒木田守宣歿す年八十五神朝遺文二十餘卷、每事集成一卷、神宮祭式一卷等

三月 三日 皇太后、京都を發輦あり○元老院議官鷲尾隆聚を罷む

身延山炎上

三月 四日 身延山炎上す○音曲家宇治柴喜太夫歿年四十四

三月 五日 當年度歲計豫算を公布す

三月 七日 參謀本部長熾仁親王に第五、第六兩軍管特命檢閱使を命ぜらる○理事、録事の官等俸給令を公布す

三月 八日 從二位黒田長溥薨す年七十七

三月 九日 皇太后、鳥羽港に至り給ふ

海防整備の勅語下る

三月 十日 遞信省官制を改正公布す○石井忠亮を元老院議官と爲す○東京築地小田原町の朝鮮公使館成る

三月十一日 皇太后、東京に還啓あり

三月十四日 海防整備の勅語を下し賜ひ、御手許金參拾萬圓を下し其費を助け給ふ、尋で總理大臣伊藤博文各地方長官を招きて之を宣示し、各地富豪に獻金を懇懇せしむ

三月十六日 海軍少將赤松則良を海軍語類纂委員長と爲す○獨逸皇族フレデリック・レオポルド親王、神戸に來朝、大阪に至る

三月十七日 官國幣社の神官を改め、官司、禰宜、主典を置く

所得税法公布

三月十九日 所得税法を公布す○英、佛、澳、普、土、露、サルヂニア間に締結せる海上法要義宣言に加盟す○帝國大學總長渡邊洪基を英文圖書編纂審查委員長と爲す

三月二十日 獨逸皇族レオポルド親王東京に來る○朝鮮使節李源競、歸國の途に就く

三月廿一日 獨逸皇族レオポルド親王參内謁見す○經世家星野考祥歿す年六十五

三月廿二日 天皇、延邊館に行幸あり、獨逸皇族レオポルド親王を親問し給ふ

軍用鳩を試む

三月廿三日 總理大臣伊藤博文、鹿鳴館に各府縣知事を招きて海防整備の勅語を宣示し、各地方の富豪の獻金を懇懇せしむ○陸軍省に於て始めて軍用鳩を試む

三月廿五日 皇后、向ヶ岡に行啓あり、摘草をし給ふ○工藝共進會を上野公園に開く○公私

三月廿六日 皇后、工科大学に行啓あり、活人畫を觀給ふ



三月廿七日 朝鮮公使館を循誘學館と爲す

三月廿八日 皇后、陸軍士官學校に行啓あり○北海道水産税則を公布す○前橋市大火あり、七百五十一戸焼く

三月廿九日 皇后、華族女學校に行啓あり

三月卅一日 會計検査院長渡邊昇、元老院議官海江田信義を歐米各國に差遣す

四月 一日 現金仕拂所を國庫金出納所と改稱す○鹿兒島縣下の伊佐、大隅兩郡を各南北に分ち、贈啖郡を東西に分つ○東京製綱株式會社を設立す

四月 三日 東京和蘭公使館の新築成る

四月 四日 久宮靜子内親王薨去

四月 五日 獨逸皇族レオポルド親王、お暇乞の爲め參内す

四月 六日 獨逸皇族レオポルド親王、東京を發し歸國さる○北海道に女工學校の創設を許す

四月 七日 憲兵本部を大手町に移す

四月 九日 久宮靜子内親王を豊島岡に葬る

四月 十一日 火葬場取締規則を定む

四月 十二日 辨理公使陸奥宗光を法律取調委員副長と爲し、元老院議官箕作麟祥、内閣法律顧問ロイスレル、同モツセー、法律取調委員雇ベルヒマンを委員に加へ、以て民法、商法、訴訟法の取調に着手す

靜子内親王  
薨去

四月十四日 大迫貞清を元老院議官と爲す○大井憲太郎等の陰謀事件の豫審公判決定して大

阪重罪裁判所に移す

四月十五日 七條信義に子爵を授く○國學者伊地知貞馨歿す沖繩志略、紹述  
編年、琉球志

四月十六日 天皇、皇后、目黒村に行幸啓あり、近衛兵の演習を觀給ふ

四月十七日 山口縣阿武郡内の官有山林五百六十町焼く

四月十八日 天皇、日比谷練兵場に行幸あり、近衛兵の除隊式を觀給ふ○專賣特許條例を改正公布す○商標條例を改正公布す○第二高等中學校を仙臺に、第四高等中學校を金澤に設置す

四月十九日 宮中顧問官寺島宗則の商法編纂委員長を罷む

四月二十日 總理大臣伊藤博文、鹿鳴館に於て假裝舞踏會を開き、民間有志の激怒を買ふ、是より奢侈宴遊の風、盛に行はる○福岡縣下千歲川の起工式を行ふ、舊幕臣阿部正外歿す年六十

四月廿一日 天皇、皇后、濱離宮に行幸啓あり、觀櫻の宴に臨み給ふ○伯爵黒田清隆、歐洲より歸朝す○越中富山大火あり、九百八十戸焼く

四月廿三日 地方衛生會規則を定む

四月廿六日 天皇、麻布井上馨邸に臨幸あり、演劇を觀給ふ

四月廿七日 皇后、井上馨邸に行啓あり、演劇を觀給ふ○辨理公使陸奥宗光を特命全權公使と爲す

鹿鳴館に舞  
踏會開催

富山大火



叙位條例公布

東京鐘淵紡績株式會社設立  
東京慈惠醫院成る

四月廿九日 皇太后、井上馨邸に行啓あり

五月 二日 陸軍武官拔擢進級取扱規則を改定す○函館大火あり、四百四十六戸焼く

五月 三日 儒醫宇田川興齋歿す年六十六地震豫防説、萬寶新書

五月 四日 叙位條例を公布し、華族及び諸官吏に位階を授くるの制を定め、海防費獻金者にも亦位階を授く○戸田氏共を辨理公使と爲す

五月 五日 所得税法施行細則を定む

五月 六日 外國旅費規則を定む○東京鐘淵紡績株式會社を設立す

五月 七日 天皇、皇后、有栖川宮邸に行幸啓あり○教科用圖書檢定規則を定む

五月 九日 皇后、東京慈惠醫院に行啓あり、開院式を觀給ふ○勳功に依り、大隈重信、後藤象二郎、板垣退助、勝安芳に伯爵を、森有禮、福羽美靜、田中不二麿、林友幸、岩下方平、青木周藏、吉田清成、杉孫七郎、渡邊昇、清岡公張、田中光顯、香川敬三、野村靖に子爵を授く○京都インクライン工事を起工す

五月十一日 獨逸聯邦ヘッセンランド・グラフ・フリードリツヒ・ウイールヘルム親王、東京に來る

五月十二日 寫眞術普及の元祖鵜飼玉川歿す年八十一

五月十三日 宮内省官吏の恩給例を定む○清國厦門口の帝國領事館を廢し、福州口に副領事代理を派し兼掌せしむ○ウイールヘルム親王、參内謁見す

五月十四日 取引所條例を公布す○内閣書記官長田中光顯をして會計検査院長を兼しむ

博愛社を日本赤十字社と改稱

學位令公布

食鹽無稅輸出公布

五月十五日 板垣退助、大阪に全國有志大懇親會を開く

五月十六日 ウイールヘルム親王、お暇乞の爲め參内す

五月十七日 皇后、華族女學校に臨啓あり○私設鐵道條例を公布す○ウイールヘルム親王、東京を發し歸國す

五月十八日 時任爲基を元老院議官と爲す

五月十九日 博愛社を日本赤十字社と改稱す○篤志看護婦人會を創立す○國學者矢野玄道歿す年六十五神典翼、古語拾遺私記、皇典翼、古事誤私記、日本逸史私記、正保野史、掃妖雜話、掃葉炎言、八十年の限路、應神天皇御傳記、木朝神仙傳、玉牙物語、神代文字辨論、古文彙、天放雜集、逸記、三代實錄私記、し九がり

五月二十日 學位令を公布す○電信修技學校を廢し、東京電信學校を設置し、官制を定む○養育院慈善會を鹿鳴館に開く○日本赤十字社第一回總會を開く

五月廿一日 大阪私立商船學校を創設す

五月廿三日 天皇、上野公園に行幸あり、工藝進共品會を巡覽し給ふ。黃綬褒章臨時制度を公布す○食鹽無稅輸出を公布す○勳功に依り榎本武揚、佐野常民、山尾庸三、黒田清綱、大久保一翁、宍戸磯、河田景與、海江田信義、税所篤、井上勝三、瀨眞孝、伊集院兼寛、三島通庸、大迫貞清、由利公正、山岡鐵太郎に子爵を、楨村正直、渡邊清、神山郡廉、楫取素彦、黒川通軌、小澤武雄、本田親雄、眞木長義、山地元治、佐久間左馬太、赤松則良、野崎貞澄、滋野清彦、松村淳藏、高崎正風、青山貞、高崎五六、井上良馨に男爵を授く○勝安芳、時弊廿一條を



草し内閣に建白す

五月廿四日

天皇、日比谷練兵場に臨幸あり、軍旗授與式を行ひ給ふ○皇太后、皇后、上野公園に行啓あり、工藝品共進會を觀給ふ○畫家池田綾岡歿す年七十一

五月廿五日

天皇、皇后、日本赤十字社に補助として、自今年々金五千圓を下賜せらる○大阪事件の大井憲太郎等の公判を開く

五月三十日

第五高等中學校を熊本に設置す

五月卅一日

陸軍省官制を改正公布す○監軍部條例を公布す○軍事參議官條例を公布す○衛生試驗所官制を公布す○會計検査院長渡邊昇等、歐米各國視察の爲め、横濱を解纜す○經濟學者武部敏行歿す年七十七 豐政紀聞五考補遺、重考本邦尺制、井田疑問、大關檢地廳考、貨幣鑄造考略、初稅賦、王制租稅考、改作法略記、改作始末聞書、改作始末聞書追

仁和寺炎上

五月 中

京都御室の仁和寺炎上す○日本ガラス製造會社を創立す

六月 一日

皇太后、皇后、芝公園能樂堂に行啓あり○海軍演習概則を定む

六月 二日

水雷術練習艦教則を定む○日本赤十字社に篤志看護婦人會を創設す

六月 三日

日鮮間に於ける漂民經費償還法を改正公布す○國學者尾高樞園歿す年七十六 樞園詠草、樞園詠草拾遺、類題芳風集

六月 四日

東京電信學校規則を定む○辨理公使戸田氏共を特命全權公使と爲し、澳國維也納に駐劄せしめ、特命全權公使西園寺公望を獨逸伯林に駐劄せしめ、特命全權

權田直助歿す

六月 六日

公使蜂須賀茂昭の佛國、白耳義、瑞西、西班牙、葡萄牙國公使の兼勤を免す

六月 七日

品川彌二郎を宮中顧問官と爲す

六月 八日

國學者權田直助歿す年七十九 漢文和讀例、語學問答、國文學柱、心の柱、詞の眞澄鏡、語學自在、詞の蒙語學問答、名越總合老後集、文集辨疑、用言分類、辨言分類、國文句讀考、熟海日記、古醫道經驗略、童

六月 九日

板垣退助、授爵は平素の主義に非ずと辭爵表を宮内次官吉井友實に提出す○小樽大火あり、四百二十餘戸を火く○花井お梅の箱屋峰吉殺害事件起り、世に喧傳せらる

板垣退助辭爵表を提出す

六月十一日

警察巡閱規則を定む○宮内次官吉井友實、板垣退助を招き優渥なる聖旨を傳へ前志を酬さしむ

六月十三日

登記事務費國庫支出を公布す

六月十四日

皇太后、九條邸に行啓あり○陸軍幼年學校官制を公布す○陸軍士官學校官制を公布す

六月十五日

陸軍各兵科現役士官補充條制定公布す○徳川篤敬を辨理公使と爲す○東京府尋常中學校を設立す

六月十七日

軍艦愛宕の進水式を横須賀に行ふ

六月十八日

東京日本橋中洲の埋立工事成る

六月二十日

板垣退助、宮内次官吉井友實に就き拜謁願の執奏を請ふ、允さず

陸軍幼年學校、陸軍士官學校官制公布



谷干城歸朝し、意見書を提出す

- 六月廿二日 農商務大臣谷干城、歐洲より歸朝す、尋で意見書を草し、情實の弊、内閣の弊輕佻の弊、外交の弊、行政の弊、儉勤、立憲政體の七項に分ち、總論を加へて之を内閣に提出す○東京ホテル成る
- 六月廿三日 酒井忠興に伯爵を授く
- 六月廿四日 内務大臣山縣有朋の農商務大臣代理を罷む
- 六月廿五日 板垣退助、舊自由黨員大會に於て辭爵の理由を演説す○學位令細則を定む
- 六月廿八日 特命全權公使田中不二麿の白耳義瑞西公使の兼勤を罷め、特命全權公使西園寺公望に白國公使を、特命全權公使戸田氏共に瑞西公使を兼しむ
- 六月廿九日 橋口直右衛門を副領事と爲し、韓國京城に駐在せしむ
- 六月三十日 海軍大臣西郷從道、歐洲より歸朝す
- 六月 中 内閣雇法律顧問佛人ボアソナード、裁判權に關する意見書を内閣に呈出す○對馬國下縣郡の貝鮎、大平、芋崎の三ヶ所に砲臺を築造す
- 七月 一日 陸軍大臣大山巖の海軍大臣代理を罷む○鎮守府に達する道路を國道に編入するを公布す
- 七月 二日 伯爵清水篤守の徳川と復姓するを許す
- 七月 三日 元老院議官中村弘毅歿す年四十九
- 七月 四日 露國皇族アレキサンドル・ミハロウイツチ親王横濱に來る
- 七月 五日 ミハロウイツチ親王東京に至り、參内謁見す

横濱正金銀行條例公布

- 七月 六日 横濱正金銀行條例を公布す
- 七月 七日 學位令に依り帝國大學各分科卒業生は其學科に隨ひ、學士を稱する事を得せしむ○板垣退助、再び辭爵の表を上る
- 七月 八日 天皇、濱離宮に行幸あり、ミハロウイツチ親王を謁見し給ふ○宮内書記官櫻井能監、命を衝みて板垣退助の旅館に臨み、聖旨を傳宣して辭爵表を返戻す、是に於て退助、天恩拜辭の途絶え、遂に受爵を決意す
- 七月 九日 露國皇族ミハロウイツチ親王東京を退去し、横濱解纜歸國せらる○辨理公使徳川篤敬を特命全權公使と爲し、伊國に駐劄せしむ
- 七月十一日 交際官及び領事官制を改正公布す
- 七月十二日 愛知、岐阜兩縣内の管轄替を公布す
- 七月十四日 畫家松岡環翠歿す年五十八
- 七月十五日 板垣退助、參内して受爵す
- 七月十六日 登記法を改正公布す
- 七月十八日 皇太后、皇后、華族女學校に行啓あり
- 七月二十日 海軍服制を改正公布す○伯爵松平茂昭、柳澤保申、小笠原忠忱及び高島嘉右衛門、金順松三郎に金製黃綬褒章を、中井新右衛門に銀製黃綬褒章を賜ふ○農商務大臣谷干城參内して意見書を上る
- 七月廿一日 舊九州改進黨、其懇親會を熊本に開く



横須賀第一軍港となる

七月廿二日 俳優河原崎國太郎歿す年三十五

七月廿三日 漉入紙製造取締規則を定む○文官試験試補及び見習規則を公布す○文官試験委員官制を公布す○東京海上運送保険株式會社を開業す

七月廿四日 横須賀港を海軍第一軍港と定む

七月廿五日 天皇、海軍兵學校に行幸あり○漢文學者石井南橋歿す年五十七東京竹枝、南橋散史夜話、新橋雜話

七月廿六日 農商務大臣谷干城、其意見行はれざるを以て辭職し、官中顧問官土方久元を農商務大臣と爲す○宮中顧問官宮佐々木高行を明宮御教養向主任と爲す○農商務次官吉田清成を元老院議官に、特命全權公使花房義質を農商務次官と爲す

七月廿八日 天皇、陸軍戸山學校に行幸あり

七月廿九日 官吏服務紀律を改正公布す○政府、各國全權委員に、先づ諸法律編成を完備して後、徐々に條約改正の談判に及ばんとし、條約改正を無期限に中止すべき旨を通知す

七月三十日 總領事吉田三郎を商務局長と爲す

七月 中 東京府下日暮里に東京博善社を創設す

七月 中 北海道函館に海軍修船所を置く

八月 一日 高等中學校經費支辨を公布す○東京府下の壯士林包明等、谷干城の名譽表彰運動會を九段靖國神社境内に開く

八月 三日 逃亡犯人引渡條例を公布す○氣象臺測候所條例を公布す

板垣退助、封事を上る

八月 四日 海軍掌砲兵、掌水雷兵條例を定む

八月 六日 近藤眞鋤を代理公使に、高平小五郎を領事と爲す

八月 七日 朝鮮公使閔泳駿、長崎に来る

八月十二日 板垣退助、時弊十餘條を列舉して封事を上る○大阪内外綿株式會社を創立す

八月十三日 板垣退助、東京を發し飄然歸國の途に就く

八月十五日 熊本縣三角港の開港式を行ふ

八月十六日 朝鮮公使閔泳駿東京に来る

八月十七日 陸軍省、皇族の稱呼を定む

八月十八日 滿珠、千珠兩艦の進水式を行ふ

八月十九日 日蝕あり○高等中學校に醫學部を設く

八月二十日 石川島平野造船所にて砲艦鳥海の進水式を行ふ

八月廿二日 皇子降誕あり

八月廿六日 艦船營傭夫服制を定む

八月廿七日 儒者荒木翠軒歿す年七十六鶴書、葵書、藍韻書、翠軒詩文集

八月廿八日 皇子を猷仁と名け、昭宮と稱せらる

八月三十日 鐵道局にて敬禮法を説く○第五高等中學校醫學部を長崎に置く

八月卅一日 明宮嘉仁親王を儲君に治定し給ふ

八月 中 條約改正延期に由り、政府攻撃の聲、熾にして風潮相激し悲歌慷慨の徒、競つ

條約改正延期

八月 三日 逃亡犯人引渡條例を公布す○氣象臺測候所條例を公布す



て東京府下を集る

九月 一日 十七縣の壯士總代井上敬次郎、井上平三郎、長鹽亥太郎等、宮内省に出頭して時事に就き宮内大臣に面會を求めしも拒絶せらる

九月 五日 海軍機關學校練習生教則を定む

九月 七日 壯士井上敬次郎等主唱となり、外尊内卑の風潮に激し、壯士懇親會を東京谷中天王寺に開く○ピストル強盜清水定吉を死刑に處す年四十五

九月 九日 高等中學校設置區域内府縣委員會則を公布す

九月 十日 大日本私立婦人衛生會を設く

九月 十二日 帝國大學總長渡邊洪基を文官試験局長官と爲す○北畠治房を東京控訴院檢事長と爲す○壯士總代井上敬次郎等、東京府廳を経て建白書を元老院に呈出す

九月 十三日 壯士山本佐輔、川島烈之助、片田新藏等、内務大臣山縣有朋に面會し、條約改正、集會條例、新聞紙條例、出版條例等改正の必要なるを陳述す

九月 十四日 日蝕觀測の爲め、來朝の米國天文博士ドット歸國す

九月 十五日 暹羅使節外務大臣デブハウオンジ親王、横濱に來朝す

九月 十六日 陸海軍武官恩給特例を公布す○デブハウオンジ親王、東京に至る○東洋大學を開校す

東洋大學開校

九月 十七日 内閣總理大臣伊藤博文の宮内大臣を罷め、外務大臣を兼しめ、黒田清隆を農商務大臣に、農商務大臣土方久元を宮内大臣と爲す○外務大臣井上馨を宮中顧問

官と爲し、臨時建築局總裁を罷む

九月 十九日 明宮嘉仁親王には御齡八年二月に成らせられ、學習院に降學せらる○暹羅使節外務大臣デブハウオンジ親王參内して國書并にホワイト・エレフワント大綬章を贈呈す

九月 廿一日 海軍次官樺山資紀を歐米各國に差遣す○横濱市水道の竣工式を行ふ

九月 廿二日 海軍機關學校條例を定む○名古屋電燈會社を開業す

九月 廿四日 大井憲太郎、小林樟雄等の大阪事件の判決あり

九月 廿六日 海軍候補主任用規則を定む○暹羅使節デブハウオンジ親王横濱解纜歸國せらる

○海軍少將赤松則良を中將と爲し、佐世保鎮守府建築委員長に、海軍中將眞木長義を吳鎮守府建築委員長と爲す

九月 廿七日 第一高等中學校醫學部を千葉に設く

九月 廿八日 福岡縣企救郡田向山及び田首の二ヶ所に砲臺を築造す○警視總監三島通庸の臨時建築局副總裁を罷む

九月 廿九日 更に建言、請願の違犯者は處罰するを令し、窃に民衆運動を威嚇す○内閣總理大臣伊藤博文、地方長官を召集し、憲法發布、行政振肅、條約改正の三件に就て訓令す

九月 三十日 府縣立醫學校費用の事を公布す

十月 一日 越中伏木港町大火あり、四百二十九戸焼く

横濱市水道竣工



堀秀成歿す

十月 三日 皇太后、神奈川縣下蓮光寺村に行啓あり○後藤象二郎、民間の有志者星亨、中島信行、大石正己、尾崎行雄、犬養毅、箕浦勝人、高田早苗、末廣重恭、杉浦重剛、大岡育造、田中正造、豊川良平等を芝公園三緣亭に招き、丁亥俱樂部の組織を謀る○國學者堀秀成歿す年六十七 朝ねがみ、伊勢物語章段、助辭音義考、事物名義考、日本文典辯誤、祝詞異見、音圖大全解五卷、語學問答四卷

高等商業學校を置く

十月 四日 皇太后、還啓あり○文部省官制を改正公布す○板垣退助の建白書は事實相違の廉あるを以て却下せらる

陸軍大學條例公布

十月 五日 藥用阿片賣買并に製造規則を改正公布す○文部省に専門學務局、普通學務局を設置す○東京商業學校を高等商業學校と改稱し、訓盲啞院を東京盲啞學校と改稱す○越後出雲崎大火あり、百六十戸焼く

陸軍大學條例公布

十月 七日 皇太后、芝公園能樂堂に行啓あり○陸軍大學校條件を公布す

十月 九日 横濱水道疏水式を行ふ

十月 十一日 地方測候所の位置を定む

十月 十三日 宿屋營業取締規則を定む

十月 十四日 天皇、松方正義邸に臨幸あり

十月 十五日 遞信省の長崎司檢所を開廳す

十月 十六日 壯士足立眞雄、齋藤新一郎、庄司徳二郎、宮城甚太郎等、愛國有志同盟會を組織し、大運動會を東京上野播鉢山に開く、直に解散を命ず

陸軍戸山學校條例公布

十月 十八日 皇后、華族女學校に行啓あり○陸軍戸山學校條例を公布す

十月 十九日 歌人土屋老平歿す年四十七 高崎萬事記三卷、上野古碑集說一卷、倉賀野志一卷、片岡郡志一卷

十月 二十日 主理録事の官等俸給を公布す

十月 廿一日 司法大臣山田顯義を法律取調委員長と爲す

十月 廿三日 東京淺草慈善學校成る

十月 廿六日 天皇、根岸競馬場に行幸あり

十月 廿八日 皇后、學習院に行啓あり○林權助を副領事と爲す

十月 廿九日 天皇、青山練兵場に臨幸あり、近衛兵の除隊式を觀給ふ

十月 卅一日 天皇、徳川家達邸に臨幸あり

十一月 一日 皇太后、皇后、徳川家達邸に行啓あり○京都電燈會社を開業す

十一月 二日 教導大隊下士兵卒の徽章を定む

十一月 三日 天皇、青山兵練場に行幸あり、觀兵式を行ひ給ふ

十一月 四日 奈良縣を設置す○地方税に關する寄附及び雜收入の件を公布す○尾崎忠治、細川潤次郎、鶴田皓、清岡公張、渡正元、村田保、南部甕男、西成度を法律取調委員と爲す

十一月 五日 試補待遇を奏任とし、見習待遇を判任と爲す

十一月 八日 内閣總理大臣伊藤博文、陸軍大臣大山巖、九州視察に赴く

十一月 九日 税所篤を奈良縣知事と爲す○東京府深川、洲崎の埋立地を根津の貸座敷外營業



十一月十日 警視廳より屋外集會、又は多衆列伍運動を爲す者は三日以内に管轄警察署の認可を受くべしと令す、政府攻撃の聲益々沸騰して示威運動會、頻りに行はる、を以てなり

十一月十一日 皇后、慈惠醫院に行啓あり

十一月十二日 天皇、上野共同競馬場に行幸あり

富士製紙會社設立

十一月十五日 富士製紙會社成る

十一月十七日 皇后、鹿鳴館に行啓あり、慈善會を觀給ふ

十一月十九日 内國産阿片買上拂下價格を定む

十一月廿四日 東京京橋大火あり、百六戸を火く

十一月廿五日 海軍在監人給與規則を定む

十一月廿七日 二府三十縣の有志者、上野に全國有志大懇親會を開く

十一月 中 東京織布會社を設立す

十一月 中 日比谷練兵場に司法省、裁判所、控訴院の建築を始む

十二月 一日 奈良縣廳成る

十二月 二日 後藤象二郎、宮内大臣土方久元に就て拜謁の執奏を乞ふ、之を拒む、即ち意見書を奉呈して退く

十二月 三日 東京芝御成門を壞つ○小松宮彰仁親王、神戸に歸朝せらる

海軍水雷學校を設置

十二月 五日 小松宮彰仁親王、東京に至り參内す○大阪麥酒株式會社を設立す

十二月 六日 相摸長浦に海軍水雷學校を設く○公爵島津久光薨す年七十一

十二月 九日 東京吾妻橋成る、長さ八十一間、幅八間なり

十二月 十日 天皇、陸軍大學校に臨幸あり、東京手形交換所を開設す

十二月 十二日 大藏省印刷局構内に於て紙幣八十四萬六千五百圓を焼却す

十二月 十五日 郡山、仙臺間の鐵道成る○二府十八縣の有志者總代、元老院に至り言論集會の自由、條約改正、地租減額の三大建白の裁決を迫り、物情恟々として變、將に旦夕にあり、流言風説盛に行はる

十二月 十六日 徴兵旅費定則を改定す

十二月 十七日 内閣總理大臣伊藤博文等、東京に歸る

十二月 十八日 東京淺草大火あり、四百四戸焼く○私立山口商業學校成る○舊幕臣矢田堀鴻歿す年五十九

十二月 十九日 皇居造營大略落成す、是日、車駕、巡覽あり○日本銀行總裁吉原量俊歿す年四十三

十二月 二十日 東京日本橋蠣殻町大火あり、一千六百五十二戸を焼く○鹿兒島縣立中學造士館を高等中學校制と爲す

十二月 廿一日 造幣局官制を改正公布す○司法省官制を改正公布す○裁判所官制を改正公布す

○小説家爲永春江歿す年七十九

爲永春江歿す

○小説家爲永春江歿す年七十九

雙樹の花、鶯の土産、驛路の錦、倭羅西洋織方、芳澤餘情、臺下の花、山家の錦、吹雪の袖、夜の梅、松の葉、田家の花、野分



の露、塚の浦風、雪間の若草、軒の玉水、對の花籠

十二月廿二日 平岡通義を元老院議員と爲す

十二月廿三日 天皇、東京鎮臺に臨幸あり○皇居造營事務局を廢す

十二月廿四日 神戸郵便電信局成る○遠藤謹助を造幣局長と爲す

保安條例公布

十二月廿五日 保安條例を公布す○造神宮使廳官例を公布す○陸軍砲兵射的學校條例を公布す

○農商務省の專賣特許局を廢し、更に特許局を置く○三等郵便局長を置く

十二月廿六日 參謀本部長熾仁親王の近衛都督を罷む○廣幡忠禮、久我建通、正親町實徳を從一位に叙す○保安條例により、在京の有志政客片岡健吉、中島信行、星亨、林有造、伊藤圭介、中江篤介、竹内綱、島本仲道、尾崎行雄、林包明等、二百九十四名を捕へ、皇城より三里以外に放逐す、此夜、俄に近衛兵二大隊を以て赤坂皇居を警衛せしめ、府下各區に憲兵巡查の嚴備せざる無く、特に大藏省、陸海軍の火藥庫等の警戒頗る嚴重を極む

十二月廿七日 天皇、吹上御苑に行幸あり○有志總代片岡健吉、西山志澄、山本繁馬等、十五人、退去命令を拒み、各輕禁錮三年に處せらる

十二月廿八日 陸軍下士官採用規則を公布す○新聞紙條例、出版條例、寫真版權條例を改正公布す○版權條例、脚本樂譜條例を公布す○是日までに退京を命ぜられし者總計五百七十人に達す

十二月廿九日 有志總代長澤理定、安藝喜代香等、禁を破つて上京し、保安條例廢止の建白書

を呈し、直に捕へられ輕禁錮三年に處せらる○畫家渡邊小華歿す年五十四

十二月卅一日 全國の戸數七百七十七萬九百五十六戸、人口三九百六萬九千七人なり

明治二十一年 戊子 皇紀二五四八年 西曆一八八八年

正月 一日 畫家竹本石亭歿す年六十七

正月 三日 各種の勳章等級製式及び大勳位菊花章頸飾製式を公布す

正月 四日 長野縣松本市大火あり、千五百五十戸焼く

正月 七日 天皇、青山練兵場に行幸あり、諸兵を親閲し給ふ

正月 八日 栃木縣廳焼く○跡見女學校の開校式を行ふ○私立高等普通學校を創立す

正月十三日 清國特命全權公使黎庶昌參内して國書を捧呈す○文官普通試驗事務局を東京府廳に置く

正月十四日 天皇、芝公園彌生社に行幸あり、相撲を觀給ふ

正月十六日 皇居、芝公園彌生社に行啓あり

正月十七日 伯爵松平茂昭、中御門經明、嵯峨公勝に侯爵を、子爵大原重朝に伯爵を、大村寛人に子爵を授く

正月十八日 博物館を圖書寮に屬し、官制を定む○暹羅國特命全權大使フイヤ・バスカラ・ウォングス來朝す○音曲家加藤蘆船歿す年六十四

正月十九日 天皇、皇后、小松宮邸に行幸啓あり

正月廿一日 暹羅國大使ウォングス參内して國書を捧呈す

博物館を圖書寮に屬せしむ

二絃琴 唱歌集



正月廿三日 皇后、日本赤十字社に臨啓あり

正月廿六日 皇后、華族女學校に行啓あり

正月廿七日 日暹兩國間に締結したる修好通商に關する宣言を批准し、之を公布す

正月 中 東京私立工手學校を設立す○大日本帝國水産會社を創立す

正月 中 詩人横田笙崎歿す年八十三 東海紀行、勢和遊陸、八洲紀行、播磨遊草

正月 中 儒者片山冲堂歿す年七十三 六石亭詩文鈔、岳游漫錄

二月 一日 内閣總理大臣伊藤博文の臨時外務大臣を罷め、大隈重信をして外務大臣代らし

む○横濱大火あり、千百二十戸を焼く

二月 三日 海軍督買部、會計検査部を廢し、海軍會計局に検査課を置く

二月 六日 東京工手學校を開效す

二月 七日 井上毅を法制局長官と爲す

二月 十日 特命全權公使陸奥宗光を米國華盛頓に駐割せしむ○九鬼隆一をして圖書頭を兼

しむ○探檢家松浦武四郎歿す年七十一 久摺日誌、蝦夷餘誌、撥雲餘興、納紗布日誌、藤日誌、三航蝦夷誌、三十八卷、蝦夷全圖大小二十餘冊、天鹽日誌、東西蝦夷

日誌、撥雲餘興三冊、知末日誌、石狩日誌

二月十五日 宮中顧問官山尾庸三を臨時建築局總裁と爲す

二月十七日 農商務大臣黒田清隆を巴里萬國大博覽會事務總裁に、特命全權公使田中不二麿

を副總裁と爲す 先朝事略二十餘卷、水戸黨争始末、足利徳川時代編年史、海南遺稿

二月十八日 史學者藤野海南歿す年六十三

松浦武四郎歿す

二月十九日 暹羅國大使ウオングス東京を發して歸國す

二月廿一日 陸軍大學校條例を改正公布す○日本銀行副總裁富田鐵之助を總裁と爲す

二月廿二日 櫻井能監、長崎省吾、齋藤桃太郎、田邊新七郎に皇居御引移御用を命ず

二月廿三日 陸軍下士官採用細則を定む

二月廿四日 菓子税則を改正公布す

二月廿五日 星亨祕密出版事件に關し横須賀にて拘引せらる。仙臺、名古屋、大阪、廣島、

熊本各鎮臺に騎兵大隊を設置す

二月廿七日 陸軍士官候補生検査を公布す○金工白石蒼軒歿す年六十五

二月廿九日 田邊良顯を元老院議員と爲す

三月 一日 帝國生命保險株式會社を開業す○日本セント株式會社を設立す

三月 二日 東京芝大火あり、六十一戸焼く

三月 六日 四條隆平を元老院議員と爲す

三月 七日 新潟大火あり、二百六十五戸焼く

三月 八日 式部職に主事、主事補を設置す○堤正誼を御料局長官と爲す

三月 十日 輜重廠條例を定む

三月十二日 野山砲射擊演習教令を定む

三月十三日 特命全權公使西園寺公望を特派大使と爲し、獨逸皇帝ギーヨーム第一世の葬儀

參列の爲め差遣せらる



三月十四日 埼玉縣浦和町大火あり、三百六十六戸焼く

三月十五日 理事主事の試験試補練習の件を公布す

三月十六日 陸軍劍術演習教令を定む

三月十七日 明治廿一年度の歳計豫算を公布す○東京虎の門工科大学會堂に於て、獨逸皇帝の弔祭式を行ふ

三月廿一日 陸軍乘馬飼養條例を公布す○沖繩縣酒類出港稅則を公布す

三月廿二日 農商務省より歐米巡回取調を出版す○陸軍乘馬學校條例を公布す

三月廿四日 東京府廳の新築を始む○舊越前藩家老松本晚翠歿す年五十七

三月廿五日 實業家小松彰歿す年四十七

三月廿六日 私立小學校の組合規約を定む

三月廿七日 隱岐國に島司を置く

三月廿八日 陸軍乘馬學校を創設す

三月三十日 在外國公使館附陸軍武官俸給令を公布す○軍馬育成所官制を公布す○陸軍現役下士、上等兵、再服役條例を公布す○陸軍各兵科現役下士補充條例を公布す

三月卅一日 文部省の直轄學校收入金規則を公布す

四月 一日 東京深川靈岸寺を建立す

四月 三日 三宅雄次郎、杉浦重剛、井上圖了等、雜誌「日本人」を發行し、國粹保存の必要を説き、歐化主義に反對す○甲相武國境の開通式を行ふ

雜誌日本人發行

帝室會計審查局を設置

四月 五日 陸軍中將會我祐準を明宮嘉仁親王御教養主任と爲し、佐々木高行を罷む

四月 六日 煙草稅則を改正公布す○宮内省に帝室會計審查局を設置す

四月 八日 改進黨大會を鷗遊館に開く

四月 九日 宮内省に統計係を置く

四月 十日 讚岐鐵道會社の起工式を行ふ○東京上野公園内に大日本美術協會の開館式を行ふ

四月 十一日 上野景範薨す年四十四

四月 十六日 元老院議員鶴田皓歿す年五十四

四月 十七日 市制及び町村制を公布す

四月 十八日 佐渡夷、二見兩港の近傍に砲臺を築く○柳橋悅を元老院議員と爲す

四月 十九日 皇后、濱離宮の觀櫻會に臨啓あり

四月 二十日 皇后、華族女學校に行啓あり○宮内省に主獵局を設置す○婦人勸業會社を東京神田に置く、婦人會社の嚆矢なり

四月 廿一日 三池鑛山拂下規則を定む

四月 廿二日 後藤象二郎、東京七州の有志と福島に會し、大懇親會を開く

四月 廿五日 皇后、芝離宮に行啓あり○僧福田行誠寂年八十三 雪窓答問一卷、梅摺瑞像傳二卷、法語筆話一卷、大日本國佛法傳、綠山法語挾註一卷、傳語一卷等

四月 廿六日 煙草稅則施行細則を定む○宇田淵を加茂祭奉行に、清閑寺盛房を勅使と爲す○

福田行誠寂



樞密院を設

置  
黒田内閣成

四月廿八日 東京府下舊小塚原刑場に於て大供養を行ふ  
樞密院を設置し、天皇親臨して重要國務を諮詢し給ふ處の至高顧問の府と爲す

○海底電話線保護萬國聯合條約及び罰則施行を公布す

四月三十日 内閣總理大臣伊藤博文を樞密院議長に、農商務大臣黒田清隆を内閣總理大臣に爲し、遞信大臣榎本武揚に農商務大臣を兼しむ○大木喬任、川村純義、福岡孝弟、佐々木高行、寺島宗則、副島種臣、佐野常民、東久世通禧、吉井友實、品川彌二郎、勝安芳、河野敏鎌を樞密顧問官に、法制局長官井上毅を樞密院書記官長と爲す○山岡鐵太郎、本莊宗武、大日本國教大道社を設立す

四月 中 米價暴落し、期米最低四圓七十二錢、正米最低四圓五十六錢となる

五月 一日 駿河東照宮を別格官幣社に、神部神社、淺間神社、大歲御祖神社を國幣小社に列す

五月 五日 特別認可學校規則を定む○東京乗合馬車會社を創設す

五月 七日 文部省、始めて加藤弘之、重野安繹、外正一、小中村清矩、島田重禮に文學博士を、箕作麟祥、鳩山和夫、穗積陳重、菊池武夫、田尻稻次郎に法學博士を、

池田謙齊、橋本綱常、高木兼寛、三宅秀、大澤謙二に醫學博士を、矢田部良吉、伊藤圭介、菊池大麓、山川健次郎、長井長義に理學博士を、松本莊一郎、古市公威、原口要、長谷川芳之助、志田林三郎に工學博士を授く

五月 八日 始めて樞密院を開き、憲法制定を會議す○東洋洋紙會社を開業す

博士號を授

五月 九日 皇后、東京慈惠醫院に行啓あり○神道青年會を設立す

五月 十日 寺島宗則を樞密院副議長と爲し、宮内大臣土方久元に樞密顧問官を兼しめ、吉田清成、元田永孚を樞密顧問官と爲す

五月十一日 内務大臣山縣有朋、東京を發し對馬に赴く

五月十二日 旅團司令部條例、大隊區司令部條例、衛戍條例を制定公布す○參軍官制を制定公布し、參謀本部條例を廢止す○陸軍參謀本部條例、陸軍參謀職制、陸地測量部條例を制定公布す○師團司令部條例を制定公布し、鎮臺條例を廢止す○海軍參謀本部條例を公布す○陸軍團隊配備、陸軍管區を制定公布す○陸軍高等官管衙副官條例を制定公布す○陸軍大學校條例を改正公布す

五月十三日 弓術家土田古弓歿す年八十四

五月十四日 各鎮臺を師團本部と改む○獨逸臨時代理公使バロン・カール・フォン・デルンベルヒ、西班牙臨時代理公使ベードロ・ド・カレール・イー・レンペイユール内謁見す○陸軍大將熾仁親王に參軍を兼しめ、陸軍中將小澤武雄を陸軍參謀本部長に、中將三好重臣を第一師團長に、同佐久間左馬太を第二師團長に、同黒川通軌を第三師團長に、同高島鞆之助を第四師團長に、同野津道實を第五師團長に、同山地元治を第六師團長に爲す○海軍中將仁禮景範を海軍參謀本部長と爲す○沖繩縣及び小笠原島に於る裁判官、検査官職務を定め、之を公布す

五月十五日 皇后、芝公園能樂堂に行啓あり

旅團司令部  
條例公布  
參軍官制を  
定め參謀本  
部條例を廢  
止す  
陸軍參謀本  
部條例師團  
司令部條例  
を制定し鎮  
臺條例を廢  
止す  
海軍參謀本  
部條例を公  
布



五月十六日 三宮義胤を主殿頭と爲す  
 五月十七日 皇后、上野公園美術展覽會に行啓あり○函館商船學校規則を定む  
 五月十八日 丁年以上の各親王及び内大臣三條實美の重要國務に參するを聽し、樞密院會議に列せしむ  
 五月十九日 海軍參謀本部高等武官定員を公布す○砲兵會議條例、工兵會議條例を改正公布す  
 五月廿一日 對馬嚴原の淺海灣砲臺成る  
 五月廿二日 兩毛鐵道會社の假開業式を行ふ○東京神田大火あり、七百七十九戸焼く  
 五月廿四日 獨逸聯邦撒遜威馬爾國太子ベルナル親王横濱に來朝す  
 五月廿五日 樞密院始て憲法草案の本會議を開く  
 五月廿六日 陸軍理事、錄事服務概則を定む  
 五月廿七日 大隊區司令部を東京に設置す  
 五月廿八日 宮内省の華族局を爵位局と改稱し○侍從長德大寺實則をして長官を兼しめ、五辻安仲を次官と爲す○小牧昌業を内閣書記官長と爲す  
 五月廿九日 皇后、帝國大學に行后あり○ベルナル親王東京に來る  
 五月三十日 ベルナル親王參内謁見す  
 五月卅一日 臨時帝室制度取調局を宮内省に設置し、賞勳局總裁柳原前光を取調委員長と爲す

雜誌「政論」發行

御歌所を置く

海軍兵學校官制公布

六月 一日 賞勳局總裁柳原前光をして元老院副議長を兼しむ○内閣書記官長小牧昌業を報告書取調委員長と爲す○横濱内務省衛生局試驗所成る○後藤象二郎、其首唱する大同團結の機關雜誌として「政論」を發行す  
 六月 二日 ベルナル親王青山練兵場にて近衛諸隊の整列式を觀る  
 六月 四日 皇后、華族女學校に行后あり○内務大臣山縣有朋、對馬より東京に歸る○東京天文臺を東京飯倉町に設置し、帝國大學に屬せしむ  
 六月 六日 宮内省に御歌所を置き、御歌掛を廢す○陸軍蹄鐵學舎條例を定む  
 六月 七日 高崎正風を御歌所長に、冷泉爲記、松浦詮、西四辻公業、堀河康隆、富小路敬直、交野時萬、千種有任、綾小路有良、長谷信成を御歌所參候に、間島冬道、黒川眞頼を寄人と爲す○蜂須賀茂昭、五條爲榮、藤井希璞、千家尊福、中島佐衛、中島永元を元老院議官と爲す  
 六月 八日 海軍服裝規則を改正す○臨時建築局を工事、經理、書記、會計の四部に分ち、事務を處理す  
 六月 九日 ベルナル親王横濱解纜、歸國せらる  
 六月 十日 東京鎮臺兵營火く  
 六月 十一日 陸軍乘馬飼養條例を改正す  
 六月 十二日 侯爵中山忠能薨す年八十 中山忠能日記 忠能卿記  
 六月 十三日 海軍兵學校官制を公布す



六月十四日 佛國舊皇族アンリード・オルレアン參内謁見あり○陸軍中將鳥尾小彌太を樞密顧問官と爲す

六月十五日 侍從長を親任官と爲す○陸軍少將永山武四郎を北海道廳長官に、岩村通俊を元老院議官と爲す

六月十六日 整理公債條例を追加公布す○醬酒稅則を改正す

六月十七日 儒者近藤箕山歿す年七十七

六月十九日 徳川慶喜を従一位に叙す

六月二十日 日本赤十字社に資本金拾萬圓を下賜せらる

六月廿一日 飲料水營業取締規則を定む

六月廿三日 皇后、日本赤十字社に行啓あり○日本赤十字社の有功章、社員章條例を制定す○徳川義恕に男爵を授く

六月廿五日 滋賀縣廳新築成る○東京根津遊廓の營業を停止し、五日間を限り深川洲崎に移轉せしむ

六月廿六日 海軍水路部條例を公布す○陸軍蹄鐵學舎を開校す

六月廿七日 九州鐵道會社の設立を許す

六月廿八日 皇太后、皇后、俱に皇居造營場に行啓あり○陸軍軍人休暇規則を定む○清棲家教に伯爵を授く

六月廿九日 天皇、陸軍戸山學校に行幸あり○陸軍重症馬治療所官制を公布す

千住製絨所官制公布

海軍大學校公布

六月三十日 拾錢紙幣の通用を停め、是日限り交換を止む○横濱高島町遊廓を眞金町に移轉せしむ

七月 一日 自今北海道廳内に限り、荷積馬車、牛車、荷積大七、大八車、荷積中、小車は當分の内稅を免す○福岡商工會を開設す

七月 二日 煙草印紙交換手續を定む

七月 三日 千住製絨所官制を公布す○星亨の公判を開き輕禁錮一年六月に處す

七月 四日 奈良原繁を元老院議官と爲す

七月 五日 松岡郁之進、坪野平太郎を副領事と爲す○後藤象二郎、東北遊説の途に上り、各所に於て大同團結の必要なるを力説し、其勢至る處を風靡す

七月 七日 めざまし新聞を東京朝日新聞と改題して發行す

七月 八日 澳國皇族レオポルド・フェルジナンド・オヴ・トスカナ親王、横濱に來朝す

七月 九日 フェルジナンド親王東京に至る

七月 十日 フェルジナンド親王參内謁見す

七月 十一日 天皇、濱離宮に行幸あり、フェルジナンド親王を觀給ふ○佛國舊皇族アンリード・オルレアン親王横濱を發し米國に赴く○輸出酒類戻稅規則を公布す

七月 十二日 フェルジナンド親王青山練兵場に於て近衛諸隊の整列式を觀る

七月 十三日 西村茂樹を華族女學校長と爲す○學習院長大島圭介を罷む

七月 十四日 海軍大學校官制を公布す○陸軍中將谷干城を學習院御用掛と爲す



磐梯山噴火

山岡鐵太郎  
歿す

大久保一翁  
歿す

七月十五日 日本赤十字社支部を廣島に置く○磐梯山噴火す、被害頗る多く埋没家屋四十五戸、潰家四十七戸、死者四百四十四人、被害家屋四百六十三戸に達す

七月十七日 陸軍法官部を第一師團軍法會議に置く

七月十八日 皇后、華族女學校に行啓あり○外國に輸出する石炭は海關税を免除す

七月十九日 子爵山岡鐵太郎薨す年五十三戊辰解難錄  
武士道

七月廿一日 神戸地方に大暴風雨あり

七月廿三日 測量標規則を公布す○警備隊條例を改正公布す○愛知縣下に暴風雨あり

七月廿四日 大臣暗殺事件の吉松壽太郎、佐野義一を死刑に處す

七月廿五日 北海道神威岬燈臺成る○宮中顧問官井上馨を農商務大臣と爲す

七月廿七日 東京築地海軍兵學校を廣島縣江田島に移す

七月廿八日 天皇、陸軍士官學校に行幸あり○墺國皇族フェルジナンド親王、横濱解纜歸國

さる○大阪事件の罪を斷し、大井憲太郎、小林樟雄、新井章吾を各重懲役九年

に處し、其他各差あり

七月廿九日 沖繩銀行の營業を停止す○朝鮮志士金玉均を小笠原島より北海道札幌に移す

七月卅一日 兌換銀行券條例を改正公布す○東京虎の門の工部大學を帝國大學構内に移す○

子爵大久保一翁(忠寬)歿す年七十二

八月 二日 陸軍軍樂隊檢閱條例を公布す○獨逸臨時代理公使バロン・カール・フォン・デ

ルンベルヒ參内して親書を捧呈す○福井縣小濱に大火あり、五百九十九戸火く

高島炭坑事  
件

死者十二人を生ず

八月 三日 雜誌「日本人」紙上に九州高島炭坑の坑夫虐使の記事を掲ぐ、是より世論沸騰

して之を非難し、政府遂に警保局長清浦奎吾を差遣し實地視察を爲さしむ

八月 五日 學習院を虎の門舊工科大學跡に移す○劍客二代齊藤彌九郎歿す年六十

八月 六日 神戸小野濱造船所にて赤城艦の進水式を行ふ○地方税中の警察費に對する國庫

下度金の改定を公布す

八月 七日 來る十月一日より新皇居御移轉に内定す

八月 九日 華族の表札には、必ず位階爵名を記載せしむ

八月十一日 文部省、圖書大賣捌所を東京府下に設く

八月十三日 朝鮮仁川港に於て我磐城艦と米艦シユニアタ號と衝突し破損す

八月十四日 第一國立銀行の支店を朝鮮仁川に設く

八月十五日 長野、上田間の鐵道成る

八月十六日 東京市區改正條例を公布す○陸軍懲罰令を改正公布す

八月十七日 東京地震あり

八月十八日 三池炭鑛を佐々木八郎に拂下決定す

八月十九日 馬場先門内寶田町の大通を皇城の正路と定め、道巾を三十間と爲す

八月廿一日 尋常師範學校設備準則を定む

八月廿二日 後藤象二郎、東京に歸る



海軍大學校  
設置

八月廿三日 英國東洋艦隊十三艘、長崎を發し浦鹽斯德に赴く  
 八月廿四日 紀伊苦々浦に砲臺を築く  
 八月廿五日 越後出雲崎大火あり、百五十四戸火く  
 八月廿八日 海軍大學校を東京築地に設置す  
 八月廿九日 宮内次官吉井友實を皇居御移轉事務委員長と爲す○僧新井日薩寂年五十九  
 八月卅一日 大阪府下に大暴風雨あり  
 八月 中 大阪府堀川監獄に囚徒虐待事件起る○海軍兵學校廣島江田島に移轉  
 九月 一日 寶物取調局を宮内官に置く  
 九月 三日 叙勳條例並附則を廢止す  
 九月 五日 碓氷鐵道馬車を開業す  
 九月 六日 和歌山縣下伊都郡の人民、徒黨を結び蜂起して郡役所を壞つ  
 九月 八日 領事館に御眞影を下附す  
 九月 十日 松平慶永を従一位に叙す○和歌山縣下の暴徒六十餘名を捕縛す  
 九月十一日 曾禰荒助を文官普通試験委員長と爲す  
 九月十三日 樞密院議長伊藤博文、海軍大臣西郷從道、陸軍中將仁禮景範等、浪速艦に乘じ  
 日本海の形勢視察の爲め、馬關を解纜す  
 九月十五日 尋常師範學校の職員は執務に一定の服を着用せしむ○治安裁判所の出張所設置  
 す

洲崎遊廓

九月十七日 東京深川洲崎遊廓を開業す  
 九月十八日 福原實を元老院議官と爲す  
 九月十九日 横須賀造船所火く  
 九月廿一日 香港及び厦門より來る船舶に對する検査規則を停止す  
 九月廿二日 横濱煉瓦會社の開業式を行ふ  
 九月廿三日 漢學者清水樂山歿す年六十八  
 九月廿四日 樞密院議長伊藤博文等、浦鹽斯德に至り、尋で隱岐に赴く  
 九月廿五日 日米間に執行する郵便爲替定約の追加定約締結を公布す  
 九月廿七日 九鬼隆一を臨時全國寶物取調委員長と爲す○耶蘇教信徒小崎弘道、新島襄、竹  
 越與三郎、徳富猪一郎等、教義辨明に關する建白書を呈出す  
 九月廿八日 石山基正に神宮神嘗祭勅使參向を命ず  
 九月廿九日 書家柳田正齋歿す九十二歲華小韻、今様假名消息、  
論書二十首詩文集、  
 九月三十日 皇女、降誕あり  
 十月 一日 樞密院議長伊藤博文等、舞鶴に歸り具に日本海の形勢を視察す○保安條例によ  
 り退去を命ぜられし高知縣人上原駛馬等、二十九人を解除す  
 十月 二日 裁判所管轄區劃表を改正公布す  
 十月 四日 折田平内を警視副總監と爲す  
 十月 五日 農商務大臣井上馨、野村靖等をして自治制研究會を創立せしめ、鹿鳴館に於て

井上馨の自  
治制研究會



國會議事堂建設

内閣雇モツセ等に自治制の原理を講ぜしむ、之を稱して自治黨と云ふ

十月 六日 皇女を昌子と名け、常宮と稱せらる

十月 七日 關東八州大懇親會を千葉に開く、後藤象二郎、之に臨む

十月 八日 登記印紙規則を公布す

十月 十日 航路標識條例を公布す○國會議事堂の建築を始む

十月 十一日 肥田濱五郎を御料局長官と爲す

十月 十二日 警察賞與規則を定む

十月 十三日 地方官官等俸給令を改正公布す○警視廳官制を改正公布す

十月 十四日 全國有志、大同團結の主旨により、大阪新生樓に大懇親會を開く

十月 十五日 皇后、横須賀造船所に行啓あり、軍艦高雄の進水式を行ふ○海軍軍樂生の禮服制定を公布す

十月 十八日 藤島正健を銀行局長と爲す

十月 十九日 陸軍治罪法を改正公布す○海軍次官樺山資紀、歐洲より歸朝す

十月 廿一日 皇太后、群馬縣下金山町に行啓あり

十月 廿三日 皇太后、還御あり○清國并に韓國駐在領事裁判規則を公布す○海軍主計學校を築地に移す○警視總監三島通庸薨す年五十四國のすがた

十月 廿四日 警視副總監折田平内を總監と爲す

十月 廿六日 日本赤十字社に於て、事業創立二十五年祝典を舉行す

皇居を宮城と稱す  
臨時編年史  
編纂掛

十月 廿七日 皇居を宮城と改稱せらる

十月 廿九日 内閣臨時修史局を廢し、帝國大學に臨時編年史編纂掛を置く

十月 三十日 天皇、根岸競馬場に行幸あり○岩倉具定を爵位局長官と爲す

十月 卅一日 皇后、東京慈惠醫院に行啓あり

十月 中 小田原電氣鐵道を開業す○日本麥酒製造會社を設立す○後藤象二郎、有志と會し火躍會を組織す

十一月 一日 皇太后、熾仁親王妃頼子、貞愛親王妃利子、能久親王妃富子、威仁親王妃慰子を勳一等に叙し、寶冠章を賜ふ○淺野虎松、松平齊に男爵を授く

十一月 二日 陸軍治罪法施行規則を定む

十一月 三日 司法省にて帝室に關する以外は、御の字の使用を廢す○政治家馬場辰猪、米國にて客死す年三十九日本政治上の得失、條約改正論、日本監獄論、法律一斑、日本にある英人、日本の政治、自傳、日本人論、天賦人權論、日本語文典、雄辯法

十一月 五日 陸軍中將三浦梧樓を宮中顧問官兼學習院長と爲す○學習院御用掛谷干城を罷む

十一月 六日 ○畫家狩野芳崖歿す年六十一

十一月 六日 諸公債證書條例を改正公布す○補助白銅貨五錢及び銅貨二錢、一錢、半錢、一厘は、都て一口の拂方に一圓の高を限るべしと令す

十一月 七日 海軍少佐威仁親王を軍事視察として歐洲に差遣す○荻野きん、高橋みつの、始て醫師の開業免狀を受く○後藤象二郎の政論雜誌、治安妨害の故を以て發行を停止す



十一月 八日 赤坂假皇居に於て觀菊宴あり

十一月 九日 司法次官三好退藏を罷め、箕作麟祥をして之に代らしむ

十一月 十日 眞宗本山興正寺、身代限りにて財産を公賣す

十一月 十二日 昭宮猷仁親王薨去

十一月 十四日 米商會所稅率を改正公布す○政論記者大石正己を拘引す

十一月 十五日 水上取締規則を定む○天龍川鐵橋成る

十一月 十六日 各官廳の門内下馬、下乗の制限は其の便宜に任す○師團師司令部服務規則を定む

十一月 十七日 猷仁親王を豊島岡に葬る○東京藥劑學校を設立す○勳章佩用式を公布す

十一月 十八日 谷田部梅吉を領事と爲し、マニラに駐在せしむ

十一月 十九日 陸軍中將鳥尾小彌太、保守中正黨組織を發表す

十一月 二十日 遞信次官野村靖を樞密顧問官に、岩村通俊を農商務次官に、前島密を遞信次官に、農商務次官花房義質を宮中顧問官に、國司順正、堀江芳介、船越衛を元老院議員と爲す○陸軍次官桂太郎を法官部長と爲す○東京醫學校の開校式を行ふ

○東京免囚慈善保護會社を設立す

十一月 廿一日 天皇、皇后、浦和町に行幸啓あり、近衛兵の演習を觀給ふ

十一月 廿二日 各種の勳章及び大勳位、菊花頸飾章の圖様を定む

十一月 廿四日 吉田二郎を總領事と爲す

東京醫學校  
開校

十一月 廿六日 天皇、陸軍乘馬學校に行幸あり○皇后、華族女學校に行啓あり○海軍大學校を開校す

十一月 廿七日 國學者佐々木春夫歿す年七十一 萬葉集、草木考、同類葉新抄、梅垣内雜考、言葉の探、名家印譜集、詞のちかみち等

十一月 廿八日 天皇、陸軍大學校に行幸あり○度邊國武を大藏次官と爲し、郷純速を罷む

十一月 廿九日 陸軍病院條例を定む

十一月 三十日 參謀本部長小澤武雄をして臨時砲臺建築部長を兼しむ○日本墨西哥通商條約に調印す

十一月 中 鈴木雅子、始て東京看護婦會を創立す○角藤定憲、大阪高島座に於て、始て書生芝居を興行す○鳥尾小彌太保守中正派を組織す、公然政黨組織の嚆矢とす

十二月 一日 東京築地東願寺境内の幼稚園成る

十二月 二日 内務大臣山縣有朋、東京を發し歐米視察に赴く

十二月 三日 大藏大臣松方正義に内務大臣を、陸軍大臣大山巖に監軍を兼しむ○香川縣を設置す○密賣淫取締法を廢止す

十二月 五日 天象觀測及び曆書調製は文部大臣の管理と爲す○陸地測量修技傳習所を東京に設く

十二月 六日 皇太后、鹿鳴館に行啓あり

十二月 七日 公私立學校の生徒に敬禮式を定む○後藤象二郎、東京を發し、再び東海、北陸の大遊説の途に上る

日墨通商條  
約調印

政黨組織の  
始め

後藤象二郎



東京美術學校設立

十二月十日 儒者小永井小舟歿す年六十 漢史一斑、無絃琴、獨鶴清淚、濠西小築、代畫小説、天放集、清史略、小舟蘆詩文稿等、

十二月十一日 東京美術學校を上野公園に設く○花房義質を帝室會計審査局長に、九鬼隆一、品川彌二郎を宮中顧問官と爲す

十二月十三日 東京府廳焼く○古莊嘉門を第一高等中學校長と爲す

十二月十四日 三菱會社高島炭坑長崎事務所を三菱炭坑事務所に、長崎造船所を三菱造船所と改稱す

十二月十五日 陸軍兵籍規則を定む○九州鐵道會社起工式を行ふ

十二月十七日 皇太后、上野公園美術協會に行啓あり

十二月十八日 陸海軍刑法を改正公布す○特許條例、商標條例、意匠條例を改正公布す○内務省、地理局に地籍課、地誌課、氣象課を置く

十二月十九日 巖谷修を元老院議官に、河北俊弼を領事と爲す○陸軍騎兵銃を改正し、元込六連銃と爲す

十二月二十日 東京府區内清酒輸入規則を公布す

十二月廿一日 宮内省大膳職に正副膳部長、膳部を置く

十二月廿四日 陸海軍將校分限令を公布す

十二月廿五日 前田利嗣を主獵官と爲す

十二月廿六日 天皇、宮城に行幸あり○陸軍衛生會議條例を公布す○陸軍調劑手及び看護手の服制を公布す

特許條例、商標條例、意匠條例

十二月廿八日 天皇、青山御所に行幸あり、皇太后を親訪し給ふ○陸軍軍醫學校條例を公布す

○淺田德則を辦理公使と爲す

明治二十二年 己丑 皇紀二五四九年 西曆一八八九年

正月 四日 特許、意匠、商標の各條例施行細則を定む

正月 六日 東京上野公園地内の華族會館成る

正月 七日 林直庸を皇太后宮亮と爲す

正月 八日 天皇、青山練兵場に臨み、觀兵式を行ひ給ふ○樞密院を宮城内に移す○川田剛を諸陵頭と爲す

正月 九日 賢所、皇靈、神殿を宮城新殿に遷座せらる○參内及び賢所參拜、吹上御苑の昇降下乗制限を定む

正月 十日 辦理公使淺田德則をして通商局長を兼しむ

正月 十一日 宮城新に成る、天皇、皇后、赤坂離宮より宮城に遷御し給ふ○印刷局にて壹圓銀券の印刷を始む

正月 十四日 内閣賞勳局を宮内省に移す

正月 十五日 海軍省門内の下馬、下乗、規則を廢す

正月 十六日 海軍武官休職條例を定む○町村制を施行せざる島嶼指定を公布す○房總鐵道馬車會社の創立を許す○水戸鐵道會社を設立す

正月 十七日 天皇、樞密院に臨御あり○伊達宗紀の百歳の高齡を賞し物を賜ふ

宮城遷御



保守新論

中外商業新報、日本新聞、大日本帝國憲法、議院法、衆議院選舉法、貴族院議員選舉法、貴族院令公布

正月十八日 皇后、青山御所に行啓あり

正月十九日 札幌農學校官制を改正公布す

正月二十日 鳥尾小彌太、保守中正黨の機關として保守新論を發行す

正月廿二日 徴兵令を改正公布す

正月廿四日 各府縣下の公共財産管理方を定む○山田顯義を皇典講究所事務總長と爲す○官吏の公衆に對し、政事又は學術上の意見を演説するの禁を解く

正月廿六日 北海道廳郡區長の任用方を定む○帝國大學寄宿舎火あり

正月廿八日 陸海軍聯合大演習條例を定む○鐵道費補充公債條例を公布し、金二百萬圓の内債を募集す○東京市區改正土地建物處分規則を公布す

正月廿九日 津輕檜鷹に男爵を授く

正月三十日 天皇、樞密院に臨御あり

正月 中 東京、石川島造船所を設立す○物價新報を中外商業新報と改題す

二月 一日 北海道廳官制を改正公布す○日本新聞を發行し、保守中正國粹主義を唱ふ

二月 二日 横濱正金銀行條例を改正公布す○市制施行地を指定す

二月 三日 紀元節御親祭次第を定む

二月 四日 海軍國留學生取締規則を定む○第二師團砲兵二十名、脱營して行方不明と爲る

二月 七日 勳章徽章の佩用心得を定む

二月十一日 大日本帝國憲法を公布し、皇室典範を定む○貴族院令を公布す○議院法を公布す

隆盛賊名を除かる  
森有禮刺さる

市民の請願を聽し給ひ上野へ行幸

二月十二日 天皇、皇后、東京市民の請願を聽し、上野公園に行幸啓あり、歸途華族會館に臨み給ふ○海軍治罪法を改正公布す○文部大臣森有禮薨す年四十二日本に於ける宗教の自由、日本

二月十三日 河野廣中等、出獄す

二月十四日 故森有禮に正二位を追贈さる○印刷局構内に於て紙幣百九十六萬八千二百六十七圓五十錢を燒棄す

二月十五日 赤坂離宮を假東宮御所に治定せらる○陸軍軍隊機動演習條例を定む

二月十六日 有栖川宮威仁親王横濱解纜歐洲に赴かる○陸軍大臣大山巖に文部大臣を兼しむ

二月十七日 日本赤十字社支部を京都に置く○改進黨大會を東京鷗遊館に開く

二月十八日 明宮御殿を赤坂離宮に移さる

二月二十日 陸軍停職者取扱方を制定す○勤王家梶山秀藏歿す年五十三

二月廿一日 迷兒取扱及び費用支辨方を定む

二月廿三日 日本製帽子會社を創立す

二月廿五日 陸軍一年志願兵條例を公布す○徴兵事務條例改正公布す○海軍大學校官制を改正公布す



府縣會議員選舉規則

正公布す○海軍准士官服役條例を公布す○海軍軍樂練習所官制を公布す○海軍少主計候補生採用規則を公布す

二月廿六日 府縣會議員選舉規則を公布す○市制施行につき、府縣會議員選舉及び市公民の資格を公布す

二月廿七日 漢學者工藤他山歿す年七十二津輕凶荒記事、靈寢碑、他山津經藩史、官制職制學制租稅則文抄、他山遺稿等

二月廿八日 皇太后、宮城に行啓あり

二月中 國學者荒木田守宣歿す年六十五神朝遺文、神宮明治祭式、每事集成

二月中 總武鐵道株式會社を創立す○儒者河緒省齋歿す年六十四丁未打聞一得秘錄

三月一日 海軍治罪法施行規則を定む○東京圖書館官制を公布す○東京府、米、麥、繭、絲、織物、製茶等、家禽共進會を上野公園に開く○土地臺帳規則を制定す

三月二日 天皇、青山御所に行幸あり○徴兵検査規則を制定す○島津珍彥、山内豊積に男爵を授く

三月三日 杉田街道の開通式を行ふ

三月四日 陸軍一年志願兵條例施行細則を定む○東京淺草鷗遊館に於て星亨、大井憲太郎新井章吾等の大赦人慰勞會を開く

三月五日 皇太后、熱海に行啓あり○參軍熾仁親王に第三、第四師團の管内巡閱を命ぜらる○海軍高等武官進級條例を改正公布す

三月六日 警視廳官制を改正公布す

國稅徵收法公布

三月七日 參謀本部條例制定を公布す○海軍參謀部條例を公布す○陸軍大學校條制を改正公布す○海軍省官制を改正公布す○陸地測量部條例を改正公布す

三月八日 海軍中將中牟田倉之助を吳鎮守府司令長官に、同仁禮景範を横須賀鎮守府司令長官に、同赤松則良を佐世保鎮守府司令長官と爲す○長谷川貞雄を海軍主計總監と爲す

三月九日 樞密院議長伊藤博文を京都、大阪二府、愛知、三重、奈良三縣に差遣す○陸軍少將川上操六を參謀次長と爲す

三月十日 陸軍大將熾仁親王に參謀總長を兼しむ

三月十一日 陸軍將校生徒試驗委員條例を改正公布す

三月十二日 天皇、横須賀に行幸あり、軍艦八重山の進水式を觀給ふ○栃木縣寒川郡を廢す

三月十三日 國稅徵收法を公布す○市、町、村長をして國稅を徵收せしむ

三月十四日 陸地測量官官制を公布す○三條實美、蜂須賀茂韶、柳原前光の主唱にて新法律研究會を設置す

三月十五日 藥品營業並に藥品取扱規則を公布す○海軍中將眞木長義を宮中顧問官に、前田猷吉を元老院議官と爲す

三月十六日 建野郷三を元老院議官に、西村捨三を大阪府知事と爲す

三月十八日 砲臺築設取調の爲め、陸軍中將小澤武雄を歐洲に差遣す

三月十九日 陸軍輜重輪卒現役期限及び入營期限を公布す



三月二十日 此頃、後藤象二郎入閣の説行はる、大同團結派の黨員、激昂して上京する者相次ぐ

三月廿一日 勳章還納の件を公布す

三月廿二日 市制中、東京、京都、大阪三市に特例設置公布す○地券廢止を公布す○土地臺帳規則を公布す○青森縣下中津輕郡瀧澤村の古墳を長慶天皇陵參考地と治定さる○遞進大臣榎本武揚を文部大臣に、後藤象二郎を遞信大臣と爲す○後藤象二郎、是より先、大同團結を唱へて、盛に政府を攻撃し、而して醜然と内閣に入る、世人、其反覆を嘲諷す

三月廿五日 陸軍徴兵検査手續を制定す

三月廿六日 衆議院議員選舉法を定む、神官僧侶は被選舉人たるを得ず○直接國税を地租及び所得税と稱す

三月廿七日 藥劑師試験規則を定む○要塞砲兵幹部練習所條例を公布す

三月廿八日 憲兵條例を改正公布す

三月廿九日 島廳、郡役所の地租事務取扱手續を定む

三月三十日 國稅徵收法施行細則を定む○愛知縣、宮城縣に憲兵隊を設置す

三月卅一日 佐渡、生野兩鑛山を帝室財産に編入し、御料局支廳と改稱す

三月 中 第一高等中學校を東京本郷區駒込東片町に新築移轉す○歌人肥田景正歿す年七十三 苦の雨、朽葉 春雨日記等

神官僧侶は議員たり得ず

後藤象二郎入閣

同志會組織

四月 一日 土地臺帳規則施行細則を定む○經濟學協會を創設す○長谷場純孝等、同志會を組織して改進黨を唱へ、藩閥派に對抗す

四月 三日 東京地震あり

四月 六日 正二位板倉勝靜歿す年六十八

四月 十日 岐阜事件の相原尙聚、出獄す

四月 十一日 中央線中野、立川間の鐵道成る

四月 十二日 皇后、東京高等女學校、共立女子職業學校に行啓あり

四月 十三日 皇太后、豊島第七御料地に行啓あり○大島新島村大火あり、百五十戸を焼く

四月 十五日 天皇、上野美術展覽會に行幸あり

四月 十六日 皇太后、上野美術展覽會に行幸あり○静岡、濱松間の鐵道成り、東海道線開通す

四月 十七日 海兵團條例を公布す○水雷隊條例を公布す

四月 十八日 皇后、華族女學校に行啓あり○海軍横須賀海兵團事務所を設立す

四月 十九日 外務大臣大隈重信の條約改正案、倫敦タイムズ紙上に現はれ、是より世論大に沸騰す

四月 二十日 海軍衛生會議條例制定を公布す○海軍技術會議條例制定を公布す○海軍造兵廠官制の制定を公布す○海軍火藥工廠官制の制定を公布す○海軍會計監督部條例を公布す○海軍中央文庫官制を公布す海軍軍醫學校官制の制定を公布す○海軍

海兵團條令公布  
大隈外相の條約改正案外紙に現はる



病院條例を定む

四月廿二日 皇后、上野美術展覽會に行啓あり○市制、町村制施行地の所得税に關する件を公布す

四月廿三日 水路部處務細則を定む

四月廿四日 天皇、延邊館に臨幸あり○郵便報知新聞、倫敦タイムズ所掲の大隈案を翻譯し連りに論評を加ふ

河鍋曉齋歿す

四月廿五日 畫家河鍋曉齋歿す年六十二

四月廿六日 元内閣雇佛人ボアソナード歸國お暇乞の爲め參内謁見す

四月廿七日 皇后、上野公園に行啓あり、日本赤十字社總會々場に臨み給ふ○御料局長肥田濱五郎歿す年六十

四月廿八日 大井憲太郎、河野廣中等、大同團結委員會を東京江東中村樓に開く

四月廿九日 海軍下士服役條例制定を公布す○海軍下士卒再服役條例を公布す

大同俱樂部と大同協和會並立す

四月三十日 陸軍懲罰令を改正公布す○大日本監獄協會を創設す○大同團結派遂に分裂し河野廣中、大江卓、井上角五郎等は政社説を執りて、大同俱樂部を組織し、大井憲太郎、新井章吾等は非政社説を主張し、大同協和會を組織して二派に分る

四月 中 板垣退助、入閣の風説盛に行はる

五月 一日 皇太后、皇后、芝公園能樂堂へ行啓あり

五月 四日 海軍技術會議概則を定む○東京淺草大火あり、八十四戸焼く、消防夫十五名負

傷す

五月 五日 俠客三河屋幸三郎歿す年六十七

五月 六日 陸軍武官進級令制定を公布す○板垣退助大同團結派の分裂を調停せんが爲め高知を出發す

五月 七日 正親町董次郎に男爵を授く

五月 八日 國稅事務取扱を公布す○京都、大阪、愛知の各府縣立醫學校を中學校學科程度以上と認定す

會計検査院法公布

五月 九日 皇后、青山御所に行啓あり○會計検査院法を公布す○板垣退助東京に至る

五月 十日 大不列顛國特命全權公使ヒュー・フレザル參内して國書を捧呈す○濱弘一、安川繁成を會計検査院部長と爲す○大同團結政社派は東京江東中村樓に、非政社派は柳橋萬八樓に協議會を開く

五月十一日 酒井忠積、伊達宗敦、酒井忠惇に男爵を授く○伊東巳代治を樞密書記官長と爲す○東京乗合馬車會社を開業す

五月十三日 國民英學會に通信科を置く○清國駐劄特命全權公使鹽田三郎歿す年四十六

五月十三日 品川彌二郎を御料局長と爲す○大阪湊町より河内柏原間の鐵道成る

五月十四日 鬼頭梯二郎を副領事と爲し、米國紐育に駐在せしむ

五月十五日 米國特命全權公使ジョン・エフ・スウキフト參内して國書を捧呈す

五月十六日 帝國博物館、帝國京都博物館、帝國奈良博物館を設置し、官制、評議員、學藝



帝國博物館  
同京都博物  
館、同奈良  
博物館を置

委員を制定す○九鬼隆一を帝國博物館總長と爲す○日本新聞紙上に於て條約改正及び大隈案攻撃を開始す

五月十七日

静岡縣知事關口隆吉歿す年五十五點齊遺稿  
備荒錄

五月二十日

板垣退助參内して謁見す○從三位上杉齊憲薨す年六十九

五月廿一日

海軍志願兵徵募規則を改正公布す○陸軍豫備、後備、將校補充條例を公布す

五月廿三日

讚岐鐵道會社を開業す

五月廿四日

天皇、西郷從道邸に行幸あり、相撲を觀給ふ

五月廿五日

天皇、歩兵第三聯隊に行幸あり、銃鎗綱引を觀給ふ○日高襟裳崎燈臺成る

五月廿七日

皇太后、皇后、西郷從道邸に行啓あり

五月廿八日

鎮守府條例制定を公布す○海軍機關學校官制を改正公布す○海軍造船工學校官

鎮守府條例  
制定

五月廿九日

天皇、赤坂離宮に行幸あり○皇后、東京慈惠醫院に行啓あり

五月三十日

株式會社中村銀行を設立す

五月卅一日

陸軍砲工學校條例を公布す○海軍兵器補充規則を定む

六月 一日

五錢白銅貨を發行す○横濱フェリス女學校大講堂成る

六月 三日

大鳥圭介を特命全權公使と爲し、清國に駐劄せしむ

六月 四日

行政裁判手續を公布す○貴族院、伯、子、男爵議員選舉規則を公布す○貴族院

貴族院議員  
選舉規則公  
布

多額納稅者議員互選規則を公布す

六月 五日

會計検査官資格を公布す

六月 七日

日本、墨西哥新條約の批准交換成る

六月 八日

楠本正隆、東京市會議長と爲す

六月 十日

陸軍士官學校條例制定を公布す○陸軍幼年學校條例制定を公布す

六月 十一日

日獨改正條約の調印成る○物品會計規則を公布す

六月 十五日

皇太后、芝離宮に行啓あり○此頃、新聞紙上に於て女學校の風俗紊亂盛に非難せらる

六月 十六日

海軍會計監督規則を公布す○横須賀、大船間の鐵道成る○品川電燈會社を創立す

六月 十七日

皇后、上野公園日本美術協會に行啓あり

六月 十八日

樞原宮の舊址は大和國畝傍山の南方字高畠の地と治定せらる

六月 十九日

米國東洋艦隊司令長官海軍少將ジョージ・イー・ベルクナップ、艦長フレデリ

六月 二十日

ック・ウエー・マツクネア參内謁見す○尼崎紡績會社を創設す

六月 廿一日

皇后、青山御所に行啓あり○海軍志願兵徵募細則を定む

六月 廿二日

大同協和會(非政社派)大阪に於て關西有志懇親會を開き、關西俱樂部の設置

六月 廿四日

を決議す

六月 廿二日

日米郵便爲替追加條約の締結を公布す

六月 廿四日

萬國聯合郵便爲替交換約定の追加を公布す○奧地利國皇族プリンス・ハンリー・

社創立

日獨改正條  
約調印

尼崎紡績會  
社創立



條約改正反對論壓迫せらる

賴支峰歿す

六月廿五日 海軍軍人俸給令を制定す○ブルボン親王、同妃參内謁見す  
 六月廿六日 天皇、鹿鳴館に行幸あり、ブルボン親王、同妃を親問し給ふ  
 六月廿七日 皇太后、皇后、南豊島第七御料地に行啓あり○海軍軍醫學校條例を定む  
 六月廿八日 北海道開墾地租、地方税免除の件を公布す○大和吉野山に吉野宮を創立し、官幣中社に列す○條約改正反對の東京新報の發行を停止し、尋で日本新聞、東雲新聞、關西日報の發行を停止す  
 六月廿九日 天皇、陸軍戸山學校に臨幸あり  
 七月 一日 吳鎮守府、佐世保鎮守府を開廳す○海軍省雀員傭人採用規則を定む  
 七月 二日 仕拂命令委任規程を公布す○海軍軍樂生徵募細則を定む  
 七月 三日 ブールボン親王、同妃退京せらる  
 七月 四日 海軍高等武官任用條例を公布す○陸軍幼年學校生徒召募條例を公布す○艦内衛兵規則を定む  
 七月 五日 大同協和會總代小久保善七、中島又五郎、條約改正中止の建白書を元老院に呈出す  
 七月 六日 東京日本橋坂本公園を設置す  
 七月 八日 儒者賴支峰歿す年六十七  
 七月 九日 明治美術會成る

東京軍法會議を設置

陸軍砲工學校を設置

軍艦、艦隊條例公布  
宮崎夢柳歿す

七月 十日 陸軍各兵科現役士官補充條例を改正公布す  
 七月十一日 皇后、青山御所に行啓あり  
 七月十二日 監獄則を改正公布す○工兵方面條例を改正公布す○會計年度開始前現金支出規則を公布す  
 七月十五日 東京軍法會議を設置す○郵便及び電信局官制を公布す  
 七月十六日 監獄則施行細則を定む○遞信省管理局を廢す  
 七月十七日 陸軍現役滿期下士にして巡查志願者は學術試驗なくして採用するを令す  
 七月十八日 皇后、華族女學校に行啓あり○日本墨西哥新條約批准を公布す○陸軍砲工學校を舊東京鎮臺跡に設置す  
 七月二十日 宮川久次郎を副領事と爲し、清國廣東に駐在せしむ  
 七月廿三日 宮内省官制を改定す○花房義質を帝室會計審査局長に、岩倉具定を爵位局長に、鍋島直大を式部長に爲す○高崎正風を宮中顧問官と爲す○軍艦條例を公布す○艦隊條例を公布す○官吏非職條例を改正公布す○法制局長官井上毅、條約改正の非を論じ、辭表を上る○小説家宮崎夢柳歿す年三十五  
 七月廿四日 遞信省官房に圖書房を設く  
 七月廿六日 天皇、陸軍士官學校に臨幸あり  
 七月廿八日 熊本地方大地震あり、潰家二百戸、死者九十四人に達す

佛蘭西太平記、鮮血の花、虛無黨實傳記鬼歌々、佛國史談義勇兵、勤王濟民高峰の荒鷲、芒の一と兼

自由乃凱歌、魯西國虛無黨冤柱乃鞭笞、龍動塔話



土地收用法  
公布

七月廿九日 天皇、陸軍大學校に行幸あり○屯田兵條例を改正公布す○海軍少將井上良馨を常備艦隊司令長官と爲す

七月三十日 土地收用法を公布す○特別輸出港規則を公布す○首相黒田清隆邸に第一回條約改正の内閣會議を開き、上奏して勅裁を仰ぐに決す

七月卅一日 岐阜縣中島郡下の農民、水利堤防の事に關して搔擾す

七月 中 國學者橋本直香歿す年八十三萬葉集私抄、上野歌解、歌仙部類、姓氏錄補闕、作者部類傳、國史雜傳抄、百人一首小倉秘、職原私抄、旋頭歌解、諏訪語之記、題詠復葉集

横濱盲人學  
校設立

七月 中 紀淡海峽に砲臺を築造す○横濱盲人學校成る

八月 一日 特別輸出港規則施行細則を定む○陸軍少將永山武四郎を屯田兵司令官と爲す○頭山滿、佐々友房、共に内務大臣松方正義を訪ひ、條約改正の非なるを談す

八月 二日 帝國憲法發布記念章を制定公布す○首相黒田清隆邸に再び内閣會議を開き、法官任用の外人とは其意宜しく歸化人なるべしと決す

八月 七日 郵便條例を改正公布す

日露改正條  
約調印

八月 八日 日露改正條約の調印成る○鳥尾小彌太、條約改正に關する意見書を首相黒田清隆に提出す○子爵澤爲量歿す年七十七

八月 十日 天保錢鑄潰銅拂下規則を定む○條約改正の賛否さかんに論争せられ、大同團結派、頻りに政府及び改進黨を攻撃す

八月十四日 副島種臣、鳥尾小彌太、海江田信義、原田一道、西村茂樹、共に外務大臣大隈重信を訪うて法權、稅權回復の事を論ず

八月十五日

非條約改正委員會を東京神田開化樓に開き、大同俱樂部、大同協和會、保守中正黨、日本人社、熊本國權黨、福岡玄洋社、五團體より委員を出し、來る十八日を以て全國非條約改正大懇親會の開催を決議す

八月十七日 札幌農學校官制を改正公布す○長崎前畑火藥庫成る○算學者福田理軒歿す年七十五明治露劫記大全、順天測量集成、算法全書、西算速知、求合略略

八月十八日 全國非條約改正大懇親會を東京江東中村樓に開く、是より各地方にて非條約會を開く者多し

八月二十日 和歌山縣下に大水害あり、溺死七人、潰家四十三戸、浸水家屋九萬二百八十八戸に達す

八月廿二日 馬簿取扱手續を定む

八月廿四日 文學博士加藤弘之等、條約改正中止の建白書を上る

八月廿五日 非條約改正論者植木枝盛、大江卓、井上角五郎等、東京千歲座に於て同志聯合政談大演說會を開く

八月廿六日 條約改正派、東京新富座に於て有志大懇親會を開く

八月 中 條約改正問題に關し、建白を上る者、是日までに反對派百人十五通、人員五萬六千八百五十七人、賛成派百二十通、人員六千七百五十九人に達す

八月 中

算學者齋藤宣義歿す年七十三算法圓理鑑、圓理起原表、括法要辨、數理神篇二卷、算法圓理新々等

八月 中 韓國咸鏡道監司道秉式、防穀令を發し、穀物の輸出を禁ず

韓國の防穀  
令